

広島市教育委員会事務
点検・評価報告書

平成30年9月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

- 1 趣旨 1
- 2 本市教育委員会における実施方法 1

II 点検・評価結果

- 1 学校教育に関する事務
 - (1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること
 - ア 耐震化・空調設備整備の推進 2
 - イ 学校の老朽化対策等 5
 - ウ 教育の情報化の推進 7
 - エ 学校の適正配置等 10
 - (2) 教員の人事に関すること
 - ア 教員の配置状況及び新規採用 12
 - イ 教員の健康管理 14
 - ウ 教員のサービス管理 18
 - (3) 研修に関すること
 - ア 研修の実施 20
 - イ 教育研究・自己研修支援 24
 - ウ 英語教員育成研修等 27
 - (4) 児童生徒の就学等に関すること
 - ア 通学区域の弾力的な運用 29
 - イ 就学援助 32
 - ウ 私立幼稚園就園奨励費 34
 - (5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること
 - ア 教育課程・学習指導に関すること
 - (ア) 学力の向上（ひろしま型カリキュラム） **[重点取組項目]** 36
 - (イ) 徳育の充実 40
 - (ウ) 体力の向上 44
 - (エ) 平和教育の推進 **[重点取組項目]** 47
 - (オ) 文化芸術教育の推進 51
 - (カ) 多様な教育の推進 53
 - (キ) 少人数教育の推進 57
 - イ 魅力ある高校づくりの推進 59
 - ウ 幼児教育の推進 63
 - エ 生徒指導に関すること
 - (ア) いじめ・不登校等対策の推進 **[重点取組項目]** 67
 - オ 特別支援教育に関すること
 - (ア) 特別支援教育の充実 76
 - (イ) 特別支援学校における教育の充実 84

(ウ) 就学・教育相談	89
カ 開かれた学校づくり	92
(6) 教科書等の取扱いに関すること	
ア 教科書等の取扱い	95
(7) 保健・衛生等に関すること	
ア 学校保健の推進に関すること	
(ア) 感染症等の予防や発生時の措置	97
(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	99
イ 子どもの安全対策の推進に関すること	
(ア) 学校事故の防止	101
(イ) 通学時の事件・事故の防止	103
(ウ) 災害時の安全確保	107
ウ 安全でおいしい給食の推進	109
エ 食育の推進	113
(8) 私立学校の振興に関すること	
ア 私学助成	117
2 青少年の育成に関する事務	
(1) 青少年の健全育成等に関すること	
ア 放課後等の子どもの居場所の確保 【重点取組項目】	119
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	123
ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	127
エ 青少年総合相談センターにおける支援	132
オ 地域団体等の活動の支援	134
カ 青少年教育施設の管理運営等	135
キ ひきこもりがちな青少年への支援	138
ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業	140
3 その他の主な事務	
(1) 広報に関すること	
ア 広報	143

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要	145
2 聴取した意見	145

(参考)

1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	147
(2) その他の主な活動	150
2 教育委員会事務局・教育機関等組織図	152
3 広島市立学校の児童生徒数等	153

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成29年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

- (ア) 事務の目的・概要
- (イ) 前回点検・評価における課題への対応方針
- (ウ) 平成29年度における管理・執行状況
- (エ) 管理・執行状況に関する評価及び課題
- (オ) 課題への対応方針

イ 重点取組項目

平成29年度の重点取組項目としては、広島子どもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

- (ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力の向上（ひろしま型カリキュラム）」、
- (イ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、
- (ウ) 学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」

を、また、

- (エ) 共働き家庭が増加する中、今後ますます重要となる子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として「放課後等の子どもの居場所の確保」

を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に「㊦」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

平成30年8月7日（火）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 深澤 広明 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

Ⅱ 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

ア 耐震化・空調設備整備の推進

第1 事務の目的・概要

1 学校校舎等の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校舎等の耐震化に取り組んでいる。

この校舎等の耐震化は、平成 27 年度末までの完了を目標に進めていたが、応札がないことなどの入札不調等により工事発注に遅れが生じた。その結果、一部の学校を除き平成 28 年度末に整備が完了した。引き続き残りの学校について早期に完了するよう取り組む。

また、窓ガラスの飛散防止等屋内運動場の非構造部材の耐震化について、平成 32 年度までの 5 年間で完了するよう取り組む。

2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等（屋内運動場と一部の特別教室等を除く。）への空調設備整備に取り組むこととし、未整備の幼稚園、小・中学校について、耐震化工事に併せて整備する。

この整備については、校舎耐震化の前倒しに併せて平成 27 年度末までに完了する計画で進めていたが、耐震化工事の遅れ及び空調設備工事の入札不調等により遅れが生じた。その結果、平成 29 年度末までに一部の学校を除いて完了した。引き続き残りの学校について早期に完了するよう取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 学校校舎等の耐震化

学校校舎の耐震化については、似島学園小・中学校及び大手町商業高等学校を除き整備が必要な全ての幼稚園及び学校のうち、最後の広島商業高等学校の 1 棟に着工する。

似島学園小・中学校については、平成 29 年度以降順次着工し、早期の完了を目指す。また、大手町商業高等学校については、広島みらい創生高等学校の校舎建設が完了後、その機能を同校へ移転する。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化について、窓ガラスの飛散防止、照明灯、バトン等の落下防止対策を着実に進めるとともに、バスケットゴールの対策について、その方法を早急に策定した上で着手する。

2 空調設備整備の推進

空調設備整備については、似島学園小・中学校を除き、平成 29 年度末までに完了するよう、引き続き関係部署と協力し事業の進行管理を適切に行う。

似島学園小・中学校については、校舎の耐震化完了後、早期の完了を目指す。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 学校校舎等の耐震化

耐震化対象校のうち未完了の1校1棟（似島学園小・中学校、大手町商業高等学校を除く。）の着工を計画し、計画どおり実施した。

屋内運動場の非構造部材の耐震化について、窓ガラス飛散防止対策は48校を計画し、既に実施済みであった11校を除いた37校を実施、バトン調査は60校を計画どおり実施、バトン改修は24校を計画し、調査の結果、改修が不要となった21校を除いた3校を実施、照明灯落下防止対策は17校を計画し、31校を実施した。また、バスケットゴールについては、メーカーにより必要な対応が異なることが判明したため、共通の対応方法として、ワイヤーによる補強を行うこととした。

2 空調設備整備の推進

整備対象校のうち未完了の12園校（似島学園小・中学校を除く。）について、整備を完了した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学校校舎等の耐震化

(1) 評価

計画どおり取り組むことができた。なお、平成29年度中に耐震化が完了した学校はなく、学校施設の耐震化率は98.7%と、前年度と同値である。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化については、計画どおり又は計画以上に取り組むことができ、バスケットゴールについては、補強方法を確定することができた。

(2) 課題

平成29年度末に完了予定としていた広島商業高等学校の2棟について、学校との調整をより密にし、早期に完了するよう取り組む必要がある。

似島学園小・中学校の6棟についても、できる限り早期に完了するよう取り組む必要がある。

屋内運動場の非構造部材の耐震化については、平成30年度以降も計画的に進める必要がある。

2 空調設備整備の推進

(1) 評価

平成29年度末までに、215園校の整備を完了することができた。これにより整備率は99.1%と、前年度比5.3ポイント上昇し、幼稚園、小・中学校及び広島中等教育学校における良好な教育環境を拡大させることができた。

(2) 課題

似島学園小・中学校について、平成30年度中に普通教室のある校舎の耐震化が完了するため、できる限り早期に完了するよう取り組む必要がある。

【表 1】 学校施設の耐震化・空調設備整備の実績及び計画

区分	～平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度以降	
	竣工 棟数	耐震化・ 空調整備率 %	竣工 棟数	耐震化・ 空調整備率 %	竣工 棟数	耐震化・ 空調整備率 %	竣工 棟数	耐震化・ 空調整備率 %	竣工 棟数	耐震化・ 空調整備率 %	竣工 棟数	耐震化・ 空調整備率 %
耐震化	棟 240	% 85.2	棟 54	% 93.0	棟 39	% 98.7	棟 0	% 98.7	棟 7	% 99.4	棟 2	% 100.0
空調設備 整備	園校 109	% 52.2	園校 36	% 68.3	園校 58	% 93.8	園校 12	% 99.1	園校 2	% 100.0	園校 0	% 100.0

- 平成 30 年 4 月 1 日現在、耐震化の対象は、校舎 295 棟、屋内運動場 47 棟、合計 342 棟である。平成 28・29 年度の耐震化率は、竣工した棟数の累計と新耐震基準で建設されるなど耐震性能が確保されている 361 棟を含めた棟数（694 棟）を分子とし、総棟数 703 棟を分母として算出している。なお、平成 27 年度以前の耐震化率を算出する分母は、増築又は減築などにより棟数の増減があるため年度ごとに異なる。
- 平成 30 年 4 月 1 日現在、空調設備整備の対象は、幼稚園 19 園、小学校 137 校、中学校 61 校、合計 217 園校である。平成 28・29 年度の空調整備率は、竣工した園校数の累計と空港対策等で空調整備済みの 8 校を含めた園校数を分子とし、総園校数 225 園校を分母として算出している（平成 28 年度に石内北小学校を含み、平成 29 年度に広島みらい創生高等学校を含まない。）。なお、平成 27 年度以前の空調整備率を算出する分母は、廃園等による増減があったため年度ごとに異なる。

第 5 課題への対応方針

1 学校校舎等の耐震化

広島商業高等学校について、工事中の 2 棟について平成 30 年度に完了する。

似島学園小・中学校について、平成 30 年度に 4 棟、平成 31 年度以降に 2 棟にそれぞれ着工し、早期の完了を目指す。

大手町商業高等学校については、広島みらい創生高等学校の校舎建設が完了後、その機能を同校へ移転する。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化について、窓ガラス、照明灯、バスケットゴール、バトン等の落下防止対策を着実に進める。

2 空調設備整備の推進

似島学園小・中学校について、校舎の耐震化完了後、平成 30 年度中の完了を目指す。

第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後 30 年以上経過し老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、トイレ改修などの大規模な改修や、給排水設備の破損、雨漏りへの対策、破損ガラスの取替えなどの修繕、多目的トイレやスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校から要望や意見を聞き、専門の技術職員が現場を確認した上で、緊急度や必要性を判断しながら行っている。

また、学校施設の中長期的な整備計画（以下、この項目において「長寿命化計画」という。）を策定し、計画的な施設整備を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

学校施設の老朽化に伴い事後保全はもとより、学校からの整備要望や日常の維持管理状況、技術職員の巡視により劣化度を判断し、優先度の高い箇所から改修工事等を進め、予防保全を着実に行う。

長寿命化計画については、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、学校施設の老朽化の現況を把握し、学校施設の望ましい整備水準を設定した上で、維持管理、改修、改築等の方針を平成 32 年度までに策定する。このため、平成 29 年度は主要な校舎と屋内運動場全 701 棟を含む学校施設の全量を把握し、個別計画策定に必要なデータの検証を行う。

また、トイレの洋式化について、平成 32 年度までの今後 4 年間で、洋式化率が全体の 50% の割合※となるよう整備を進め、平成 29 年度は屋内運動場のトイレの洋式化に取り組む。

※ トイレの洋式化率の全国平均である 43%を超える 50%を洋式化の目標値としている。

第3 平成 29 年度における管理・執行状況

学校からの整備要望等に対し、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、給排水設備改修や、多目的トイレ及びスロープの設置等に取り組み、幼稚園 72 件、小学校 1,481 件、中学校 782 件、高等学校 207 件、広島特別支援学校 18 件の合計 2,560 件を実施し、これに要した経費は、総額 12 億 2,768 万 5 千円となった。

長寿命化計画については、他都市の状況や文部科学省の方針等の情報収集を行うとともに、学校施設の全量把握や、計画策定に必要なデータ検証を行った。

また、トイレの洋式化について、災害時における避難所の役割も担う屋内運動場について取り組み、127 校 211 個を実施し、これに要した経費は、7,640 万 2 千円となった。

【表 2】学校からの整備要望等による施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数	2,753 件	2,748 件	2,645 件	2,664 件	2,560 件
経費	13 億 3,359 万 1 千円	11 億 3,397 万 9 千円	11 億 2,566 万 9 千円	11 億 2,504 万 2 千円	12 億 2,768 万 5 千円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

緊急に措置する必要がある給排水設備の破損、雨漏りへの対策、破損ガラスの取替えなどの事後保全や、外壁補修や防水補修といった予防保全に取り組み、安全性の確保を図ることができた。また、学校からの整備要望等に対し、緊急度や必要性を判断しながら、良好な教育環境の維持及び福祉環境の向上を図ることができた。

長寿命化計画については、学校施設の全量把握や、計画策定に必要なデータの検証を計画どおり進めることができた。

トイレの洋式化については、屋内運動場のトイレの洋式便器の割合を50%まで向上させることができ、災害時における避難所として地域住民が利用しやすいものとなった。

2 課題

これまで、喫緊の課題である校舎の耐震化や普通教室等への空調設備の整備を優先して取り組んできた。今後は、施設の老朽化が進んでいることから、日常の維持管理を適切に行い、予定した改修工事等を着実にを行う必要がある。

また、トイレの洋式化について、平成32年度末までに校舎のトイレの洋式化率を50%とするため、計画どおり進める必要がある。

第5 課題への対応方針

学校施設の老朽化について、学校からの整備要望等により、緊急度や必要性を判断しながら、優先度の高い箇所から改修工事等を行うとともに、外壁改修や屋上防水等の予防保全となる工事を着実にを行う。

長寿命化計画について、本市の「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、平成32年度までに策定する。そのため平成30年度は、引き続き必要なデータ整理を行うとともに、老朽化状況の把握や望ましい整備水準等の検討を行う。

また、トイレの洋式化については、計画に沿って着実に整備を進め、平成32年度末までに校舎のトイレの洋式化率を全体の50%とする。

第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 情報ネットワークシステムの運用管理

情報ネットワークシステムを安定的に運用するよう努める。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

小・中学校等における算数・数学の指導者用デジタル教科書導入に係る効果の検証を踏まえ、今後のデジタル教材等 ICT の活用方策について検討を行うとともに、授業改善推進校（小学校 13 校、中学校 8 校 計 21 校）において実践研究を進めながら、その成果を他校へ普及させる。

また、学校の ICT 機器が更新時期を迎えていることから、今後の本市全体の教育情報化の推進と併せて、タブレット型パソコンの導入、無線 LAN 等の ICT 環境整備の方向性についても検討していく。

(2) 学校支援活動

研究授業における ICT 機器の活用状況について把握するとともに、支援を行う大学生の ICT に係るスキルの把握やマッチングを行うことを検討していく。

第3 平成 29 年度における管理・執行状況

1 情報ネットワークシステムの運用管理

教職員が情報ネットワークシステムを効率的に利用できるよう、年度移行作業等に係る FAQ（よくある質問：Frequently Asked Questions の略語）の充実や、操作に係る相談への対応などを行った。

また、計画的な保守作業等以外で情報ネットワークシステムが停止することはなかった。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

小学校においては、平成 27 年度から利用開始した算数科の指導者用デジタル教科書を授業で引き続き活用し、視覚支援効果を高めるなど、分かりやすい授業の実践を行った。

中学校においては、教科の連続性を考慮して平成 28 年度から数学科の指導者用デジタル教科書の利用を開始し、普及促進を行ったことから、その効果と活用状況の調査を実施した（小学校は平成 27 年 8 月に実施。）。

また、6 月と 8 月に藤の木小学校で、「ICT を活用した授業づくり研修」を開催（延べ 58 人参加）するとともに、11 月に古田小学校（25 人参加）と翠町中学校（33 人参加）を会場として、ICT 活用スキルの向上を図るための研修会を行った。

さらに、学校の ICT 機器が更新時期を迎えていることから、今後の本市全体の教育情報化の推進と併せて、タブレット型パソコンの導入や無線 LAN 等の ICT 環境整備の方向性について

ての検討を行った。

【表 3】数学科デジタル教科書の主な活用の効果（中学校）

区 分	とてもそう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない
① 生徒に図形等を具体的に示すことで視覚支援効果があった	76.2%	15.5%	1.2%	1.2%
② 教員の指導の手段が増え、授業の幅が広がった	48.2%	39.3%	5.4%	1.2%
③ 教員が授業での ICT 活用に関心を持った	40.5%	44.0%	9.5%	1.2%
④ 生徒が興味・関心や課題意識を持つようになった	36.3%	54.2%	3.6%	1.2%
⑤ 生徒の学習内容の理解が深まった	33.9%	57.7%	3.0%	1.2%
⑥ 教材作成・教材研究が効率的にできた	33.3%	42.9%	16.1%	2.4%

※ 「平成 29 年度 数学科デジタル教科書の活用状況調査」より抜粋（広島市教育委員会事務局 平成 30 年 2 月実施）

(2) 学校支援活動

学校が希望する具体的な支援内容を本市ホームページに掲載し、参加する大学生が、興味や適性に合った支援活動を選びやすくするための仕組みを作った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 情報ネットワークシステムの運用管理

計画的な保守作業等以外で停止することもなく、安定的に運用することができた。

(2) 学校教育 ICT 化支援

ア 教科指導における ICT 活用

算数科・数学科の指導者用デジタル教科書の活用状況調査によると、活用による効果としては、視覚支援効果や興味・関心、課題意識を児童・生徒に持たせることができ、学習内容の理解を深める授業の実現につながるとともに、教員の教材作成・教材研究が効率的に実施できている。

中学校については、算数科・数学科の指導者用デジタル教科書導入に伴い、約 9 割の学校（58 校）で学校配分予算により英語科のデジタル教科書（1～3 年のいずれか）を購入して活用するなど、ICT を積極的に活用しようとする機運が高まった。

また、「ICT を活用した授業づくり研修」参加者に対して行ったアンケート結果によると、ICT 機器の活用目的として、「授業の導入で興味・関心や課題意識を持たせ、授業のねらいを把握させる（83.9%）」、「図やグラフなどの資料を提示し、思考させる（55.3%）」といった項目の割合が高くなっており、ICT 機器を活用することで、授業の質や児童の学習に対する意欲の向上につながっているものと考えられる。

デジタルテレビや実物投影機などの ICT 機器は、平成 21～22 年度にその多くを整備しており、耐用年数（5 年）を超え、機器製造メーカーの一般的な修繕部品保管期間（製造終了後 8 年）が到来し、修繕できないケースが発生しているが、計画的な更新が進んでいない。

イ 学校支援活動

大学生が支援活動に参加しやすくするための情報提供を行うことで、ICT 活用に係る支援を必要とする学校に適切な支援を行うことができた。

2 課題

(1) 情報ネットワークシステムの運用管理

引き続き、グループウェア等の情報ネットワークシステムについて、安定的な運用に努める必要がある。

(2) 学校教育 ICT 化支援

ア 教科指導における ICT 活用

指導者用デジタル教科書の導入拡大や既存の ICT 機器の更新については、多くの経費が必要となることから、一斉に行うことは困難である。また、文部科学省が新学習指導要領の実施を見据えて示した「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画」などに示されたタブレット型パソコンや無線 LAN 等の新たな整備にも対応していく必要がある。

イ 学校支援活動

参加する大学生が、ICT 活用に係る支援を必要とする学校に適切な支援を行うことができおり、特段の課題はない。

第 5 課題への対応方針

1 情報ネットワークシステムの運用管理

グループウェア等の情報ネットワークシステムを安定的に運用するよう努める。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

小・中学校等における算数科・数学科の指導者用デジタル教科書導入に係る効果の検証を踏まえ、他教科の指導者用デジタル教科書導入などを含めて、今後の ICT の活用方策について検討する。

また、学校の ICT 機器を計画的に更新していくとともに、新学習指導要領の実施に対応した ICT 環境整備について引き続き検討していく。

(2) 学校支援活動

一定の成果を得ているため、項目を削除する。

第1 事務の目的・概要

人口急増地域では学校の新設や増築が必要となる一方で、全体としては小学校の児童数はピーク時（昭和57年度）の62%、中学校の生徒数はピーク時（昭和62年度）の56%にまで減少し、極端に小規模化が進んだ学校においては、児童生徒が刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科・部活動等において生徒の多様な要望に十分に答えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進するため、学校の適正配置に取り組むことにより、児童生徒の教育条件の改善を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

平成22年1月に作成した広島市立小・中学校適正配置計画（素案）の見直しに当たっては、教育委員会事務局が一方的に案を示すのではなく、検討段階から保護者や地域住民と丁寧に意見交換を積み重ね、地域の実情に即したそれぞれの学校の在り方について地域と共通理解を図りながら取り組む。また、複式学級を編成しているなどの小規模校においては、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、地域等の人材や異年齢集団を積極的に活用した協働的な学習活動を積極的に行う。

なお、小河内小学校の跡施設の活用に関する業務は、中山間地・島しょ部を中心とした地域活性化を推進するため、平成29年度に市長事務局（企画総務局）に設置された地域活性化調整部地域活性推進課に所管換えとなった。

第3 平成29年度における管理・執行状況

素案見直しの一環として、一般的に教育上の課題が極めて大きいとされる複式学級を編成する小学校（特別認定校等を除く。）を対象に、教育環境の向上と地域の実情に即した学校の在り方の両面から、学校関係者と意見交換等を実施した。

その中で、校長等から小規模校における教育上の課題や学校と地域コミュニティとの関わりなどについての現状を聴取するとともに、保護者とは、教育内容や通学などの問題について意見交換を行った。

また、複式学級を編成する小学校8校の教職員を対象とした夏季研修会を開催し、新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、小規模校の特徴を生かした授業づくりや学校行事等についての実践発表及び協議を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

学校関係者との意見交換等により、児童生徒の教育条件をよりよくする観点と、地域コミュニティの核としての観点から、学校の適正配置について教職員や保護者、地域住民の考えや思いを知ることができた。

また、少人数であるために児童同士の協働的な学びを行うことが困難であるなどの教育上の課題や学校と地域コミュニティとの関わり、地域活性化の取組などの現状を把握することがで

きた。

2 課題

学校は、地域コミュニティの核としての性格を有することから、その地域において大切な存在になっている。このため、教育的な観点のみならず地域の様々な事情を総合的に考慮して素案の見直しに取り組む必要がある。

また、その一方、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、小規模校の良さを生かした実践を模索する必要がある。

第5 課題への対応方針

素案作成時には、学校統合の対象となった地域の反対が強く、保護者や地域住民との円滑な協議が進められなかったことを踏まえ、素案の見直しに当たっては、教育委員会事務局が一方的に案を示すのではなく、学校の地域コミュニティの核としての性格や地理的要因・地域事情等にも配慮し、検討段階から保護者や地域住民と丁寧な意見交換を積み重ね、学校の適正配置の必要性について、理解と協力を得ていく。

また、複式学級を編成しているなどの小規模校においては、新学習指導要領では、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しており、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、地域等の人材や異年齢集団を積極的に活用した協働的な学習活動を積極的に行う。

1 学校教育に関する事務

(2) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用

第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を広島県教育委員会事務局と共同で実施している。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

県費負担教職員制度に係る権限移譲を踏まえ、平成29年度からは、本市の実情に応じた教員配置ができるよう、直接国に加配を要望し、教育環境の改善を図るとともに、各学校種別年齢構成等を踏まえ、計画的に教員の採用を行い、欠員の解消に努める。

第3 平成29年度における管理・執行状況

本市の実情に応じた教職員配置ができるよう、国に対し、加配定数の充実改善を直接要望するとともに、指定都市の「国の施策及び予算に関する提案」においても教職員定数の充実改善を要望した結果、前年度と比較して、小学校専科指導の充実に係る加配定数が14人増、児童生徒支援等体制の強化に係る加配定数が4人増となった。

また、広島県教育委員会事務局と共同で実施した採用候補者選考試験で264人を採用し、平成30年度の欠員数は442人となった。なお、欠員に対しては、臨時的任用教諭を配置しており、授業の実施に支障は生じていない。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

本市の実情に応じた教職員配置のため、国に対し必要な要望活動を行ったが、十分な教職員定数の確保には至らなかった。

また、採用候補者選考試験を円滑に実施し、例年並みに教員を採用することができたが、欠員の解消には至らなかった。

2 課題

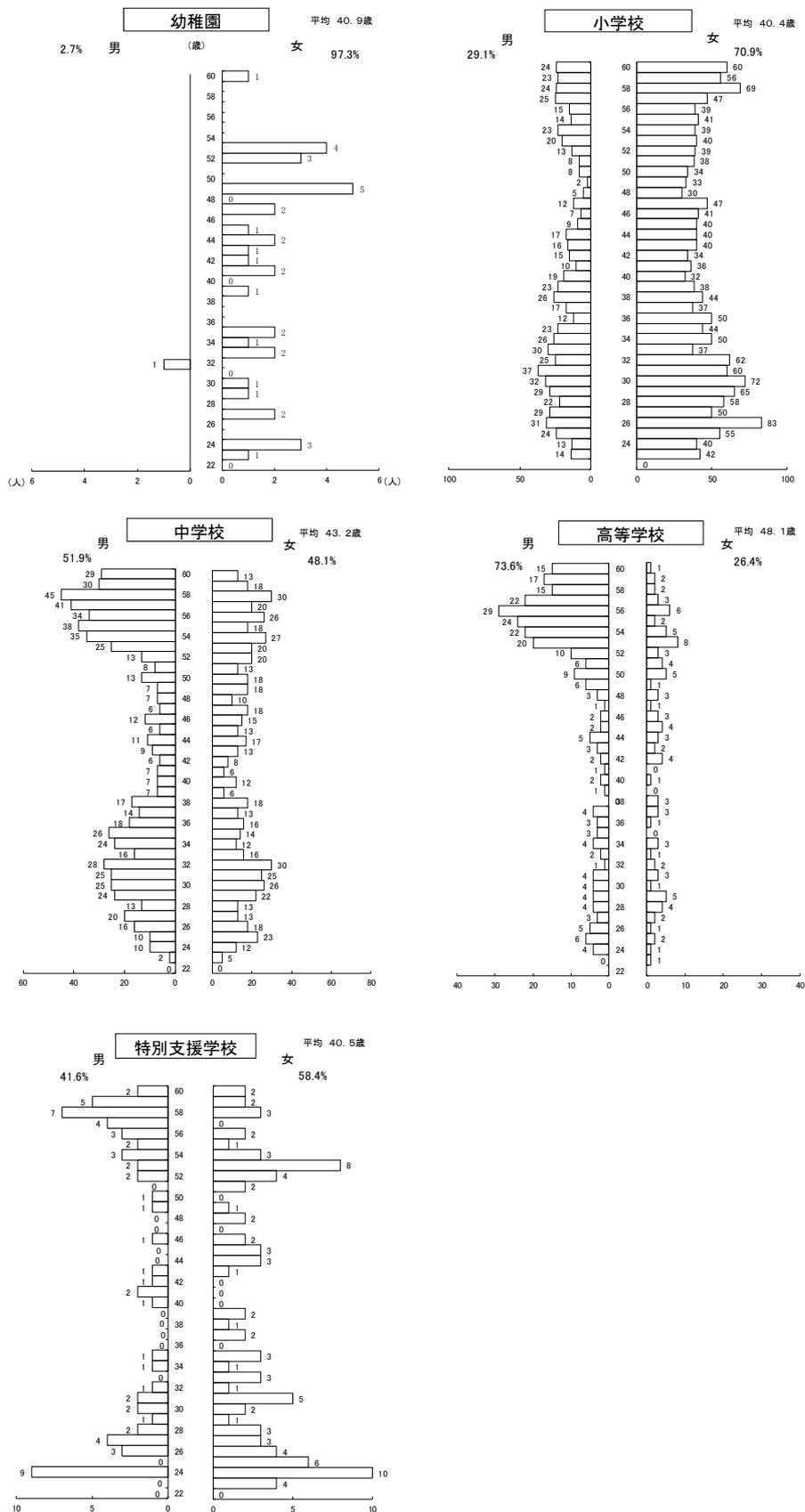
不登校や日本語指導等が必要な児童生徒に対してきめ細かな対応をするために必要な教職員を配置できるようにするため、引き続き国に教職員定数の充実改善について要望していく必要がある。

また、大量退職に見合う採用ができておらず、欠員が解消できていないため、引き続き、計画的な採用に努める必要がある。

第5 課題への対応方針

本市の実情に応じた教職員配置ができるよう、国に対し加配定数の充実改善を要望する。
 また、教員の各学校種別年齢構成等を踏まえて、計画的に教員の採用を行い、欠員の解消に努める。

【表4】平成29年度 各学校種別年齢構成（教諭）（年齢は平成30年3月31日現在）



第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 健康診断について

全ての教員に健康診断を実施し、疾病の早期発見や治療につなげるとともに、教員自らの健康管理を促進する。

2 安全衛生管理体制について

衛生委員会等での協議が定期的に行われるよう、校長会等において働き掛ける。

3 メンタルヘルス対策について

教員一人一人が心身ともに健康を維持して教育に携われるよう、各学校等において教員のストレスの軽減に向け、業務の効率化を図るなど、良好な職場環境・雰囲気づくりに努める。

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者で、医師等の面接指導等を希望しない者に対しては、受診勧奨を行うなど、メンタルヘルス不調の未然防止に努める。

4 入校・退校時刻の記録について

勤務時間外の在校時間が長時間となっている学校や教員の状況をより速やかに把握・分析し、職場環境の改善を管理職に働き掛ける。また、個々の教員に対して、長時間労働の改善に向けたリーフレット等を配付し、教員の在校時間の縮減に努める。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 健康診断について

全教員を対象として血圧、視力、聴力の測定、結核検査、尿検査を実施し、35歳以上の教員には胃、心電図、便潜血、血液、腹囲の検査を実施し、育児休業取得者等を除く全ての教員が健康診断を受診した。

健康診断の結果を踏まえ、各学校の教職員保健管理担当医が個々の教員と面談し、保健指導等を行うとともに、「要注意・要観察」、「要注意・要医療」等の指導区分の決定を行った。

また、教職員保健管理担当医から「要再検査」とされた教員については、確実に再検査等を受診させるよう校長会等を通じて働き掛け、疾病予防に努めた。

2 安全衛生管理体制について

校長会等において、安全衛生管理体制の趣旨を周知するとともに、衛生委員会等での協議が定期的に行われるよう働き掛けた。

労働安全衛生法及び同施行令において衛生委員会の設置を義務付けられている教職員数50人以上の学校においては、衛生委員会が毎月1回以上開催されているが、義務付けられていない教職員数50人未満の学校においては、衛生委員会に準ずる組織の平均開催回数は、前年度と比べて0.2回増加し、7.7回となっている。

また、各学校における衛生委員会（又は衛生委員会に準ずる組織）においても、健康管理、安全衛生に関する調査審議を行い、その内容を教職員に周知した。

【表5】衛生委員会等の開催回数の推移（1校当たり）

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
衛生委員会	9.3 回	11.3 回	12.2 回	12.1 回	12.0 回
衛生委員会に準ずる組織	6.6 回	7.4 回	7.7 回	7.5 回	7.7 回

※ 衛生委員会：教職員数 50 人以上 27 校（月 1 回以上の開催が義務付け）

※ 衛生委員会に準ずる組織：教職員数 50 人未満 207 校

3 メンタルヘルス対策について

幼稚園・学校の管理職員（校長、園長、教頭）を対象としたストレスチェックの理解を深めるための職場環境改善研修を 7 月及び 8 月に実施し、ストレスチェックの結果分析がセルフケアや職場環境の改善につながるよう努めた。

特に、集団分析の結果、健康リスクの高い学校に対しては、教育委員会事務局職員が学校を訪問し、職場環境の改善を促した。

また、高ストレスと判定され希望した 51 人に対して医師等による面接指導等を実施した。一方、希望しなかった者に対しては、受付期間の延長による面接指導等の受診勧奨を行った。

さらに、全学校において臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修会を実施するとともに、新規採用教職員（新卒者）107 人と希望者 5 人を対象とした臨床心理士等による個人面談を実施するなどメンタルヘルス不調の未然防止に努めた。

精神疾患による教員の病気休職者数は、前年度と比べて 2 人減少している。全教員数に占める精神疾患による病気休職者数の割合も前年度と比べて 0.05 ポイント減少しているものの、文部科学省が公表している最も新しい平成 28 年度の全国における割合と比較すると 0.23 ポイント高い水準となっている。

【表6】教員の精神疾患による病気休職者数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
精神疾患による 病気休職者数	52 人 (0.91%)	63 人 (1.09%)	55 人 (0.94%)	48 人 (0.81%)	46 人 (0.76%)

※（）内は全教員（本務者）数に占める精神疾患による病気休職者数の割合

【表7】全国における教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
精神疾患による 病気休職者数	5,079 人 (0.55%)	5,045 人 (0.55%)	5,009 人 (0.54%)	4,891 人 (0.53%)	未公表

※ 47 都道府県及び 20 政令指定都市の計 67 教育委員会を対象とした文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」による。

※（）内は全教育職員数に占める精神疾患による病気休職者数の割合

4 入校・退校時刻の記録について

「入校・退校時刻の記録」の学校から教育委員会事務局への報告について、これまでの各教員の月ごとの集計値から日ごとの記録に変更し、各教員の状況をより詳細に把握・分析できるようにした。

特に、在校時間が 100 時間を超える教員については、校長から対象教員の業務改善を示した報告書と「長時間労働による健康障害防止のための問診票」を教育委員会事務局に提出させ、報告書に示した業務改善の内容が十分でない認められる場合には、教員に応じた対策を講ずるよう校長を指導した。

さらに、継続的に勤務時間外の在校時間が 80 時間を超える教員に対して、教育委員会事務局

職員が校長を通して業務改善指導を行った。

また、健康管理等に関する本市の取組をリーフレットとして取りまとめた「こころとからだの健康のために」を各学校に配付し、意識啓発を行い、教員の在校時間の縮減に努めた。

なお、こうした健康管理の取組の前提として、各学校において、校長は、月ごとの勤務時間外の在校時間が 80 時間を超えた教員や疲労の蓄積が認められる教員、健康上の不安を有している教員と、上記の問診票を基に、必ず面談を実施することにより、勤務状況や健康状況を把握し、当該教員と協議の上、必要に応じて教職員保健管理担当医による保健指導を受けさせるなど教員の健康管理に努めた。

1 日当たりの勤務時間外の在校時間については、前年度と比べて小学校教諭、中学校教諭ともに減少したが、勤務時間外に 1 か月当たり 80 時間以上在校していた教員数については、前年度と比べて、小学校教諭で減少したが、中学校教諭では増加した。

【表 8】1 日当たりの勤務時間外の在校時間の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校教諭	2 時間 21 分	2 時間 25 分	2 時間 4 分	2 時間 12 分	2 時間 10 分
中学校教諭	2 時間 37 分	2 時間 38 分	2 時間 31 分	2 時間 28 分	2 時間 20 分

【表 9】勤務時間外に 1 か月当たり 80 時間以上在校していた教員数の推移 (延べ人数)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校教諭	2,000 人	2,202 人	1,975 人	1,593 人	1,334 人
中学校教諭	3,262 人	2,710 人	2,349 人	1,975 人	2,120 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 健康診断について

(1) 評価

育児休業取得者等を除く全ての教員が健康診断を受診したことにより、疾病の早期発見や治療につなげるとともに、教員自らの健康管理を促進できた。

(2) 課題

全ての教員に対し健康診断を受診させることにより、教員の疾病の早期発見や治療につなげるとともに、教員の健康管理に努める必要がある。

2 安全衛生管理体制について

(1) 評価

衛生委員会等の定期的な開催について校長会等において働き掛け、教職員数 50 人以上の学校において、衛生委員会は毎月 1 回以上開催できた。一方、教職員数 50 人未満の学校において、衛生委員会に準ずる組織の平均開催回数は、7.7 回にとどまっている。

(2) 課題

教職員数 50 人未満の学校においても衛生委員会に準ずる組織を毎月 1 回以上開催できるよう働き掛ける必要がある。

3 メンタルヘルス対策について

(1) 評価

各学校等において教員のストレスの軽減に向け、良好な職場環境・雰囲気づくりに努めた。

また、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者で、医師等の面接指導等を希

望しない者に対しては、受診勧奨を行うなど、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。

(2) 課題

教員の精神疾患による病気休職者数は依然として多いため、今後もメンタルヘルス不調の未然防止のための取組を行う必要がある。

4 入校・退校時刻の記録について

(1) 評価

勤務時間外の在校時間が長時間となっている学校や教員の状況をより速やかに把握・分析し、職場環境の改善を管理職に働き掛けた。また、個々の教員に対して、長時間労働の改善に向けたリーフレット等を配付し、教員の在校時間の縮減に努めた。

(2) 課題

1 日当たりの勤務時間外の在校時間については、小学校教諭、中学校教諭ともに減少しているが、依然として高い水準にあること、勤務時間外に1か月当たり80時間以上在校していた教員数が、特に中学校教諭では増加していることを踏まえ、今後も職場環境の改善に向けた取組の一層の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

1 健康診断について

全ての教員に健康診断を実施することにより、疾病の早期発見や治療につなげるとともに、教員自らの健康管理を促進する。

2 安全衛生管理体制について

衛生委員会等での協議等が毎月1回以上開催されるよう、校長会等において働き掛ける。

3 メンタルヘルス対策について

教員一人一人が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、各学校等において教員のストレスの軽減に向け、業務の効率化を図るなど、良好な職場環境・雰囲気づくりに努める。

さらに、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者で、医師等の面接指導等を希望しない者に対しては、受診勧奨を行い、メンタルヘルス不調の未然防止に努める。

また、メンタルヘルス不調を感じる教員へのよりきめ細かい支援を行うため、教職員の健康相談窓口を教育委員会事務局内に設置し、保健師等が相談に応じる体制を整える。

教職員メンタルヘルス対策実施計画（第2次）の計画期間が平成30年度末であることから、平成30年度中に、教職員メンタルヘルス対策実施計画（第3次）を策定する。

4 入校・退校時刻の記録について

勤務時間外の在校時間が長時間となっている学校や教員の状況をよりの確に把握・分析し、職場環境の改善を管理職に働き掛ける。また、個々の教員に対して、長時間労働の改善に向けたリーフレット等の配付を通して意識啓発を図り、教員の在校時間の縮減に努める。

5 学校における働き方改革について

教員の負担軽減に焦点を当てた取組計画をできるだけ早期に策定する。

また、教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目としても、「学校における働き方改革」を、平成30年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行っている。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

教育公務員としての自覚の徹底を図るため、学校においては、服務研修の内容の充実と方法の工夫に努めるとともに、不祥事防止に向けたポスターや服務規律に関する資料を取りまとめた「服務規律の確保のために」等を効果的に活用し、全校体制で不祥事防止に取り組む。

教育委員会事務局においては、定例の校長会において、服務管理の徹底を毎回指示すること、教員の倫理観を向上させる資料や研修方法の事例を紹介することなどにより、学校における取組を支援する。また、管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等研修の指導を通して服務規律の徹底に努めるとともに、新たに臨時的任用教員を対象とした研修会を実施する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 学校における取組

教員に当事者意識を持たせるような服務研修とするため、管理職と教員の代表者から成る「服務管理委員会」が主体となって研修の内容の充実を図った。また、「服務規律の確保のために」等の資料を活用して計画的に服務研修を実施するなど、全校体制で不祥事防止に取り組んだ。

臨時的任用教諭にも教育公務員としての自覚を持たせるため、着任時に公務員として守るべき義務を明記した「宣誓書」を読み上げさせるとともに、校長が服務指導を行った。

さらに、不適切な指導や体罰等の未然防止のため、各学校に設置している「ふれあい相談窓口」を周知し、児童生徒及び保護者が相談しやすい環境づくりに努めた。

2 教育委員会事務局における取組

年間を通じて開催される校長会等において、適宜、事例紹介等のための資料を配付し、学校における服務研修を支援した。

初任者研修や教職経験6年次研修、教職10年経験者研修、管理職研修等で、服務等に関する研修を計画的に実施した。また、新たに臨時的任用教員を対象とした服務研修を実施し、服務規律の徹底に努めた。

服務研修のための指導資料「服務規律の確保のために」を、臨時的任用教諭を含めた全ての教員に配付し、計画的に服務研修を行った。また、全校に服務資料を取りまとめたファイルを配付した。

3 平成29年度の懲戒処分者数は、前年度と同数の5人となり、そのうち1人が免職となった。

【表10】教員の懲戒処分者数の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
免職	1人	1人	1人	0人	1人
停職	2人	1人	1人	2人	2人
減給	1人	1人	1人	2人	1人
戒告	1人	2人	5人	1人	1人
計	5人	5人	8人	5人	5人

【表 11】 教員の事由別懲戒処分者数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交通違反・交通事故	0 人	2 人	0 人	3 人	0 人
体罰	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人
わいせつ行為等	3 人	0 人	2 人	0 人	3 人
個人情報の不適切な取扱い	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
その他の服務違反等	1 人	1 人	4 人	2 人	0 人
監督責任	0 人	2 人	1 人	0 人	1 人
計	5 人	5 人	8 人	5 人	5 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

学校と教育委員会事務局が連携を図りながら不祥事防止に取り組んだが、一部の教職員に対しては教育公務員としての自覚を十分に持たせることができなかった。

2 課題

教員の不祥事の根絶に向けて取組の一層の充実を図る必要がある。

第 5 課題への対応方針

学校においては、研修の内容の充実と方法の工夫に努める。また、「服務規律の確保のために」等を効果的に活用し、全校体制で不祥事防止に取り組む。

教育委員会事務局においては、定例の校長会における服務管理の徹底に関する指示や研修を行うに当たっての資料や方法の事例を紹介することなどにより、学校における取組を支援する。

また、管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等の指導を通して服務規律の徹底に努めるとともに、全ての研修においてコンプライアンスに係る意識啓発を図る。

1 学校教育に関する事務

(3) 研修に関すること

ア 研修の実施

第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修体系」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

教職員の資質能力の更なる向上に向け、経験年次研修などの研修内容や育成すべき資質能力の不断の見直しを行い、改善を図る。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 研修について

92 研修を実施し、延べ 18,315 人が受講した。各研修は、関係課と十分連携を図りながら実施するとともに、受講後にアンケートを行うことによりその達成状況を把握した。

特に、平成27年度に作成した「研修マップ」に基づき初任者段階から中堅教員段階へ、一定の力量を備え、キャリアアップできるようにするため、次の改善を行った。

まず、授業づくりについて段階的に理解できるよう、「ICT活用」や「活用型の授業」、「探究型の授業」に重点を置いた内容に改善した。

また、学校づくり推進のための人材育成研修では、授業研究推進の中核となることが期待される教員の育成を図るため、「子どもの学習意欲を高める授業探究研修」を実施した。

さらに、「教育公務員としての服務規律（不祥事防止、コンプライアンス）の遵守」や「いじめへの対応」、「子ども理解」、「チーム学校」等、本市の教育課題に適切に対応できるよう内容の充実を図った。

（主な研修の取組）

ア 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせるための研修をした。

具体的には、教育センターにおいて一斉に実施する研修として、平和教育、水泳指導、小学校理科実験実技を実施した。また、各学校における具体的な実践に結び付くよう研修内容及び方法を工夫するとともに、指導主事によるメンター制を取り入れ、初任者個々の教育実践上の課題に応じた個別の支援につながるよう工夫した。

在勤校においては、指導教員を中心として校内体制下で行う実践的な研修として、学習指導、生徒指導、特別支援教育、人権教育等を実施した。

また、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう、採用前研修として、喫緊の課題である子どもの理解や人間関係づくり等の生徒指導に係る研修を実施するとともに、若手教員育成のための校内指導体制の充実に向けて、管理職を対象とした連絡協議会を開催し、校内における若手教員の支援体制づくりについて好事例を基に協議を行った。

イ 中堅教諭等資質向上研修

10年経験者を対象として、ミドルリーダーとしての自覚を持たせるための研修（組織の中の自己の役割や組織マネジメント、コーチング、授業研究）を実施した。

ウ 学校づくり推進のための人材育成研修

学校のミドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指した教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修、子どもの学習意欲を高める授業探究研修を実施した。

エ 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任教頭研修、経験2年次教頭研修、経験3年次教頭研修、新任園長・校長研修、経験3年次園長・校長研修を開設し、学校組織マネジメントや人材育成、学校運営上の課題解決等に係る研修を実施した。

【表12】主な研修の実施状況

研修名	実施日数	全体	受講者数						
			幼	小	中	高	中等	特	
初任者研修	23日	236人	6人	152人	47人	14人	3人	14人	
中堅教諭等資質向上研修	12日	95人	—	72人	22人	—	—	1人	
学校づくり推進のための人材育成研修	教育活動推進リーダー育成研修	7日	30人	—	16人	13人	—	—	1人
	学校運営推進リーダー育成研修	8日	33人	1人	22人	9人	—	—	1人
	子どもの学習意欲を高める授業探究研修	8日	10人	—	5人	5人	—	—	—
管理職研修	新任教頭研修	6日	43人	—	29人	10人	2人	—	2人
	経験2年次教頭研修	3日	47人	—	28人	17人	2人	—	—
	経験3年次教頭研修	3日	24人	—	15人	8人	—	1人	—
	新任園長・校長研修	5日	35人	4人	20人	9人	1人	1人	—
	経験3年次園長・校長研修	3日	27人	4人	14人	9人	—	—	—

2 育成すべき資質能力について

教育公務員特例法の一部改正に伴い、関係者からの意見を踏まえた「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下、この項目において「指標」という。）を作成する必要があることから、大学関係者及び学校関係者、教育委員会事務局等職員で構成する広島市教員等育成に関する協議会（以下、この項目において「協議会」という。）を設置し、年2回開催した。

具体的には、これまで研修等に活用してきた「教員等に求められる43の資質能力」について協議を行うとともに、教師力養成事業「ひろしま未来教師セミナー」の実施内容等について意見交換を行った。

また、協議会で聴取した意見を踏まえ作成した指標について、教育委員会議で議決した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 研修について

研修内容を実践につなげる「振り返りシート」の活用や、課題解決に向けたグループワークを充実させたことにより、全ての研修で研修内容を活用したいと思った受講者の割合（活用意識）が97.8%となり、高い評価を得ることができた。

【表 13】主な研修の評価

研 修 名		活用意識
初任者研修		96.9%
中堅教諭等資質向上研修		98.9%
学校づくり推進のための人材育成研修	教育活動推進リーダー育成研修	100.0%
	学校運営推進リーダー育成研修	100.0%
	子どもの学習意欲を高める授業探究研修	100.0%
管理職研修	新任教頭研修	100.0%
	経験 2 年次教頭研修	100.0%
	経験 3 年次教頭研修	100.0%
	新任園長・校長研修	100.0%
	経験 3 年次園長・校長研修	100.0%

ア 初任者研修

教育センターで一斉に実施する研修や指導主事による実地指導、指導教員を中心とした在勤校における実践的な研修を通して、円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。

また、在勤校における研修については、各幼稚園・学校が初任者の経験年数等に応じた研修を定期的実施するなど、活性化が図られつつある。

さらに、教育センター研修マップを基に作成した「振り返りシート」を活用することで、自己の資質能力の育成状況について振り返らせることができた。

その他、指導主事によるメンター制を取り入れたことで、初任者個々の教育実践上の課題に応じた個別の支援を行うことができた。

イ 中堅教諭等資質向上研修

学校組織マネジメントなど組織を意識させる研修内容により、これからのミドルリーダーとしての自覚を持たせることができた。

また、教育センター研修マップを基に作成した「振り返りシート」を活用することで、自己の資質能力の育成状況について振り返らせることができた。

ウ 学校づくり推進のための人材育成研修

教育センターで集中して行ったマネジメント等に係る理論研修と、在勤校における課題解決に向けた計画立案・実践・振り返りを行うことで、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。

また、子どもの学習意欲を高める授業探究研修では、年間を通して自己の授業実践を分析し改善策に基づき在勤校で実践するインターバル研修を取り入れたことで、受講者が授業改善の具体的な方策を得ることができた。

エ 管理職研修

年間を通して研修を行い、各幼稚園・学校の実態を踏まえ、教職員の協働性を生み出す学校づくりや人材育成、学校経営に係る計画立案を行い、在勤校における実践を基に振り返りを行えるインターバル研修を実施したことで、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深め、学校運営上の課題解決に資することができた。

(2) 育成すべき資質能力について

これまで研修等に活用してきた教員等の育成指標のうち、本市の教育課題である「教育公務員としての服務規律（不祥事防止、コンプライアンス）の遵守」や「いじめへの対応」、「子

ども理解」、「チーム学校」等の内容をより具体的に示した新たな指標を策定することができた。

2 課題

引き続き、教職員の資質能力の一層の向上に向けて、取組を進める必要がある。

第5 課題への対応方針

教職員の資質能力の更なる向上に向け、指標に基づき、経験年次研修などの研修内容の見直しを行い、改善を図る。

第1 事務の目的・概要

1 教育研究

教育センターが指定する研究推進校の実践に基づき、理論的、実証的、実践的研究を行い、幼稚園・学校の保育・授業研究の充実・向上に資する。

2 自己研修支援

教員一人一人の自己研修を支援するため、教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 教育研究

二年次の研究計画に基づき、各研究推進校のルーブリックの活用、見直し・改善を図り、これらの実践を基に、研究成果等を取りまとめる。

また、研究成果等の効果的な普及方法について検討し、平成30年度内に全学校に対して、研究成果等の普及を図る。

2 自己研修支援

自己研修のニーズを考慮するとともに、各幼稚園・学校の行事等と調整するなどして教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 教育研究

(1) 研究の取りまとめ

各学校が設定した研究主題を達成させるためには、研究主題に沿った学習評価指針（ルーブリック）を活用して、子どもの学びを分析的に見取ることが有効であると捉え、二年次として、前年度の分析を踏まえ、学習評価指針（ルーブリック）の活用、見直し・改善の研究を行った。

具体的には、各研究推進校に指導主事を派遣し、理論研修や校内研究授業に係る指導・助言等を計45回実施した（青崎小15回、東野小12回、吉島中18回）。

加えて、教師の授業研究に係る変容を把握するため、アンケート調査を実施した。

(2) 普及方法の検討

研究成果等の効果的な普及方策について検討するため、担当指導主事協議会を5回実施した。

2 自己研修支援

自己研修支援の一環として、土曜日に教育センターを9回開館し、指導主事による教育実践上の課題に対する指導・助言及び教育研究会等への研修の場の提供を行った。

また、9回の開館のうち教育セミナーを7回開催し、授業づくりに焦点を当てたセミナーの充実を図るため、6人の外部講師（特別支援教育3人、小学校音楽科1人、図画工作科1人、体育科1人）を招へいた。

【表 14】 自己研修支援利用者状況

利用目的	利用者数
教育セミナー	147 人
指導主事への相談等	7 人
図書資料利用	10 人
教育研究会等の自主的な研修	668 人
その他	18 人
計	850 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教育研究

(1) 評価

研究推進校において、学校研究主題を踏まえた学習評価指針（ルーブリック）の活用方法等に係る研修を充実させたことにより、「教師の授業研究に係る変容」アンケート調査結果は、全ての項目が上昇している。このことから、各学校の研究主題を達成させるためには、各学校の研究主題に沿った学習評価指針（ルーブリック）を活用して、子どもの学びを分析的に見取ることが有効であることが分かった。

【表 15】 「教師の授業研究に係る変容」アンケート調査結果

調査項目	研修開始時	研修終了時	変容
授業研究の効力感	79.0%	84.6%	5.6ポイント
目標共有のための組織体制	84.8%	89.4%	4.6ポイント
目標達成のための同僚性	86.0%	90.4%	4.4ポイント
子どもの積極的理解	81.0%	84.2%	3.2ポイント

また、2年間の研究成果をまとめたパンフレットを作成するとともに、指導主事や校内研究担当者を対象とした研修会等を盛り込んだ普及計画を作成することができた。

(2) 課題

全幼稚園・学校に対して研究成果を普及させるための取組を推進する必要がある。

また、新学習指導要領の趣旨を踏まえた新しい教育研究に取り組む必要がある。

2 自己研修支援

(1) 評価

セミナーに参加した受講者のうち、研修内容を活用したいと思った受講者の割合（活用意識）は99.3%であり、高い評価を得ることができた。

(2) 課題

引き続き、教員の自己研修支援の取組を進める必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 教育研究

研究成果の普及については、関係課等と連絡調整を図り、普及計画に基づき着実に実施する。

平成30年度からは、特に平成32年度からの小学校プログラミング教育の必修化を視野に入れ、基礎的研究や研究推進校による実践を行う。

2 自己研修支援

自己研修のニーズに対応するため、各幼稚園・学校の行事等と調整するなどして教育センタ

一を土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第1 事務の目的・概要

新学習指導要領全面実施に向けて、全中学校英語教員の指導力向上を目的とした英語教員育成研修を実施する。

また、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を育成するため、英語指導助手（ALT）を中学校に配置する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 英語教員育成研修

全中学校英語教員の指導力向上を目的として、オールイングリッシュによる英語指導方法や新学習指導要領に対応した実践的な研修を実施する。

2 中学校英語指導助手（ALT）の配置

生きた英語に触れるとともに、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、ALT 配置を計画的に全校へ拡大する。

第3 平成 29 年度における管理・執行状況

1 英語教員育成研修

全中学校英語教員を対象とした「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」（年間 6 日）を平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間で実施している。

平成 29 年度は 40 人が受講し、これにより平成 27 年度からの 3 年間で延べ 120 人（全体の約 57%）が受講した。

また、平成 29 年度は、平成 22 年度から平成 27 年度まで実施した海外派遣研修の参加者や英語教育推進リーダーを講師として、オールイングリッシュによる英語指導の方法等についての研修（講義・演習）等を行い、研修を受けた英語教員が授業の中で使えるような実践的な内容とした。

なお、平成 29 年度の英語教育実施状況調査では、英検準 1 級程度以上の英語力を有する本市立中学校英語教員の割合は、53.6%で全国平均の 33.6%を上回っている。

2 中学校英語指導助手（ALT）の配置

平成 32 年度に向けて全中学校への ALT 配置を進めており、前年度から 2 年間の指定としている ALT 活用研究校（18 校）に ALT8 人を配置した。

また、ALT 活用研究校において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するための ALT の効果的な活用に係る実践研究を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 英語教員育成研修

実践的な研修を実施することができた。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

前年度に引き続き、ALT 活用研究校に ALT を配置することができた。

また、ALT を効果的に活用した実践研究を行い、これを受けて各英語教員が授業改善を行ったことにより、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することができた。

2 課題

(1) 英語教員育成研修

残り約 43%の職員の指導力向上のため、引き続き、実践的な研修を実施する必要がある。

(2) 中学校英語指導助手 (ALT) の配置

引き続き、ALT の計画的な配置拡大を行う。

第5 課題への対応方針

1 英語教員育成研修

新学習指導要領の全面実施に向けて、全中学校においてオールイングリッシュによる英語科授業を実施できるようにするため、「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」を行い、英語教員の指導力向上に努めるとともに、新学習指導要領の指導内容等について説明会を行い、周知を図る。

2 中学校英語指導助手 (ALT) の配置

生徒が生きた英語に触れる機会を創出するとともに、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、ALT の計画的な配置拡大に努める。

3 「英語教員育成研修等」については、英語教育推進に係る授業改善の一環であるため、次年度からは「学力の向上」に統合する。

1 学校教育に関する事務

(4) 児童生徒の就学等に関すること

ア 通学区域の弾力的な運用

第1 事務の目的・概要

1 中学校における隣接校・行政区域内校選択制

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、平成 17 年度から中学校における隣接校・行政区域内校選択制（以下、この項目において「中学校選択制」という。）を導入している。

2 いきいき体験オープンスクール

児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育むため、自然環境に恵まれた学校（筒瀬小学校、似島小学校、似島中学校）を、学区を越えて通学できるオープンスクール校に指定し、体験活動を特色とした教育を行っている。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 中学校選択制

平成 29 年度から、希望申請者が受入数よりも多い学校について実施している公開抽選会の運営方法の見直しを行う。

2 いきいき体験オープンスクール

本事業の趣旨を理解して利用していただくため、指定校 3 校で行われている教育実践の充実を図るとともに、説明会を開催するなど、計画的・効果的に広報活動を行う。

第3 平成 29 年度における管理・執行状況

1 中学校選択制

(1) 公開抽選会の運営方法を見直し、これまで保護者の参加を原則としていたが、見学を可能とした上で、参加を求めないこととした。これに伴って、抽選に参加されない保護者に対し提出を求めていた代理抽選委任状を廃止した。

(2) 抽選結果については、これまで個別に保護者に通知していたが、本市ホームページにおいて公表する方法に変更した。

(3) 公開抽選会の実施方法の変更内容については、7 月に全小学校 6 年生に配付する「広島市立中学校ガイドブック」により詳細に説明するとともに、小学校 6 年生の担任教員等を対象とした説明会においても丁寧の説明した。

【表 16】中学校選択制の実施状況の推移

入学年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新入学生数(A)	9,696 人	9,603 人	9,532 人	9,346 人	9,169 人
希望申請者数(B)	1,170 人	1,174 人	1,048 人	965 人	924 人
B/A	12.1%	12.2%	11.0%	10.3%	10.1%
入学者数	561 人	528 人	485 人	466 人	482 人
該当校数	14 校	12 校	12 校	11 校	11 校

2 いきいき体験オープンスクール

指定校3校において、地域人材をゲストティーチャーとして招くなど、地域と連携を図りながら、恵まれた自然環境と小規模校の特徴を生かして以下のような体験活動を行った。

- ・ 栽培活動
- ・ 魚釣りや登山
- ・ 海洋カヌー体験
- ・ 庄原市立高野中学校との自然体験交流 等

また、利用児童生徒数を確保するため、計画的に以下のような広報を行った。

- ・ 7月：「広島市立中学校ガイドブック」に似島中学校の案内を掲載
- ・ 9月：パンフレット・ポスターを配付
- ・ 9月：本市ホームページに掲載
- ・ 8月及び12月：市政広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載

【表17】いきいき体験オープンスクールの利用児童生徒数の推移

学校名	内 訳	平成28年度	平成29年度	平成30年度
筒瀬小学校	当該事業利用児童数	28人	27人	29人(4人)
	地元児童数	11人	11人	10人(1人)
	全校児童数	39人	38人	39人(5人)
似島小学校	当該事業利用児童数	34人	36人	32人(6人)
	地元児童数	3人	6人	6人(2人)
	全校児童数	37人	42人	38人(8人)
似島中学校	当該事業利用生徒数	33人	41人	42人(11人)
	地元生徒数	6人	6人	8人(2人)
	全校生徒数	39人	47人	50人(13人)
計	当該事業利用児童生徒数	95人	104人	103人(21人)
	地元児童生徒数	20人	23人	24人(5人)
	全校児童生徒数	115人	127人	127人(26人)

※ 表中()内の数字は、平成30年度に入学(転入学を含む。)した児童生徒の数

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 中学校選択制

ア 保護者については、公開抽選会への参加負担を無くすことができた。また、学校においては、代理抽選委任状の取りまとめに係る事務が不要となったことから、教員の負担を軽減することができた。

イ 抽選結果を速やかに本市ホームページで公表することとしたため、保護者等は、公開抽選会に参加することなく結果をすぐに知ることができるようになった。また、学校は、通知等の発送に係る事務が不要となったことから、教員の事務負担を軽減することができた。

ウ ガイドブック等により制度等の周知を丁寧に行ったことで、公開抽選会を円滑に進めることができ、例年2日を要していたが1日で完了する等、実施に係る時間を大幅に短縮することができた。

(2) いきいき体験オープンスクール

恵まれた自然環境を生かした体験活動の充実を図るとともに計画的な広報活動を行い、当

該事業の利用児童生徒数を3校とも前年度とほぼ同じ状況に保つことができた。

2 課題

(1) 中学校選択制

当該制度が、保護者や新入学生徒にとってより利用しやすいものとなるよう、教員や保護者等に対し丁寧に説明を行う必要がある。

(2) いきいき体験オープンスクール

引き続き、恵まれた自然環境を生かした体験活動の充実に取り組む必要がある。

また、本事業の趣旨を十分理解した上で利用していただくため、保護者等に丁寧に説明するとともに、より多くの利用児童生徒数を確保する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 中学校選択制

本事業の趣旨を理解していただきながら、積極的に利用していただくため、学校教員向けの説明会や保護者向けの説明文等において、丁寧に説明する。

2 いきいき体験オープンスクール

恵まれた自然環境や地域資源等を生かした体験活動の充実を図る。

また、本事業の趣旨を十分理解して利用していただくため、説明会等において保護者等に丁寧に説明するとともに、より多くの利用児童生徒数を確保するため、計画的に広報を行い本事業を推進する。

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

本市では、平成22年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象として援助を行っている。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

新入学学用品費について、平成29年度から支給額を従前の約2倍となる額（小学校40,600円、中学校47,400円）に引き上げを行う。

また、あわせて、中学校新入学に係る新入学学用品費について、支給対象である小学校6年生児童の保護者に対し、中学校入学前の2月末（平成30年2月末）に前倒しして支給するための準備を進める。

なお、小学校新入学に係る新入学学用品費の前倒し支給については、平成30年度からの支給に向けて、保護者への周知や申請の受付方法等を検討する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

新入学学用品費について、小学校40,600円、中学校47,400円に引き上げを行った。

また、支給対象である小学校6年生児童の保護者の約70%に対し、中学校入学に係る新入学学用品費を中学校入学前の2月末（平成30年2月末）に前倒しして支給した。

前年度と比べ、受給者数が277人減少しているにもかかわらず、支給額が1億9,259万円の増となっているのは、この新入学学用品費の単価引き上げ及び中学校入学前支給の実施による影響である。

小学校新入学に係る新入学学用品費の前倒し支給については、平成30年度からの支給に向けた検討を行うとともに、実施に係る予算を計上した。

【表18】就学援助の受給者数等の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (決算見込み)
受給者数	市立	29,032人	28,599人	27,886人	27,240人	26,956人
	国立・県立・私立	444人	427人	412人	390人	397人
	計	29,476人	29,026人	28,298人	27,630人	27,353人
受給率	市立	30.7%	30.3%	29.5%	28.8%	28.5%
	国立・県立・私立	6.4%	6.2%	6.0%	5.7%	5.9%
	計	29.0%	28.6%	27.9%	27.3%	27.0%
支給額	市立	19億5,909万円	19億5,370万円	19億6,842万円	20億463万円	21億9,311万円
	国立・県立・私立	1,979万円	1,941万円	2,024万円	1,889万円	2,300万円
	計	19億7,888万円	19億7,311万円	19億8,866万円	20億2,352万円	22億1,611万円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

経済的に困窮している保護者の実情に配慮し、新入学学用品費を適正な額で、また、中学校入学前に支給することができた。

また、小学校新入学に係る新入学学用品費の前倒し支給については、平成 30 年度からの支給に向けた問題点の洗い出しを行うとともに、必要な額の予算を確保することができた。

2 課題

小学校新入学に係る新入学学用品費の前倒し支給については、これまで対象としていなかった未就学児の保護者に対して支給することとなるため、受付方法のほか、事務処理に用いるシステムの改修などの課題がある。

第 5 課題への対応方針

小学校新入学に係る新入学学用品費について、小学校入学前の 2 月末（平成 31 年 2 月末）に前倒して実施するため、支給対象である未就学児の保護者に対する制度の効果的な周知方法や申請の受付方法等について検討を進めるとともに、事務処理に用いるシステムの改修を行う等の準備を進める。

ウ 私立幼稚園就園奨励費

第1 事務の目的・概要

広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対し補助金を交付することにより、私立幼稚園園児の保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

幼児教育の段階的無償化の動きを踏まえ、補助対象者の拡充や、第1子の園児を含めた更なる補助単価の引上げ、多子軽減における兄弟の年齢制限の完全撤廃及びひとり親世帯等の負担軽減措置の全所得区分への適用等について、国に要望を行う。

第3 平成29年度における管理・執行状況

- 1 幼児教育の段階的無償化の動きを踏まえ、平成29年5月に、補助限度額について、市町村民税非課税世帯の第2子に係るものを18,000円、また、年収360万円以下のひとり親世帯の第1子に係るものを55,000円、その他の世帯の第1子を24,000円、第2子を12,000円、それぞれ引き上げる制度改正を行った。
- 2 また、補助対象者の拡充や補助単価引上げ、地方負担率の見直しについて、広島県市長会議及び指定都市教育委員・教育長協議会等を通して国に対し要望を行った。

【表19】私立幼稚園就園奨励費の決算額等の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (決算見込み)
決算額	12億9,459万4千円	17億6,969万7千円	15億901万6千円	14億7,361万9千円	13億9,334万5千円
うち国庫補助額	3億1,405万3千円	4億3,566万7千円	4億3,985万7千円	4億4,905万円	4億3,938万1千円
対象人数	14,018人	14,914人	12,427人	11,838人	10,931人

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

「幼児教育無償化」の流れを受けた制度改正を適切に行うとともに、国に対する要望についても、着実に実施することができた。

2 課題

国の補助単価の引上げにより、低所得世帯等に対する支給額の充実は図られているものの、中・高所得世帯の経済的負担感は依然として大きい。本市には、就園奨励費の対象となる、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園が多い(90園中66園。全体の約73%)ことから、例年、就園奨励費制度の拡充等を求める陳情書や要望書が多く保護者等から提出されている。

第5 課題への対応方針

就園奨励費制度の拡充や、中・高所得世帯の経済的負担感については、平成31年(2019年)10月に前倒しして実施予定とされている「幼児教育の完全無償化」により解消される見込みであるが、「幼児教育の完全無償化」の実施に当たり、市町村に財政負担を生じさせることなく、

国の責任において着実に推進するよう、国に対し要望を行う。

1 学校教育に関する事務

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重 (ア) 学力の向上（ひろしま型カリキュラム）

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科、小学校英語科の実施を重点的に行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 小・中学校の連携・接続の改善

広島市立中学校区小・中連携教育重点校を指定し、成果を市立学校の教員を対象としたしっ皆の公開授業研究会等で各中学校区へ普及するとともに、小・中連携教育研究会において、児童生徒の実態に応じた研究実践の推進を図る。

2 「言語・数理運用科」の実施

研修等を通して授業の充実を図るとともに、研究校を指定し「言語・数理運用科」の在り方研究を計画的に行う。

3 小学校「英語科」の実施

指定校において、「外国語活動」「外国語科」のカリキュラム編成の在り方や指導体制について検討を行い、新学習指導要領実施に向け、円滑な移行を図る。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

前年度から継続して、3中学校区を広島市立中学校区小・中連携教育重点校に指定し、知識・技能の定着や、学習習慣の定着を図ることを目的とした実践研究を行い、市立小・中学校及び中等教育学校の教員を対象としたしっ皆の公開授業研究会を通して、その取組の成果を普及した。

また、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小中合同の研究会や研修会を計画的に行い、児童生徒の実態に応じた研究実践の推進を図った。

さらに、新たに7中学校区を広島市小中一貫教育実践研究校に指定し、小・中学校9年間を見通した教育課程を編成し、系統性のある教育活動について実践研究を行うとともに、取組の成果を、公開研究会等を通じて全小・中学校及び中等教育学校へ普及した。

2 「言語・数理運用科」の実施

児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上と、教員の授業力向上を図るため、小学校2校、中学校2校を研究校に指定し、教員を対象とした実践発表会を4回、公開授業研究会を1回開催し、その取組で得られた成果を普及した。

3 小学校「英語科」の実施

教員の英語授業力を向上させるため、新学習指導要領に対応した研修会を6回実施した。また、小学校1校を英語教育推進リーダー校に指定し、移行措置期間における第3学年以上のカリキュラム編成の在り方や指導體制・方法等について実践研究を行い、その成果を公開授業研究会等において発表し普及した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果からは、国語、算数・数学において、学習内容がおおむね定着している状況を示す基準である平均正答率60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、おおむね定着していると考えられる。

こうした結果は、広島市立中学校区小・中連携教育重点校における学力向上に向けた実践研究の成果を、公開授業研究会等の機会に普及したこと、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、小学校と中学校が連携協力して、学力の状況等について分析し、授業改善を推進してきたことによるものと考えられる。

一方、正答率30%未満の児童生徒の割合については、小学校では、前年度と比較して、国語科で0.1ポイント、算数科で0.3ポイント増加している。また、中学校では、前年度と比較して、数学科で0.1ポイント減少しているものの、国語科で0.6ポイント増加しており、正答率30%未満の児童生徒の割合を減らしていくという点で、十分な改善が図られていない。

【表20】全国学力・学習状況調査における各教科のA問題の平均正答率の推移

小学校 (%)												
教科	国語						算数					
	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H21	H25	H26	H27	H28	H29
市	71.9	63.8	76.4	72.9	77.2	76.0	80.7	77.9	79.2	76.4	79.1	79.0
県	72.9	65.8	75.9	73.8	78.4	77.0	81.3	79.2	80.7	77.7	79.7	81.0
国	69.9	62.7	72.9	70.0	72.9	74.8	78.7	77.2	78.1	75.2	77.6	78.6

中学校 (%)

教科	国語						数学					
	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H21	H25	H26	H27	H28	H29
市	76.6	75.6	79.0	75.6	76.1	77.0	62.3	63.7	66.9	63.9	61.0	63.0
県	77.6	76.7	80.1	76.5	76.6	78.0	62.9	64.8	68.4	64.6	62.1	64.0
国	77.0	76.4	79.4	75.8	75.6	77.4	62.7	63.7	67.4	64.4	62.2	64.6

※ H22～H24は抽出調査のため、市平均のデータは存在しない。

【表21】全国学力・学習状況調査におけるA問題正答率30%未満の児童生徒の割合の推移 (%)

教科	国語						算数・数学					
	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H21	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	3.5	4.0	3.0	2.9	2.7	2.8	1.6	1.1	2.0	3.2	2.7	3.0
中学校	2.5	2.0	2.5	2.3	1.3	1.9	8.3	8.9	8.4	8.6	10.8	10.7

※ H22～H24は抽出調査のため、市平均のデータは存在しない。

(2) 「言語・数理運用科」の実施

全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒が必要な情報を取り出し、思考・判断し、目的に応じて表現するという学習活動が定着してきている。学習指導要領の円滑な移行に向けた取組が確実に進んでいる。

【表 22】全国学力・学習状況調査における各教科の B 問題の平均正答率の推移

小学校 (％)

教科	国語						算数					
	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H21	H25	H26	H27	H28	H29
年度	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H21	H25	H26	H27	H28	H29
市	53.2	51.7	57.0	68.1	60.1	60.0	57.1	59.7	60.4	45.7	49.4	46.0
県	53.8	52.7	58.3	69.7	60.5	61.0	56.6	61.3	60.1	46.7	49.5	47.0
国	50.5	49.4	55.5	65.4	57.8	57.5	54.8	58.4	58.2	45.0	47.2	45.9

中学校 (％)

教科	国語					数学						
	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H21	H25	H26	H27	H28	H29
年度	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H21	H25	H26	H27	H28	H29
市	73.7	68.0	49.8	65.8	67.0	72.0	55.1	41.7	59.7	41.5	43.2	48.0
県	74.8	69.2	50.9	67.0	67.9	73.0	56.2	43.5	60.5	42.7	44.8	48.0
国	74.5	67.4	51.0	65.8	66.5	72.2	56.9	41.5	59.8	41.6	44.1	48.1

※ H22～H24 は抽出調査のため、市平均のデータは存在しない。

(3) 小学校「英語科」の実施

英語指導アシスタント (AIE) や英語指導助手 (ALT) と一緒に行う英語による活動を通して、児童のコミュニケーション能力の更なる向上を目指した授業づくりが進んでいる。

2 課題

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

引き続き、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減少させるため、各中学校区において設置されている小・中連携教育研究会での取組を充実させるとともに、指定校における研究実践を全小・中学校及び中等教育学校へ普及する必要がある。

(2) 「言語・数理運用科」の実施

新学習指導要領の内容を踏まえ、各校において児童生徒がより主体的に課題を探究する学習等を行う時間を確保し、思考力・判断力・表現力を育成することができるよう、「言語・数理運用科」の学習内容や配当時数について、総合的な学習の時間との関連を踏まえながら、整理する必要がある。

(3) 小学校「英語科」の実施

新学習指導要領の実施に伴い、中学年で導入される「外国語活動」、高学年で導入される「外国語科」について、指定校の実践を踏まえ、「英語科」のカリキュラム編成の在り方や指導体制について検討する必要がある。

第 5 課題への対応方針

教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として、「学力の向上」を、平成 30 年度の重点取組項目とする。

1 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させ、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減らすための研究実践の充実を図る。

平成 30 年度においては、個に応じた指導特別研究校（1 中学校区）を指定し、個別の学習支援が必要な児童生徒に対して算数・数学に係る補充学習や家庭学習の充実を図り、基礎学力の定着を図る。また、英語教育実践研究校（1 中学校区）を指定し、広島中等教育学校が開発し成果があった英語教育のプログラムに取り組むとともにその成果を検証する。

両指定校で開発・実践研究した成果については、公開授業研究会等を通して普及に努める。

2 「言語・数理運用科」の実施

指定校を中心として、児童生徒がより主体的に課題を探究する学習等を行うとともに、平成 32 年度の新学習指導要領全面実施に向けて、教育課程全体の中で「ひろしま型カリキュラム」における「言語・数理運用科」の在り方の検討を行う。

3 小学校「英語科」の実施

指定校において、「外国語活動」「外国語科」のカリキュラム編成の在り方や指導体制について検討を行い、新学習指導要領実施に向け円滑な移行を図る。

また、平成 32 年度の新学習指導要領全面実施に向けて、教育課程全体の中で「ひろしま型カリキュラム」における英語科の在り方の検討を行う。

(イ) 徳育の充実

第1 事務の目的・概要

他人を思いやる心や自他の生命、人権を尊重する心などを育成するため、体験活動等の充実を図り、道徳教育や人権教育を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 道徳教育の充実

(1) 道徳の教科化への対応

道徳教育実践研究校において、指導方法や評価について実践研究を行い、研究の成果を全小・中学校に普及させる。また、評価の具体的方法等について、教員を対象とした研修会を開催する。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等で発信するとともに、退職校長会等から講師が派遣できるよう、講師リスト等を作成する。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

宿泊を伴う体験活動の在り方について検討を行う。

(5) 基本的な生活習慣の定着を図る取組の実施

各学校が家庭と連携し、基本的な生活習慣の定着を図る取組を進めることができるよう、取組を継続するとともに、広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図る。

2 人権教育の推進

人権教育研修会や指定校による公開研究会を通じて、教職員の指導力向上を図るとともに、人権尊重の理念について認識を深めることで人権教育の充実を図る。

第3 平成 29 年度における管理・執行状況

1 道徳教育の充実

(1) 道徳の教科化への対応

道徳教育実践研究校（小学校 3 校、中学校 3 校）を指定し、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、「広島市道徳教育プログラム※～規範性をはぐくむための教材・活動プログラム改訂版～」及び「私たちの道徳」等を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の指導方法及び評価等の実践研究を行った。

道徳教育実践研究校の研究の成果を普及させるため、「道徳の授業力パワーアップ研修」を実施し、全小・中学校及び中等教育学校から、教員合計 202 人が参加した。

また、全小・中学校、中等教育学校の校長、教務主任等を対象とした説明会を実施した。

※ 学習指導要領改訂に伴い、従前の「規範性をはぐくむための教材・活動プログラム」について、内容項目の視点を改めるとともに、広島にゆかりのある人物を扱った教材・活動プログラムを新たに加え、内容の充実を図り、平成 28 年 3 月に「広島市道徳教育プログラム」として改訂。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

全小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校において、外部講師（心の先生）を招へいして、「みんなで語ろう！心の参観日」を実施し、地域に公開するとともに、児童生徒や参加した保護者、地域住民との意見交流の場を設けた。

講師リストを作成し、学校の要望に応じた講師を紹介した。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

生徒に規範性や社会貢献の心を育むボランティア活動等への積極的な参加を促すとともに、活動への意欲を喚起するため、善いことを自ら進んで実践した中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒や生徒会、グループに「広島グッドチャレンジ賞」を授与した。

【表 23】「広島グッドチャレンジ賞」受賞者数等の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受賞者数等	121 件	153 件	186 件	176 件	205 件
受賞校数	49 校	51 校	64 校	64 校	72 校

(4) 体験活動の実施

学校の実情に応じて泊数や場所を設定し、小学校 5 年 136 校、中学校 1 年 61 校が野外活動等集団宿泊を行い（単市事業として実施。）、その活動の様子や内容について各校のホームページで発信した。

また、幼稚園 4 園、小学校 80 校、中学校 6 校及び広島特別支援学校が、感動体験推進事業の実施校として、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等を実施し、活動内容や成果を各学校のホームページ等で発信した。

(5) 基本的な生活習慣の定着を図る取組の実施

「早寝 早起き 元気なあいさつ 朝ごはん運動」について、4 月に本市ホームページに掲載し、全幼稚園及び小・中学校にリーフレットを配付した。

「生活リズムカレンダー」を全幼稚園、小・中学校に 6 月と 11 月に配付し、保護者の協力の下で「全校一斉『生活リズムカレンダー』実施週間」を 7 月と 12 月に実施するとともに、広島市 PTA 協議会等と連携して、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組（“10^{テン}オフ運動”）に取り組んだ。

2 人権教育の推進

大学の教授を講師として招へいし、各幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の人権教育担当教員等を対象とした人権教育研修会を 1 回開催した。

広島市人権教育研究推進中学校区 1 中学校区、文部科学省委託事業人権教育研究推進校 2 校を指定し、学校における人権教育の指導方法等について実践研究を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 道徳教育の充実

ア 道徳の教科化への対応

道徳教育実践研究校において開催した「道徳の授業力パワーアップ研修」により研修成果を全小・中学校、中等教育学校に普及させることができた。また、参加した教員が、研修成果を所属校に持ち帰り、校内研修を行うことにより各教員への普及に努めることができた。

また、「『特別の教科 道徳』の全面実施に伴う説明会」を開催し、道徳の教科化の経緯や教科の目標、内容及び評価等について周知することができた。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

講師自身の体験を踏まえた講演や、講演後の生徒、保護者、地域住民による世代を越えた意見交流を行うことができた。

講師リストを作成し、多様な職種や様々な経験を有する講師を紹介することができた。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

「広島グッドチャレンジ賞」の授与が励みとなり、生徒が自ら地域社会に貢献する活動に進んで取り組もうとする意欲・態度を育成することができた。

エ 体験活動の実施

各小・中学校がその実情に応じて泊数や場所を設定し、野外活動の中で自然体験等を行うことができた。

また、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等を通して地域の人々や児童生徒相互、自然との関わり合いの中で、幼児児童生徒が学ぶ楽しさや成就感を実感するとともに、お互いを思いやる心や生命を尊重する態度を身に付けることができた。

オ 基本的な生活習慣の定着を図る取組の実施

幼児児童生徒の基本的な生活習慣の改善を図ることができた。

【表 24】基本的な生活習慣の定着状況の推移

区 分		平成 20 年度	平成 29 年度
毎日朝食を食べる子どもの割合	小 5	96.2%	96.5%
	中 2	93.0%	94.5%
朝起きる時刻がだいたい決まっている子どもの割合	小 5	89.9%	90.7%
	中 2	92.2%	93.8%
夜寝る時刻がだいたい決まっている子どもの割合	小 5	76.9%	81.4%
	中 2	79.1%	83.9%

※ 「基礎・基本」定着状況調査による。

(2) 人権教育の推進

人権教育研修会では、幼児児童生徒の自尊感情を高める授業づくりやその体制づくりについて、各幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校に普及させることができた。

指定校による公開研究会を行い、道徳・学級活動のみならず、全ての教育活動で人権尊重の視点に立った学校づくりを周知・普及することができた。

2 課題

(1) 道徳教育の充実

ア 道徳の教科化への対応

引き続き、道徳教育実践研究校における研究成果の普及に努め、教員を対象とした研修会を開催する必要がある。

また、「特別の教科 道徳」の円滑な実施に向け、校長及び教員を対象とした説明会を開催し、学習指導要領改訂の趣旨について周知徹底を図る必要がある。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

全小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校において取組を継続していく必要がある。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

生徒に規範性や社会貢献の心を育むボランティア活動等への積極的な参加を促すとともに、活動への意欲を喚起するため、取組を継続する必要がある。

エ 体験活動の実施

各幼稚園、小・中学校及び特別支援学校が行う体験活動の在り方やその内容への支援等について検討する必要がある。

オ 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図り、幼稚園、小・中学校がそれぞれ家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進める必要がある。

(2) 人権教育の推進

人権教育研修会及び指定校による公開研究会へ参加する幼稚園・学校数を増やす必要がある。

第5 課題への対応方針

1 道徳教育の充実

(1) 道徳の教科化への対応

道徳教育研究校において、指導方法や評価方法等について実践研究を行い、研究の成果を全小・中学校及び中等教育学校に普及させる。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

取組を継続する。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

各幼稚園・学校が行う体験活動の支援等について検討する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

幼稚園、小・中学校がそれぞれ家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進めることができるよう、取組を継続するとともに、広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図る。

2 人権教育の推進

教職員の指導力向上を図るとともに、人権尊重の理念について認識を深めるため、継続して人権教育研修会や指定校による公開研究会の充実と周知に努める。

(ウ) 体力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育むため、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全学校に普及させるとともに、体育の授業や特別活動、運動部活動などの充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」を交付するとともに、運動事例集の活用方法を普及する研修会等を通して、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するための指導方法の工夫改善に取り組む。

(2) 有効な事例を普及するための取組

研修会等を通して体力向上に向けた取組の実践事例を普及するとともに、効果的な運動プログラムの活用方法の普及を図る。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

より多くの学校に指導者を派遣できるよう、トップス広島と協議を進め、円滑な事業の推進を図る。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

専門的技術指導力を備えた指導者の確保に向けて、広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう、本事業を着実に実施する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

市立小学校第3学年から第6学年の全児童に「体力アップハンドブック」を配付した。また、「新体力テスト」の調査結果を基に、「体力アップ認定証」を小学校18,512枚、中学校8,561枚交付するとともに、「体力優秀賞」を児童2,399人、生徒2,018人に授与した。

また、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するため、運動事例集を活用した指導方法について、研修会を実施した。

(2) 有効な事例を普及するための取組

体育科・保健体育科の授業における指導力の向上を図るため、体力向上推進校4校（小学校2校、中学校2校）を指定し、体育の授業改善や運動プログラムの効果的な活用方法を研究し、その成果を報告書にまとめ、全小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に配付した。

また、小・中学校教育研究会と連携して実技研修会を実施し、各校の実態に合わせて校内での普及に努めた。

※ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、本市の平均値が全国の平均値を上回っている種目数は、小学校男子 8 種目中 4 種目、小学校女子 8 種目中 4 種目、中学校男子 9 種目中 7 種目、中学校女子 9 種目中 6 種目となった。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

サンフレッチェ広島や広島東洋カープを始めとする「トップス広島」に加盟している競技・スポーツ団体などの現役選手や地域の競技経験者を招へいし、希望申請のあった学校の 72.6% に当たる小学校 85 校に派遣した。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、生徒が地域のスポーツ経験者など専門的技術指導力を備えた指導者に実技指導を受けることにより、技術力の向上を図った。

学校が希望する競技種目の指導者を確保し、中学校 56 校の運動部に延べ 67 人の地域のスポーツ経験者などを指導者として招へいし、派遣した。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

高等学校 7 校の運動部活動に、7 人の専門的技術指導力を備えた指導者を招へいし、派遣した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

体力向上への意欲の向上を図るため、小・中学校において、「体力アップ認定証」を交付するとともに「体力優秀賞」を授与することができた。しかし、中学校第 2 学年女子生徒の 1 週間の総運動時間が 60 分未満の割合は依然として高い値となっており、体力向上への意欲を十分に高めることができなかった。

イ 有効な事例を普及するための取組

体力向上推進校において実施した実践研究や実技研修会等の内容を紹介することで、各学校において効果的な取組を行うことができた。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

児童が指導者の卓越したプレーやスポーツへの姿勢や考え方に触れる機会とすることができた。また、実技指導を受けることによりプレー技術を高めることができた。

学校のニーズはあるものの、日程調整等が困難で、派遣の希望申請のあった学校のうち 27.4% について指導者の派遣ができなかった。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

専門的技術指導力を備えた指導者に実技指導を受けることにより、生徒の技能の向上につなげることができた。

また、顧問教諭の指導力の向上を図ることができた。学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況がある。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

専門的な個に応じた指導により、生徒の活動意欲を高めるとともに、生徒の技能・体力及び大会成績の向上を図ることができた。

2 課題

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

継続して運動に親しむ習慣や意欲の向上を図る必要がある。

イ 有効な事例を普及するための取組

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、本市の児童生徒の体力の状況は全体的に改善の傾向が見られるが、本市の平均値が全国を下回る種目については、運動能力の改善を図る必要がある。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

引き続き、競技経験者を招へいし、希望申請のあった学校への派遣に努める必要がある。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の専門的技術指導力を備えた指導者の確保に努める必要がある。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう取組を継続する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

「体力アップ認定証」の交付や「体力優秀賞」の授与を行うとともに、研修会等において運動事例集の活用方法を紹介することにより、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するための指導方法の工夫改善に取り組む。

(2) 有効な事例を普及するための取組

研修会等において体力向上に向けた取組の実践事例を紹介することにより、効果的な運動プログラムの活用方法の普及を図る。また、手軽な運動を紹介する運動事例集を作成し、体力向上に向けた取組に生かす。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

トップス広島と協議を進め、より多くの学校に指導者を派遣できるよう努める。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

中学校運動部活動活性化支援事業については、平成 29 年 4 月 1 日の学校教育法施行規則改正の趣旨を踏まえ、本市における運動部活動の在り方を検討する中で、「部活動指導員」の導入と併せて検討する。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう取組を継続する。

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催を重点的に行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

実践協力校の特色ある取組の普及に努めるとともに、平和教育プログラムの見直しを検討する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進める。

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義についての指導に努めるよう通知するとともに、校長会等を通じて各学校の特色ある取組の普及に努める。

4 こどもピースサミットの実施

本市ホームページ等を活用して広報に努める。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

市政広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を活用して広報に努めるとともに、校長会等で応募校の取組を紹介し、好事例の普及に努める。

6 ひろしま子ども平和の集い

市政広報紙「ひろしま市民と市政」や校長会等を通じて、広報に努める。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

学習内容や指導方法等の充実を図るため、実践協力校に7校（小学校4校、中学校2校、高等学校1校）を指定し、授業公開及び実践発表を行い、平和教育プログラムを基軸として地域の実態や学校の実情に即した特色ある取組を普及した。

平和教育プログラムの見直しに向けて、実践協力校における取組内容を基に、課題の整理を行った。

2 被爆体験を聴く会等の開催

園長会・校長会において、被爆体験を聴く会の趣旨等を説明した。また、被爆体験者の証言を映像記録としてDVDに保存し、被爆体験者2人の映像記録を加えた計20人の映像記録DVD一覧を本市ホームページに掲載した。

【表25】被爆体験を聴く会等実施状況（「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数）

平成28年度	平成29年度
147園・校	153園・校

3 平和を考える集い等の開催

県からの権限移譲により、4月から旧県費負担教職員に市の勤務条件が適用され、これまで8月6日に平和学習を行っていた学校が従前のおり実施することができなくなった。

平成30年度から、従前のおり8月6日に平和学習を行うことができるようにするため、文部科学省と協議を重ね、その結果、これまで専ら学級単位で行っていた平和に関する意見発表を、全校又は学年単位で幅広く取り組むなど、より充実した学校行事として実施する方法に見直すことにより、校長の判断で行うことができるように整えた。

4 こどもピースサミットの実施

4月に、平和についての意見文の募集及び「平和の歌声・意見発表会」の開催について、全市立小学校及び市内の国立小学校や私立小学校に案内した。

【表26】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数

平成28年度	平成29年度
10,561人	10,877人

【表27】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」参加者数（市民及び保護者）

平成28年度	平成29年度
約320人	約340人

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

中学校長会において、前年度の報告や、次年度メッセンジャー募集について周知した。

また、7月15日号の市政広報紙「ひろしま市民と市政」に、8月5・6日のメッセージ発信について紹介する記事を掲載し、その両日の活動についてプレスリリースを行うとともに、事前研修及びメッセージ発信の活動の様子を本市ホームページに掲載した。

【表28】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区分	平成28年度	平成29年度
応募校数	44校	52校
応募点数	2,831点	3,303点

6 ひろしま子ども平和の集い

校長会や市政広報紙「ひろしま市民と市政」において平和の集いの趣旨等を周知し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体とともに平和へのメッセージを発信した。

小学校1校、中学校1校、高等学校1校、特別支援学校1校、2団体（中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」、広島市高校生交換留学生）が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（4団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 平和教育プログラムの推進

実践協力校の公開授業研究会に参加した教員は、平和教育プログラムの学習計画や参加体験型等の指導方法について理解を深めるとともに、研修成果を各学校に持ち帰り、自校の平和教育の充実に努めた。

平和教育プログラムについては、実践協力校における取組内容を基に、平和教育プログラムに位置付けられた各学年の学習内容及び授業の展開等に関する課題の集約を行ったが、系

統性を踏まえた課題の整理や見直しには至っていない。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験を聴く会等の開催が定着している。

(3) 平和を考える集い等の開催

全幼稚園、全小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、8月6日当日に平和を考える集い等を実施することはできなかったが、8月6日前後には、各幼稚園、学校において、8月6日の意義や平和について考える特色ある取組を行った。

(4) こどもピースサミットの実施

広報に努めた結果、全市立小学校及び私立小学校から応募があり、応募者数は前年度に比べ316人増加し、学校における平和教育の取組として定着している。また、平成29年度の参加者数は約340人であり、前年度と比べて約20人増加した。

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

周知と広報に努めた結果、平成29年度の平和メッセージの応募校は52校、応募点数は3,303点であり、前年度と比べて8校、472点増加した。

(6) ひろしま子ども平和の集い

参加した児童生徒から、「平和の大切さについて今までより深く考えるようになった」「全国から集まった子どもたちと広島の子どもの交流は意義深い」等の感想が寄せられており、児童生徒が集いの意義を感じるとともに平和への意識が高まった。

2 課題

(1) 平和教育プログラムの推進

実践協力校の特色ある取組の普及を図るとともに、集約した平和教育プログラムの課題を基に、系統性を踏まえた課題の整理を行った上で、より体系的で実践的なプログラムになるよう具体的な見直しを行う必要がある。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっており、引き続き、被爆体験者の証言を映像として収集し、整理・保存に取り組む必要がある。

(3) 平和を考える集い等の開催

平成30年度から、従前のおり8月6日に平和学習を行うことができるようになったことを受け、各学校において8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等をより充実させる必要がある。

(4) こどもピースサミットの実施

引き続き、広報活動により、広く市民への発信に努める必要がある。

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

今後とも、全中学校から応募が寄せられるよう、本事業の趣旨及び応募校の取組を周知する必要がある。

(6) ひろしま子ども平和の集い

今後とも、全国から応募が寄せられるよう、本事業の趣旨及び取組を広く周知する必要がある。

第5 課題への対応方針

「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として、「平和教育の推進」を、平成 30 年度の重点取組項目とする。

1 平和教育プログラムの推進

実践協力校の取組や平和に関する意識・実態調査の結果を踏まえ、平和教育プログラムの課題を体系的に整理し、より実践的なものになるよう平和教育プログラムの見直しを検討する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進め、各学校で校内研修等において活用するよう校長会等で広報に努める。

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義についての指導及び 8 月 6 日に焦点を当てた平和を考える集い等の開催に向けて、各学校の取組が学校行事として特色ある取組になるよう校長会を通じて周知に努める。

4 こどもピースサミットの実施

市政広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を活用して広報に努める。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

全中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知に努めるとともに、市政広報紙「ひろしま市民と市政」の活用や報道機関への情報提供を行い、広報に努める。

6 ひろしま子ども平和の集い

「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る。

(才) 文化芸術教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性を育むために、児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、学校における文化芸術教育の活性化を支援する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 文化の祭典の開催

本市ホームページ等を活用して広く市民への広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を提供するなど、伝統文化に関する教育の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

専門的技術指導力を備えた指導者の確保が難しい部活動については、同一指導者を複数の中学校へ派遣するなど、配置を工夫する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 文化の祭典の開催

全学校（幼稚園を除く。）が文化の祭典に参加し、文化芸術に関する学習の成果を発表した。文化の祭典の開催に係るポスター及びチラシを作成するとともに、本市ホームページに各部（小学校の部・中学校の部・高等学校の部）の開催日や会場を掲載して広報を行ったが、前年度に比べて来場者が減少した。

【表29】文化の祭典の部門別の来場者数

年 度	小学校の部	中学校の部	高等学校の部	計
平成28年度	10,245人	2,784人	6,818人	19,847人
平成29年度	10,132人	4,274人	4,334人	18,740人

2 伝統文化に関する教育の推進

各小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校に、教育活動に当たる特別非常勤講師の活用等について促すとともに、文化庁の「文化芸術による子供の育成事業」について周知することにより、伝統文化に関する教育活動の実施を推進した。

伝統文化に直接触れる機会を、小学校96校、中学校63校、特別支援学校が設定した（小学校は前年度から24校増）。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

専門的技術指導力を備えた指導者を招へいし、希望があった全ての中学校（59校）に延べ81人の指導者を派遣した。また、同一指導者を複数の中学校へ派遣するなど、指導者の配置を工夫した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 文化の祭典の開催

全ての児童生徒に、文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供することができたものの、来場者は減少しており、十分な広報ができなかった。

(2) 伝統文化に関する教育の推進

伝統文化に直接触れる機会を設けた小学校数が増え、伝統文化に関する教育を普及することができた。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

希望した全ての学校に専門的技術指導力を備えた指導者を派遣することはできたものの、年間を通じて継続的に、十分な時間数の派遣をすることができなかった。

2 課題

(1) 文化の祭典の開催

引き続き、全ての児童生徒に、学校の文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、市民の来場者を増やすための広報に努める必要がある。

(2) 伝統文化に関する教育の推進

引き続き、児童生徒が、伝統芸能や伝統的な生活様式に直接触れる機会を提供することなどにより、伝統文化に関する教育を普及させる必要がある。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

生徒の多様なニーズに応じた文化部活動を実施するため、専門的技術指導力を備えた指導者を年間を通じて継続的に、十分な時間数の派遣をすることができるよう努める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 文化の祭典の開催

全ての学校（幼稚園を除く。）に文化の祭典への参加を促す。また、文化の祭典の開催について、本市ホームページや市政広報紙「ひろしま市民と市政」を活用するなどして広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や伝統的な生活様式に直接触れる機会を提供することなどにより、伝統文化に関する教育の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

専門的技術指導力を備えた指導者の確保に努めるとともに、同一指導者を複数の中学校へ派遣するなど、配置を工夫する。

(力) 多様な教育の推進

第1 事務の目的・概要

社会的課題に対処する意欲や態度を育むため、キャリア教育や福祉教育、国際理解教育、環境教育等の多様な教育を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 キャリア教育、福祉教育の推進

(1) キャリア教育の推進

地域・企業にリーフレットを配布するとともに、関係部局や企業と連携を図り、本市ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」の周知に向けて、校長会や研修会等で働き掛ける。

(2) 福祉教育の推進

福祉教育の優れた事例について校長会や研修会等で周知する。

2 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」に参加するとともに、メッセージを作成するための事前研修において、本市の高校生と留学生が平和について深く考えることができるよう支援を行う。

また、市立高等学校を始めとする市内の高等学校に長期留学及び短期留学の実施について広く周知することにより、多くの高校生を海外に留学させる。

3 環境教育の推進

関係部局や企業との連携を図るとともに、各校の取組や結果等を各校のホームページ等で発信し普及する。

また、ユネスコスクールへの加盟及びESD(持続可能な開発のための教育)*の普及に向けて、加盟校の取組及びその成果について、校長会や教員を対象とする研修会において、実践発表を行い、周知徹底を図る。

※ ESDはEducation for Sustainable Developmentの略。

現代世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 キャリア教育、福祉教育の推進

(1) キャリア教育の推進

中学校が行う職場体験の受入可能事業所を本市ホームページで募集し、受入可能事業所リストを更新した。

全中学校(実施学年を変更するため実施しなかった2校を除く。)及び中等教育学校の2年生又は3年生(約9,500人)が、地域の事業所や病院、福祉施設等において職場体験を実施した。

また、キャリア教育応援団の取組として、各企業や事業所へ受入れについて協力を依頼するなどして、中学生の職場体験受入事業所の拡充を図った。

さらに、職場体験が行われている事業所を経済団体と合同で視察し、その内容や実施までの事業所との調整の進め方などについて打ち合わせた。

(2) 福祉教育の推進

小・中学校において児童・生徒や地域の実態に応じて、福祉教育の推進に向けて取り組んだ。各教科や特別活動、総合的な学習の時間等で、車いす体験やアイマスク体験、高齢者や障害のある方々との交流、ボランティア活動等を実施した。

2 国際理解教育の推進

派遣留学生 5 人と受入留学生 4 人が「ひろしま子ども平和の集い」に参加し、共同で世界恒久平和に向けた思いをメッセージとして発信した。

また、広島市高校生交換留学生として、10 か月間、本市の高校生を海外に派遣するとともに、海外の高校生を本市内の高等学校で受け入れる取組を行い、本市の高校生 4 人をアメリカ及びデンマークに派遣するとともに、海外の高校生 3 人をドイツ、オランダ、フィンランドから受け入れた。

さらに、短期留学プログラムとして、フィリピン・セブ市及びカナダ・モントリオール市に 9 名ずつ派遣した。

3 環境教育の推進

学校環境月間を 6 月と定め、環境局が主催する「ライトダウンキャンペーン」への協力（小学校 126 校、中学校 40 校）や企業とコラボレーションした「企業による出前授業」を実施（小学校 68 校、中学校 1 校）するなどの取組を行った。また、その結果を全小・中学校に情報提供するとともに、各校のホームページで発信するなど、事後学習で活用できるよう工夫した。

その他、学校で「学校エコライフ」や節電・節水、児童が家庭で「こどもエコチャレンジ」に取り組んだ（学校エコライフ取組校 330 校、こどもエコチャレンジ取組児童数 46,870 人）。

さらに、ESD に対する啓発活動を行い、新たに小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校がユネスコスクールへの加盟を希望した（加盟校及び加盟希望校 小学校 6 校、中学校 4 校、高等学校 1 校）。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

職場体験学習を実施することにより、進路や将来の職業について考えることや毎日の学校生活を前向きに取り組む態度を向上させることができた。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」を創設したことにより、受入企業を増やすとともに、職場体験の内容や受入事業所との調整の進め方などについて、意見交換を行うことができた。

イ 福祉教育の推進

学校の実情に応じて、特色ある福祉教育を推進することができた。

(2) 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」を通して、留学生が自らの体験を振り返り、平和について深く考える機会を持たせる支援をすることができた。

また、海外に派遣した高校生は、留学体験を通して、豊かな国際的感覚や語学力、コミュニケーション能力などを身に付けることができている。海外から留学生を受け入れた高校においては、国際理解教育の充実を図ることができた。

さらに、短期留学プログラムを実施し、より多くの高校生に留学の機会を提供することができた。

(3) 環境教育の推進

児童生徒の地球温暖化などの環境問題に対する関心が高まり、環境保全に参画する態度や実践力が育っている。

2 課題

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

引き続き、職場体験学習を多様なニーズに対応した、より充実したものとするため、活動について地域に紹介するとともに、啓発に努める必要がある。

また、「ひろしまキャリア教育応援団」の取組について、各学校への周知を図る必要がある。

イ 福祉教育の推進

各学校の実情に応じた福祉教育に取り組むとともに、優れた取組事例を全学校に普及させる必要がある。

(2) 国際理解教育の推進

広島市高校生交換留学生として派遣される高校生に対する事前・事後研修について充実を図るとともに、本市に留学している留学生の研修内容等について検討を行う必要がある。

また、短期留学プログラムに、多くの高校生が留学できるよう、内容を検討するとともに周知の方法を工夫する必要がある。

(3) 環境教育の推進

関係部局や企業と連携した取組などにより、各学校における取組の一層の充実を図る必要がある。

また、ESD の活動を普及させるとともに、ユネスコスクールの活動内容や加盟方法等について周知する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 キャリア教育、福祉教育の推進

(1) キャリア教育の推進

引き続き、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、関係部局や企業と連携を図り、本市ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」の取組として、受入可能企業と学校とのマッチングを行うとともに、企業から学校への講師派遣について検討する。

(2) 福祉教育の推進

福祉教育の優れた事例について校長会や研修会等で周知する。

2 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」に参加するとともに、メッセージを作成するための事前研修

において、本市の高校生と留学生が平和について深く考えることができるよう支援を行う。

また、市立高等学校を始めとする市内の高等学校に長期留学及び短期留学の実施について、その内容や生徒だけでなく保護者等に広く周知するための方法を検討することにより、多くの高校生を海外に留学させる。

3 環境教育の推進

関係部局や企業との連携を図るとともに、各校の取組やその結果等を各校のホームページ等で発信し普及させる。

また、ESD の活動をより普及させるとともに、ユネスコスクールの活動内容や加盟方法等について周知するよう努める。

(キ) 少人数教育の推進

第1 事務の目的・概要

基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長する教育の充実を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、義務教育9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

授業研究会や研修会等を通じて、きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時的任用教諭（以下、この項目において「臨時的任用教諭」という。）の指導力の向上を図る。また、少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法等について具体的な事例を示すなどして、個に応じたきめ細かな指導を充実させる。

更なる少人数教育の推進については、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第3 平成29年度における管理・執行状況

小学校の全学年及び中学校1年について、教諭の加配（小学校152人、中学校29人）や非常勤講師（小学校14人）の配置によるティームティーチング、臨時的任用教諭の配置等により、実質的な学級規模を35人以下とした。

臨時的任用教諭の指導力の向上を図るため、「きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時的任用教諭予定者のための授業見学会」において、授業見学や授業づくりに関する研修を行うとともに、研修会を実施した。また、学校からの要請を受けて、指導主事が臨時的任用教諭の現地指導を行った。

さらに、中学校2・3年を対象に、国語・数学・英語のうち学校が希望する教科について、非常勤講師等を配置（2年18校、3年16校）し、ティームティーチング等の少人数による指導を実施した。非常勤講師等が指導方法の工夫を図り、一人一人にきめ細かく指導することを大切にしながら授業を行った。

【表30】少人数指導実施校数

学年 \ 教科	国語	数学	英語
2年	2校	8校	11校
3年	3校	5校	13校

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

臨時的任用教諭に対し、授業研究会や研修会、現地指導を行い、具体的な指導方法の改善について研修する機会を設けた。

一人一人にきめ細かく指導することで、発言や発表の機会が増えるなど、児童生徒がじっくりと考えながら学習に取り組むことができるようになった。

2 課題

引き続き、臨時的任用教諭の更なる指導力の向上を図るとともに、少人数学級のよさを生か

した効果的な指導の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

授業研究会や研修会等を通じて、臨時的任用教諭の指導力の向上を図るとともに、少人数指導のよさを生かしたきめ細かな指導ができるよう、実践事例等を紹介する等により指導方法の充実を図る。

更なる少人数教育の推進については、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第1 事務の目的・概要

魅力ある高校づくりの一層の充実に取り組むため、市立高等学校の将来構想である「広島市ハイスクールビジョン」(平成28年11月策定)の行動計画として策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」(平成29年1月策定)等に基づき、各学校がそれぞれの特色に応じた多彩な教育活動を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 学力の向上

研究体制を充実させ、引き続き授業改善に向けた実践的な研究を推進するとともに、その成果の普及に努める。

2 キャリア教育の推進

生徒の社会的職業的自立に向けて、教員の指導力の向上を図るとともに、生徒の視野を広げるための取組を充実させる。また、就職コーディネーター2人を配置し指導の充実を図る。

3 中高一貫教育の推進

中等教育学校の一層の魅力づくりを推進するため、後期課程の教育内容と指導方法を検証していく。

4 広島みらい創生高等学校の整備

平成30年4月の開校に向け、教育環境の整備、教育内容の構築を図る。

また、学校の特色、入学者選抜の方法等について、生徒、保護者等広く市民に対して広報していく。

5 普通科におけるコース(創造表現・国際コミュニケーション・体育)の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、各学校において教職員の意識を高め、取組の一層の充実を図る。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 学力の向上

学力向上の研究指定校として、平成29年度に新たに2校を指定し、計6校において、年間を通じて大学教授や指導主事等を招へいた研修会を実施するなど、授業改善に向け、効果的な指導方法の開発等の研究を行い、公開授業研究会等を実施するなどしてその成果を高等学校等に発信した。

また、全校において、ハイスクールビジョン推進プログラムにおける「学校ごとの将来構想 確かな学力 今後の重点的な取組」に基づき、校内研修会を実施し、指導内容や指導方法等の改善に向け理解を深めた。

さらに、全校の教員が参加する高等学校公開研究会において、教科ごとに授業改善に向けた研究・協議を行った。

2 キャリア教育の推進

企業や市内の専門学校に教員を派遣し、商業や工業に関する高度な専門知識や技術に係る研修を実施した。また、先進的な取組を行っている愛知県や長崎県の公立商業高等学校に教員を

派遣した。

プロフェッショナル人材活用事業において、生徒が大学教授や企業で働く社会人等から講演や実技指導等を直接受ける研修会等を、全ての学校において、計 51 回実施した。

就職コーディネーターを教育委員会事務局に 2 人配置し、高校生の就職支援や雇用企業の開拓を推進し、延べ 834 社の企業訪問を行うとともに、ハローワークへの訪問を 65 回、高等学校訪問を 205 回行った。

教育ネットワーク中国の主催する高大連携講座を高等学校に周知し、高等学校 5 校から延べ 50 人の生徒が受講した。また、広島市立大学芸術学部と連携し、生徒及び教員対象の公開講座を開催し、高等学校教諭 1 人、生徒 18 人が参加した。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校において、ハイスクールビジョン推進プログラムにおける「学校ごとの将来構想 学校が特に重点的に取り組むこと」に基づき、6 年間一貫した教育を推進し、一層の魅力づくりを行うため、先進校視察を行うとともに、校内の研究推進委員会において、後期課程の教育課程の検討と指導方法の改善に取り組んだ。

4 広島みらい創生高等学校の整備

校舎等の建設について、平成 30 年 5 月末に完成するよう計画した。取組の結果、完成は、建築工事と設備工事の施行内容の調整に時間を要したことにより、7 月末となった。

校内の組織編制、教育課程、入学者選抜、授業料・受講料、施設など学校の管理運営に関する事項について検討を行った。

学校の特色や入学者選抜の方法等に係る説明会を、本市を始めとして、廿日市市や三次市、東広島市、呉市で実施し、生徒や保護者等、延べ約 1,800 人の参加があった。

5 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムにおける「学校ごとの将来構想 専門コースにおける今後の重点的な取組について」に基づき、普通科コース設置校において、将来構想の実現について検討した。

また、体育コースについては、教育委員会事務局内の将来構想検討会議において、専攻実技種目や入試制度、施設改善等について検討した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 学力の向上

研究指定校（6 校）において、公開授業研究会等を開催し、主体的・対話的な豊かで深い学びを実現する授業の実践的な取組の普及に努めた。

また、各学校において、指導内容や指導方法の改善を図るため、校内研修会を開催し、意欲的に授業改善に取り組むことができた。

さらに、高等学校公開授業研究会では、指導主事が指導助言を行うことにより、教員の実践的指導力の向上を図ることができた。事後アンケートの結果、80%以上の教員が研究協議内容の有用性について肯定的な回答をした。

(2) キャリア教育の推進

専門技術派遣研修等を実施したことにより、教員の指導力の向上につながった。

プロフェッショナル人材活用事業を全ての学校で実施することにより、生徒の学習意欲を喚起し、将来に向けての目的意識の高揚を図ることができた。

就職コーディネーターの活動により、高等学校の就職希望者の就職率は100%となった。

(3) 中高一貫教育の推進

後期課程の教育課程の検討と指導方法の改善に取り組んだことで、前期課程との接続が円滑に進み、6年間一貫した教育を推進するための体制づくりができた。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

学び直しの取組や総合学科ならではの多彩な選択科目を設定する等、生徒のニーズに応じた教育課程を編成することができた。

また、入学者選抜の基本方針や入学定員等を決定し、平成30年度入学者選抜を適正に実施することができた。

校舎等の完成の遅れに従って、暫定使用することとなった旧広島特別支援学校校舎について、空調等の整備を行い、良好な教育環境の確保を図ることとした。

(5) 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムにおける「学校ごとの将来構想 専門コースにおける今後の重点的な取組について」に基づき、コースの充実に向け検討することができた。

また、体育コースにおいては、将来構想の実現に向けた方向性を明らかにすることができた。

2 課題

(1) 学力の向上

学習指導要領の改訂や国において進められている高大接続の方針を踏まえ、授業改善や指導力向上等の取組をより一層充実させる必要がある。

(2) キャリア教育の推進

引き続き高等学校の就職希望者の就職率100%を維持する必要がある。

(3) 中高一貫教育の推進

先進校視察等や研究推進委員会で議論を重ねることにより、6年間の中高一貫教育のメリットを生かした教育課程について引き続き検討し、これを指導方法の改善につなげていく必要がある。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

全学年の生徒がそろそろ平成33年度の前年である平成32年度末までに、計画的に初年度備品を整備するとともに、生徒実態に応じた教育内容や指導体制の充実を図る必要がある。

また、平成30年7月の校舎等の完成後、旧広島特別支援学校及び大手町商業高等学校の校舎（以下、この項目において「旧校舎」という。）の解体及び外構・グラウンド整備を行う必要がある。

(5) 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、引き続き各学校において普通科コースの充実に向けて取り組む必要がある。

また、体育コースについては、将来構想の実現に向けた方向性を具現化する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学力の向上

研究体制を充実させ、引き続き高大接続の方針を踏まえた授業改善の実践的な研究を推進するとともに、その成果の普及に努める。

2 キャリア教育の推進

生徒の社会的職業的自立に向けて、教員の指導力の向上を図るとともに、生徒の視野を広げるための取組を充実させる。また、就職コーディネーター2人を配置して指導の充実を図るとともに、広島みらい創生高等学校に就職コーディネーターを配置することについて検討する。

3 中高一貫教育の推進

6年間の中高一貫教育のメリットを生かした教育内容について引き続き検討し、それを基に指導方法の改善に取り組む。

4 広島みらい創生高等学校の運営・整備

(1) 運営

学校教育目標に基づき、生徒一人一人のニーズに応じた多様な学習形態や教育内容を提供する。

また、全学年の生徒がそろそろ平成33年度に向けて、施設に必要な管理物品や授業等で使用する教材教具を計画的に整備する。

(2) 整備

校舎等の建設工事は、工事担当課と連携を密にし、平成30年7月完成のための進行管理を適切に行うとともに、旧校舎の解体は平成30年度内の完了、外構・グラウンド整備は平成30年度に着手し、平成31年度に完了させる。また、施工期間中の学校運営への影響を最低限にとどめるよう施工管理に注意する。

5 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、普通科コースの充実に向け、学校と連携を図り、将来構想の実現に向け取組を進める。

第1 事務の目的・概要

次世代の子どもたちを心身ともに健やかに育む幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」（平成22年3月策定）に基づき、拠点園による実践研究や幼保小連携の取組を推進するとともに、本市の幼児教育の充実に向けて市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 拠点園の研究推進

幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用し、実践研究や研修体制の充実を図る。

2 幼保小連携の推進

幼保小連携実践研究校を2校指定し、接続カリキュラムの実施に向けた検討や実践研究、幼保小連携の充実を図る。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

文部科学省の委託事業（「幼児教育の推進体制構築事業」）が満了となる平成30年度末までに、本市における幼児教育の推進体制を構築する必要がある。

については、委託事業2年目となる平成29年度は、引き続き幼児教育支援協議会において、全市の幼稚園教員・保育士等の資質・能力の向上に資する研修の在り方や、幼児教育アドバイザーの効果的な活用等について、より一層調査・研究を進め、平成31年度からの幼児教育センターの設置等について具体的に検討する。

なお、市立幼稚園の今後の方向性については、本調査研究の成果と課題、国の動向や「広島市子ども・子育て支援事業計画」などを踏まえ、引き続き、私立幼稚園など教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら検討する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 拠点園等による研究推進

拠点園（6園）が連携園（13園）の協力の下、それぞれの研究テーマに沿って幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用し、実践研究を行い、その成果を公開保育（7回）や研修会（15回）において、私立幼稚園・公私立保育園・認定こども園・小学校に発信した。また、市立幼稚園全19園において、計452回の幼児のひろばを実施した。

（参考）拠点園名及び実践研究テーマ

基町幼稚園（情報発信）、矢賀幼稚園（特別支援教育）、長束幼稚園（地域連携）、山本幼稚園（教員の資質向上）、落合東幼稚園（幼保小連携）、船越幼稚園（保護者支援）

2 幼保小連携の推進

小学校区を単位として設置している幼保小連携推進委員会において、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の交流・連携を推進するとともに、幼保小連携実践研究校2校（基町小学校・川内小学校）において、幼保小接続カリキュラム研究開発事業（平成29・30年度）に取り組んだ。その中で、基町幼稚園・川内幼稚園は、小学校とともに研究実践を進め、幼保小接続カリキュラムを作成し、公開授業・研究会を行った。また、全ての小学校区の幼保小連携推進委員

会において、合同研修会や交流授業等を実施した。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

(1) 「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」の開催

幼児教育の推進体制構築事業の円滑な推進に当たり、引き続き、学識経験者、教育関係者、関係団体代表者、行政関係者で構成する「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」を開催し、次の事項について、専門的見地から幅広く意見を聴取した。

ア 地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置に関すること。

イ 「幼児教育アドバイザー」の活用等に関すること。

ウ その他幼児教育の推進体制構築に関すること。

【表 31】 幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会の開催状況

区分	開催日	内容
第1回	平成29年9月4日(月)	・平成29年度調査研究計画案について 等
第2回	平成29年12月27日(水)	・平成29年度これまでの取組状況について ・幼児教育センターの機能と役割について 等
第3回	平成30年3月22日(木)	・平成29年度の取組状況について ・平成30年度の取組予定について 等

(2) 「幼児教育支援協議会」における検討

教育委員会事務局とこども未来局との連携・協働により設置した協議会において、次の事項について調査研究を行った。

ア 本市に必要な幼児教育センター機能と役割

イ 幼稚園教員・保育士等の資質・能力向上のための体系的な研修計画

ウ 本市で求められる幼児教育アドバイザーの活用方法等

【表 32】 幼児教育アドバイザーの月別派遣状況

区分	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育園	私立保育園	私立認定こども園	小学校	企業主導型保育施設	計
4月	—	—	3回	—	—	—	—	3回
5月	8回	2回	5回	—	—	—	—	15回
6月	9回	1回	6回	—	1回	—	—	17回
7月	5回	1回	6回	—	1回	—	—	13回
8月	5回	1回	4回	—	—	—	—	10回
9月	9回	1回	5回	—	—	1回	—	16回
10月	6回	—	7回	2回	1回	—	—	16回
11月	13回	3回	4回	—	1回	—	—	21回
12月	4回	2回	2回	—	1回	—	1回	10回
1月	13回	2回	8回	2回	—	—	—	25回
2月	15回	4回	9回	2回	—	1回	—	31回
3月	1回	2回	—	1回	—	—	1回	5回
計	88回	19回	59回	7回	5回	2回	2回	182回

(3) 市立幼稚園の今後の在り方の検討

幼稚園就園児数が減少している状況を踏まえ、園ごとの充足率や立地状況などを総合的に勘案して、市立幼稚園の今後の在り方を検討した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 拠点園等による研究推進

公開保育及び研修会を通して、実践研究の成果を発信することで、参加した幼稚園教員の専門性を高めることができた。幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用したことで、実践研究や研究体制の充実を図ることができている。また、幼児のひろばを実施することによって、延べ8,063人の幼児と7,132人の保護者の参加を得るとともに、幼児教育アドバイザーの活用により、幅広い子育ての相談等を受けることで、保護者の安心や満足につながっている。

(2) 幼保小連携の推進

各小学校区において、合同研修会や交流授業を実施したことや、幼保小連携実践研究校において幼保小接続カリキュラムを作成し、公開授業・研究会を行ったことにより、小学校教員が就学予定児の状況の把握や入学後の適切な支援の在り方について理解を深めるとともに、研究実践の成果を広く発信することができた。

(3) 市立幼稚園の今後の方向性の検討

ア 「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」の開催

- ・ 「幼児教育アドバイザーの役割と姿」が明確化され、関係者間で共通理解が図られたことで、幼児教育アドバイザー派遣の効果等が、公私立の幼稚園・保育園・認定こども園等に広く認知され、活用の促進につながった。
- ・ 幼稚園教員・保育士等の資質・能力の向上、保護者支援、小学校との円滑な接続など、幼児教育アドバイザーの効果的な活用の実践例について、今後の取組に向けた具体的な意見を聴取できた。
- ・ 懇談会に幼児教育アドバイザーや幼児教育の拠点園の園長がオブザーバーとして出席し、事例発表や意見交換を行ったことで、幼児教育アドバイザーの役割の重要性や幼児教育センターの必要性について具体的な協議が行えた。

イ 「幼児教育支援協議会」における検討

- ・ 前年度の取組に基づく課題を整理したことで、本市の幼児教育センターにおいて特に必要と考えられる機能が明確になった。
- ・ 私立保育園協会及び私立幼稚園協会との共催の下、幼稚園教員・保育士等の新規採用者を対象とした合同研修会を開催することで、参加者の保育に対する意欲が高まった。
- ・ 積極的な広報活動を行ったことにより、幼児教育アドバイザーの派遣回数が増加し、各園等が抱える課題の解決につながったことから、幼児教育アドバイザー活用による効果を実感してもらうことができた。

ウ 市立幼稚園の今後の在り方の検討

- ・ 本市の幼児教育の更なる質の向上に向け、市立幼稚園が今後担うべき役割を検討するとともに、再編を行う方向性を整理することができた。

2 課題

(1) 拠点園等による研究推進

引き続き、拠点園6園と連携園13園において、幼児教育アドバイザー等を活用し、それぞれの研究テーマに沿って研究を推進する必要がある。子育て相談や保護者支援については、地域の実態や保護者ニーズを把握し、幼児教育アドバイザー等の活用方法などを工夫する必

要がある。

(2) 幼保小連携の推進

幼保小接続カリキュラムについては、小学校教育への円滑な接続を図るため、新幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、平成 32 年度からの小学校における全面実施に対応するよう、全小学校区において検討及び作成を行う必要がある。

(3) 市立幼稚園の今後の方向性の検討

本市の幼児教育の充実に向け、以下のような機能と役割を果たせる幼児教育センターの設置検討・準備を進める必要がある。

- ・ 市内全ての幼稚園教員・保育士等の資質・能力の向上のため、体系的な研修計画の策定・実施。
- ・ 市内全ての幼稚園・保育園・認定こども園等を対象とした幼児教育アドバイザーの派遣等の一元管理、派遣による成果の集約と幼稚園・保育園・認定こども園等へのフィードバック。
- ・ 市立幼稚園の拠点園等における幼児教育に係る取組の成果の幼稚園・保育園・認定こども園等への普及。

また、市立幼稚園の今後の方向性については、幼児教育センターのサテライト機能を付加することを含めて、幼児教育の充実と併せて検討する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 拠点園等による研究推進

幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用し、実践研究や研修体制の充実を図るとともに、教員等の資質向上に努める。また、幼児教育アドバイザー等を効果的に活用した幼児のひろばや保護者対象の子育て講演会の開催などにより、子育て相談や保護者支援の充実を図る。

2 幼保小連携の推進

幼保小連携実践研究校 2 校において研究実践を進め、幼保小接続カリキュラムの作成のポイントや運用による成果などを研修会等の開催を通して、各学校へ発信し、各小学校区の実態に即した幼保小接続カリキュラムの作成を進める。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

平成 31 年度の幼児教育センターの設置に向けて、幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会から意見聴取を行うとともに、幼児教育支援協議会において、幼稚園教員・保育士等の資質・能力の向上に資する研修の在り方や、幼児教育アドバイザーの効果的な活用等について、より一層調査・研究を行い、具体的な準備を進める。

また、市立幼稚園には、本市全体の幼児教育の更なる質の向上に向け、「地域における幼児教育・保育の支援窓口」など、地域における幼児教育の拠点となる機能を担わせることについて検討する。

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、「いじめに関する総合対策」について重点的に取組を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、「いじめは絶対に許されない。」との考えの下、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒に対し、規範性を育む道德教育や対人関係などへの適応感を高める協同学習、対人関係を円滑にするための知識や技術を修得させるスキル教育などを行う。

教職員については、ささいな兆候も見逃さず、積極的にいじめを認知するとの観点に立った対応を徹底する。また、定期的なアンケートや「学校環境適応感尺度」の実施や「ふれあい相談窓口」の設置による相談体制の構築などの取組を組織的に進める。

(2) 不登校の未然防止のために、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携した「チーム学校」における支援体制の充実を図る。

特に、長期にわたり不登校になっている児童生徒の学校復帰を促進するため、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」や各学校の「ふれあいひろば」を積極的に活用し、段階的な教室復帰の取組を進める。

(3) 小学校の生徒指導体制の中核を担う生徒指導主事を対象とした、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」、「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」など、年間30時間の集中研修の充実を図る。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本方針」を参酌し、「広島市いじめ防止等のための基本方針」の見直しを行う。

(2) 「学校のいじめ防止等のための基本方針」及び「学校いじめ防止委員会」の適切な運用が図られるよう学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促すとともに、教師向けの指導資料やチェックリストの作成・配付などを通じ、教師の資質向上を図る。

3 相談・助言体制の整備

(1) スクールカウンセラーの配置拡充に努める。

(2) スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める。

(3) 弁護士等への相談時間や生徒指導支援員の拡充に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 各「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の学校復帰率を高めるように努めるとともに、各学校において、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」についてより積極的に児童生徒や保護者に周知する。

(2) 「ふれあいひろば」における支援活動の充実を図り、教室復帰率を高める。

また、午後の活動の充実が図られるよう、「ふれあいひろば推進員」の活動時間の拡充に努める。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

(1) 「ふれあい活動推進協議会」等において、これまでの実践の振り返りや意見交流等を行い、各学校や地域の実態に応じた新たな取組を推進する。

(2) 随時、「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所と情報交換や対応方針などの協議を行い、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、全小・中学校において、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」に基づき協同学習やスキル教育を実施した。

また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組として、児童会や生徒会による「楽しい学校づくり週間」等を実施したほか、広島市PTA協議会が実施する「いじめ撲滅プロジェクト」に参画し、中学校62校の122人の生徒会役員の生徒が参加した。

(2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、学校においては、いじめを認知するため、「学校環境適応感尺度」やいじめに関するアンケート調査を定期的実施するとともに、「ふれあい相談窓口」で相談を受け付けた。また、アンケートについては、より回答を得られやすいものとなるよう内容を見直した。

(3) 小学校における生徒指導體制の充実・強化を図るため、全ての小学校に生徒指導主事を配置し、重点対応校（小学校30校）に、各1人、週6時間程度、生徒指導主事を補助するための非常勤講師を配置した。

また、小学校の生徒指導主事の指導力の向上を図るため、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」など、年間30時間の集中研修を実施した。

(4) いじめの認知件数は、前年度と比較して全体で1,058件（102.8%）増加した。

なお、本市における児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は、全国の認知件数の平均値を下回っている（平成28年度データ）。

【表 33】 いじめの認知件数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度*
小学校	135 件	367 件	363 件	789 件	1,529 件
中学校	124 件	288 件	201 件	234 件	535 件
高等学校	3 件	24 件	12 件	6 件	23 件
計	262 件	679 件	576 件	1,029 件	2,087 件

※ 平成 29 年度の件数は、速報値である。

※ 平成 29 年 7 月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案に関して、明らかになった平成 28 年度中の案件については、いじめとして認知されておらず、上記の件数に含まれていない。

- (4) 不登校児童生徒数は、前年度と比較して全体で 191 人（19.1%）増加した。

なお、本市における児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、全国の不登校児童生徒の発生率を下回っている（平成 28 年度データ）。

【表 34】 不登校児童生徒数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度*
小学校	257 人	273 人	268 人	277 人	376 人
中学校	712 人	723 人	699 人	685 人	748 人
高等学校	50 人	38 人	39 人	36 人	65 人
計	1,019 人	1,034 人	1,006 人	998 人	1,189 人

※ 平成 29 年度の件数は、速報値である。

※ 平成 29 年度の不登校児童生徒のうち、49%が前年度も不登校児童生徒であり、その 59%が年間 90 日以上欠席している。

- (5) 暴力行為の発生件数は、前年度と比較して全体で 91 件（24.1%）増加した。

なお、本市における児童生徒千人当たりの暴力行為の発生件数は、全国の暴力行為の発生件数を上回っている（平成 28 年度データ）。

【表 35】 暴力行為の発生件数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度*
小学校	141 件	183 件	201 件	196 件	246 件
中学校	459 件	367 件	194 件	178 件	217 件
高等学校	4 件	5 件	5 件	4 件	6 件
計	604 件	555 件	400 件	378 件	469 件

※ 平成 29 年度の件数は、速報値である。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を 6 回開催した。

- (2) 重大事態への対処

ア 平成 29 年 7 月 24 日 7 時 25 分頃、広島市立五日市観音中学校駐車場において、同校の第 3 学年の女子生徒が出血して倒れているのを、出勤した教員が発見、救急車で搬送したが、病院で死亡が確認された（広島市立中学校の生徒の死亡事案の発生）。

イ 同月 27 日、当該中学校が教育委員会を通じて、いじめ防止対策推進法（以下、この項目において「法」という。）第 28 条の「重大事態」が発生した旨、市長に報告した。

ウ 9 月 8 日、法第 28 条第 1 項の調査について「広島市いじめ防止対策推進審議会」（以下、この項目において「審議会」という。）に諮問した。その後、審議会において、質問紙によ

る調査を同校の全生徒及び教職員を対象に実施するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、個別の聴き取り調査を実施した。

エ 平成 30 年 2 月 5 日、審議会が、諮問事項の一部であるいじめの事実の全容について取りまとめて公表し、死亡した生徒に対する継続のないじめがあったことが明らかになった。

オ 審議会は、平成 29 年度中には 9 回開催された。平成 30 年度も引き続き開催されることとなっている。

- (3) 「広島市いじめ防止等のための基本方針」の見直しについては、重大事態が発生したことを受け、審議会の答申を踏まえて見直しを行うこととした。

3 相談・助言体制の整備

- (1) 全ての学校に、小学校においては週 4 時間、中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校については週 8 時間、スクールカウンセラーを配置した。

教職員に対する助言や、児童生徒や保護者にカウンセリングを行った(相談件数 32,640 件)。

【表 36】スクールカウンセラーの活動時間数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
39,620 時間	39,760 時間	39,620 時間	40,468 時間	40,612 時間

【表 37】スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
32,946 件	33,666 件	32,853 件	32,500 件	32,640 件

- (2) スクールソーシャルワーカーを拠点校(小学校 2 校・中学校 8 校)に各 1 人、教育委員会事務局に 2 人配置した。支援件数は、400 件(341 家庭)であり、このうち 297 件(74.3%)については、支援により家庭の状況の改善や子どもが抱える問題の解決を図ることができた。

【表 38】スクールソーシャルワーカーの配置人数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
8 人	8 人	8 人	12 人	12 人

【表 39】スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
183 件	229 件	265 件	337 件	400 件

- (3) 弁護士等への相談対応のほか、「生徒指導支援員」(警察 OB 等)を中学校 12 校に派遣した。この中学校 12 校の暴力行為の発生件数は、前年度と比べて 28 件増加しているが、軽微な行為に至るまで積極的に対応した。

【表 40】「生徒指導支援員」の配置人数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
24 人				

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 市内 4 か所に「不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室)」を設置し、小学校 21 人、中学校 115 人の合計 136 人の児童生徒に支援を行い、そのうち小学校 11 人、中学校 74 人の合計 85 人の児童生徒について、学校復帰させることができた。

【表 41】「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の設置数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4 教室				

【表 42】「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の学校復帰率等の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通室児童生徒数	145 人	129 人	114 人	126 人	136 人
学校復帰児童生徒数	86 人	69 人	67 人	69 人	85 人
復帰率	59.3%	53.5%	58.8%	54.8%	62.5%

- (2) 全ての小・中学校に「ふれあいひろば推進員」の活動時間として、560 時間を措置し、「ふれあいひろば」において、小学校 806 人、中学校 498 人の合計 1,304 人の児童生徒に支援を行い、そのうち小学校 739 人、中学校 411 人の合計 1,150 人の児童生徒について、教室復帰等の改善を図ることができた。

【表 43】各校の「ふれあいひろば推進員」の活動時間の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
560 時間				

【表 44】「ふれあいひろば」の教室復帰率等の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支援児童生徒数	1,249 人	1,292 人	1,261 人	1,356 人	1,304 人
改善児童生徒数	1,126 人	1,163 人	1,158 人	1,179 人	1,150 人
復帰率	90.2%	90.0%	91.8%	86.9%	88.2%

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

- (1) 中学校区を単位とした 62 の地域で、教職員、PTA、地域の代表者等から成る「ふれあい活動推進協議会」を設置し、あいさつ運動や地域の奉仕活動等、それぞれテーマを設定して活動した。また、「ふれあい活動推進協議会連絡会議」を開催し、各推進協議会の活動報告等を行った。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所と、随時、取組状況や課題等について情報共有するとともに、非行防止対策について協議した。また、児童生徒及び保護者への支援の在り方や生徒指導上の課題を抱えている学校への指導・助言方法等について定期的に協議を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 評価

ア いじめは、依然として発生している。平成 29 年 7 月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案においては、継続のないじめがあったにもかかわらず、学校においていじめとして認知されていなかったことが判明した。

一方、いじめの認知件数は、対前年度比約 2 倍の伸びを示している。

これは、教育委員会から各学校に対し、積極的な認知を呼び掛けてきたことや、「ささいな兆候でも疑いを持ち、早い段階からの的確に関わり、積極的にいじめを認知することが必要である。」とのいじめ対応の基本的な考え方が定着してきつつあることによるものと考えられる。また、重大事態が発生したことも、「いじめはどの学校でもどの生徒にも起こり

うる」ことや基本的な考え方の定着に影響したと考えられる。

イ 不登校児童生徒数について、本市の児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数（11.9人）は、全国平均値（13.5人：平成28年度データ）を下回っているが、憂慮すべき状況である。

ウ 暴力行為の件数は前年度に比べて91件増加しているが、いじめの認知と同様に基本的な考え方が定着してきつつあるためだと考えられる。

(2) 課題

ア 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、引き続き児童生徒への「生命を尊重する態度や思いやりの心」や「自ら善悪を判断し行動する力」の育成に取り組む必要がある。

また、新たな不登校児童生徒を生まないよう、学校への適応感を高めるための協同学習や対人関係を円滑にするための知識等の習得に係るスキル教育を実施する必要がある。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と教職員が連携したチーム支援を行う必要がある。

イ いじめの認知について、本市の児童生徒千人当たりのいじめの認知件数（20.8件）は、全国平均値（23.8件：平成28年度データ）を下回っており、十分にいじめを認知できていない可能性がある。平成29年7月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案の例も踏まえ、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高める必要がある。

ウ 暴力行為の発生について、本市の児童生徒千人当たりの暴力行為発生件数（4.7件）は、全国平均値（4.4件：平成28年度データ）よりも多く、暴力行為の背景にある課題を分析し、未然防止の取組を一層強化する必要がある。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 評価

ア 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を例年と同様に開催することができた。

イ いじめの防止等に向けた体制強化を図ってきたが、重大事態が発生するに至っており、十分な体制の構築ができていなかった。

ウ 学校においていじめ防止等に向けた取組を行い、学校間で若干の差が見られるものの、生徒会が主体となったいじめ防止の取組への意識を高めることができた。

(2) 課題

ア 引き続き、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化する必要がある。

イ 重大事態への対処に関しては、審議会における調査は継続されており、平成30年度中に、学校等の対応における課題や今後の対応などが明らかにされる予定である。

ウ 学校においていじめの防止等の取組を行うとともに、教師の指導力の向上を図る必要がある。

3 相談・助言体制の整備

(1) 評価

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談に対応したが、相談内容が多様になっていることや相談件数の増加により、1ケース当たりの対応時間

が制限されてしまうなど、年々高まるニーズに十分に対応することができなかった。

また、弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の拡充はなかったが、組織的な生徒指導体制の構築ができた。

(2) 課題

相談に至るまで待たせるケースが増えている状況を改善するため、スクールカウンセラーを増員する必要がある。また、対応に時間を要するケースが増え、一人のスクールソーシャルワーカーが担当するケース数が増えていることから、スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、個々の力量を高める取組を実施する必要がある。

さらに、弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の派遣要請の増加に対応する必要がある。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 評価

ア 「不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室)」の学校復帰率を高めることができたが、100%には至らなかった。また、通室児童生徒数は、不登校児全体の約 1/9 程度の利用にとどまっている。

イ 「ふれあいひろば」における支援により、教室復帰率を高めることができたが、100%には至らなかった。

(2) 課題

ア 「不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室)」について、児童生徒や保護者により広く周知するため、新たな方法を検討する必要がある。

イ 「ふれあいひろば」においては、「ふれあいひろば推進員」の活動時間を充実させることにより、午後の活動を充実させ、より多くの不登校児童生徒が教室復帰できるよう支援する必要がある。また、児童生徒が「ふれあいひろば」を一時避難的な場所として活用することができるようにするなど、支援内容の充実に努める必要がある。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

(1) 評価

ア 「ふれあい活動推進協議会」を地域に定着させ、学校、家庭、地域の交流を促す活動を実施することにより、それぞれの間の連携の強化を図るとともに、地域の実情に応じた活動内容となるよう検討をすることができた。

イ 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報共有を図ることができた。また、これらを参考に効果的な施策を行うことができた。

(2) 課題

ア 「ふれあい活動推進協議会」等における取組について、より各学校や地域の実態に応じた内容となるよう努める必要がある。

イ 効果的な施策を展開するため、「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等とより一層の連携を強化する必要がある。

第5 課題への対応方針

学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として、「いじめ・不登校等対策の推進」を、平成30年度の重点取組項目とする。

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、規範性を育む道徳教育や対人関係などへの適応感を高める協同学習、対人関係を円滑にするための知識や技術を習得させるスキル教育を行う。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を、児童・生徒会活動の中で実施する。

(2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、学校において、いじめを十分に認知するため、定期的なアンケート調査や「学校環境適応感尺度」を実施する。また、いじめに関する相談を受け付ける「ふれあい相談窓口」を設置し相談を受け付けている。

不登校の対応では、未然防止のために、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。また、登校はできるが、教室に入ることが難しくなっている児童生徒には、各小・中学校の「ふれあいひろば」を、登校ができない児童生徒には、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」を活用し、段階的な教室又は学校復帰の支援を専門家と連携して行う。

さらに、教員の指導力向上を図るため、いじめ問題に対する組織的対応の中心となる管理職及び生徒指導主事を対象に、いじめ問題に関する専門の講師を招へいした研修を行う。

また、小学校の生徒指導体制の中核を担う生徒指導主事を対象として、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」等について、年間 30 時間の集中研修を行う。

(3) 暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であり、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要であることから、引き続き、暴力行為が多発している学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを積極的に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 「広島市いじめ防止等のための基本方針」については、今後予定されている審議会の答申を踏まえて見直しを行い、「いじめに関する総合対策」をより実効性の高いものに再構築する。

(2) 平成 30 年度は、教育委員会事務局に、新たに「いじめ対策推進担当」を設けて担当課長以下 3 人の職員を配置するとともに、いじめの問題に精通した退職校長を、学校のいじめ対策に係る取組への指導・助言を行う「いじめ対策推進教諭」として 5 人配置し、いじめの問題に適切に対応するための体制を強化する。

3 相談・助言体制の整備

スクールカウンセラーの配置の拡充に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの配置拡充及び力量の向上のための体制整備に努める。

また、弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の配置の拡充に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 各「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の学校復帰率を高めるように努めるとともに、各学校において、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」についてより積極的に児童生徒や保護者に周知する。

(2) 「ふれあいひろば」における支援活動の充実を図り、教室復帰率を高める。

また、午後の活動の充実が図られるよう、「ふれあいひろば推進員」の活動時間の拡充に努める。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

- (1) 「ふれあい活動推進協議会」等において、これまでの活動の振り返りや意見交流等を行うことにより、より各学校や地域の実態に応じた取組を行うよう努める。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報交換を行うとともに、対応方針などについて協議を行うことにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

オ 特別支援教育に関すること

(ア) 特別支援教育の充実

第1 事務の目的・概要

幼稚園・学校に在籍する知的障害や発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、「個別の指導計画」等に基づいた指導を実施するとともに、全ての幼児児童生徒が、障害の有無にかかわらず、個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、交流及び共同学習の推進など、指導の充実を図る。

また、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICT の利活用を推進するとともに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

幼稚園・学校が「個別の指導計画」の作成が必要だと判断している全ての幼児児童生徒の「個別の指導計画」が作成されるよう引き続き指導を行う（作成率 100%）。

また、「個別の教育支援計画」の作成について、作成が必要だと判断している全ての幼児児童生徒のうち、作成されている割合が前年度を上回るよう指導を行う。

「個別の指導計画」…障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画

「個別の教育支援計画」…家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画

※現行の小学校学習指導要領解説総則編から引用。いずれも特別支援学校以外は、作成・活用は努力義務。

※次期学習指導要領では、「特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」と示され、小・中学校においても、特別支援学級と通級による指導の場合は、作成・活用は実施義務。

(2) 交流及び共同学習の推進

より充実した交流及び共同学習になるよう、幼稚園・学校における研修会の在り方や効果的な支援方策の検討の在り方等について、園長・校長会や特別支援教育コーディネーター研修等の機会を活用して、好事例を普及するなど、質的な向上を図る。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

管理職を対象とした講演会を年1回実施する。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

各種研修会等を活用して、巡回相談指導の有用性等の普及に努める。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

学校における合理的配慮の実践事例を基に協議を行い、理解を深める研修を取り入れる等、専門性の向上を図ることができるよう、研修内容や研修方法の改善を図る。

平成 29 年度からスタートさせた特別支援教育コーディネーターを専任化した「インクル

ーシブ教育システム構築実践指定校」(小学校4校・中学校6校)の取組の充実に向け、指導主事等による訪問指導を月1回以上実施する。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別支援教育アシスタントの活動時間増と増員に努める。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員の増員のほか、実践事例の交流を行う等、実践的指導力の向上を図られるよう研修内容や研修方法の改善に努める。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

特別支援学級と通級指導教室については、本人のニーズを踏まえ、適切に設置していく。

高等学校の通級指導教室の設置に係る検討を進める。また、高等学校だけを対象とした特別支援教育コーディネーター研修を実施し、高等学校における特別支援教育や通級指導教室の設置に係る理解・啓発を図る。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

全ての特別支援学級へのタブレット端末の整備を計画的に進める。また、タブレット端末サポート員等を招へいた相談会や研修会を実施し、教員の ICT 活用能力の向上を図るとともに、学校の取組をサポートする体制を継続する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」が各学校の実態に応じて作成できるよう、特別支援教育指導資料「理解と指導のために」(平成22年3月作成)の活用を促したり、合理的配慮を明記した「個別の教育支援計画」について複数のサンプルを示したりして、指導した。

校長を対象とした研修を1回、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を5回実施し、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成と活用について指導した。

(2) 交流及び共同学習の推進

園長・校長会及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修において、各1回交流及び共同学習の推進について指導した。

教育センターでの研修講座や校内研修会等の機会を活用し、幼稚園・学校における研修会の在り方等について、研修を行った。

また、交流及び共同学習に係る全国的な研究協議会に教員1人を派遣し、研修で得られた情報や研修後に所属校で行った実践等を、市立の幼稚園・学校に紹介した。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や合理的配慮について、管理職を対象として「発達障害のある児童生徒の自立に向けた切れ目のない支援～大学生への合理的配慮の現状から考える～」をテーマとし、講演会を1回実施した。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

巡回相談指導における実施内容等について、校長会や学校訪問等で事例を提示しながら説

明することにより、利用を促した。

【表 45】巡回相談指導の実施状況推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施園・校数	133 園・校	116 園・校	132 園・校	120 園・校	130 園・校
実施回数	280 回	254 回	274 回	279 回	255 回

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

新任者対象の研修を 5 回、経験者対象の研修を 3 回、経験者のうち中核的なコーディネーターを対象とした研修を 2 回実施した。経験者対象の研修及び経験者のうち中核的なコーディネーターを対象とした研修では、合理的配慮への理解が深められるよう、実践事例を基に協議を行うなど内容の改善を図った。

また、高等学校、中等教育学校（後期課程）の特別支援教育コーディネーターに対する研修については、より専門性の向上が図られるよう、校種別研修とし、研修方法の改善を図った。

「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」（小学校 4 校・中学校 6 校）に対し、指導主事等による訪問指導をおおむね月 1 回実施し、取組を充実させるための指導・助言を行った。訪問指導の日程が調整できない月については、電話やメール等を通して指導・助言を行った。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の増加を踏まえ、特別支援教育アシスタントを増員配置した。

【表 46】特別支援教育アシスタントの配置状況の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配置園・校数	197 園・校	203 園・校	204 園・校	211 園・校	222 園・校
配置人数	341 人	360 人	384 人	401 人	416 人

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態について、学校からの報告を基に実態把握を行い、特別支援学級指導員を増員配置した。

また、特別支援学級指導員を対象にした研修の内容や方法を見直し、実践事例の交流と、特別支援学級における子どもの理解と支援の講義とを組み合わせ、基礎的な知識と実践的指導力の向上を目的とした研修会を 1 回実施した。

学校訪問の際には、校長に対し特別支援学級指導員の活用等に係る指導を行った。

【表 47】特別支援学級指導員配置の配置人数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
242 人	255 人	270 人	299 人	317 人

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

就学相談や教育相談を通じて入級する児童生徒の実態を把握し、必要な障害種別の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害、身体虚弱〔院内〕、難聴、弱視）や通級指導教室（言語障害、弱視、情緒障害）を設置した。

高等学校の通級指導教室の設置に向けて、実施形態や通級による指導の教育課程上の位置付け等の運営方法について検討した。

高等学校、中等教育学校（後期課程）の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施し、高等学校段階における特別支援教育や通級指導教室の設置に係る理解・啓発を図った。

【表 48】特別支援学級及び通級指導教室の設置数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特別支援学級	405 学級	407 学級	416 学級	438 学級	467 学級
小学校	285 学級	287 学級	301 学級	316 学級	337 学級
中学校	120 学級	120 学級	115 学級	122 学級	130 学級
通級指導教室	29 教室	30 教室	32 教室	33 教室	34 教室
小学校	27 教室	28 教室	29 教室	30 教室	31 教室
中学校	2 教室	2 教室	3 教室	3 教室	3 教室

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

平成 29 年度は、新たに 70 台のタブレット端末を整備した。

教員がタブレット端末を有効活用できるよう、タブレット端末サポート員が、要請に応じて学校に訪問し支援するとともに、タブレット端末の活用に係る相談会を 5 日間実施した。また、大学教授を招へいた効果的な活用に係る研修会及び実践発表会を各 1 回実施した。

【表 49】タブレット端末の配置台数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
37 台	37 台	107 台	177 台

(7) 障害のある子どもへの医療的ケアの実施

障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒に対応できるよう、看護師を適正に配置するための体制を整えた。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

ア 評価

「個別の指導計画」が作成されている人数の割合は、9 月 1 日現在、99.1%であり、前年度よりも 7.0 ポイント増加したが、100%には至らなかった。

「個別の教育支援計画」が作成されている人数の割合は、9 月 1 日現在、61.8%であり、前年度よりも 2.4 ポイント増加した。

イ 課題

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、「個別の指導計画」の作成率を 100%にする必要がある。

また、「個別の教育支援計画」について、実際に作成されている人数の割合は、前年度を上回ったものの、適切な指導及び必要な支援を行うため、引き続き作成率を向上させる必要がある。

(2) 交流及び共同学習の推進

ア 評価

園長・校長会及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修において、各 1 回交

流及び共同学習の推進についての指導を計画的に実施することができた。

各学校において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策等を検討する研修会などを実施した（実施率 96.6%）。

イ 課題

交流及び共同学習を推進するため、引き続き園長・校長会及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修における指導の実施や好事例の普及に努めるとともに、幼稚園・学校での特別支援教育における研修会を計画的に実施する必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

ア 評価

講演会を計画どおり実施することができた。

なお、講演会実施後のアンケートにおいて、受講者の 99.3%が「理解できた。」、93.8%が「参考になった。」と回答し、高い評価を得た。

また、受講者の感想の中に「幼児期から大学、就労までを見据えた教育の大切さを再確認した。」「将来の自立に向けて身に付けさせたいスキルについて、教職員と共通理解を図り取り組みたい。」等があった。

イ 課題

引き続き、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や合理的配慮について理解・啓発を図るため、管理職の研修を実施する必要がある。

研修後に実施するアンケートのうち、「参考度」の項目では、研修内容の活用意識が計りにくいため、項目を変更する必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

ア 評価

申請のあった全ての幼稚園・学校において実施することができた。

巡回相談指導を実施した全ての幼稚園・学校から、「満足度」「理解度」「参考度」の全ての項目で肯定的評価を得た。

なお、幼稚園・学校からは、「子どもの見方が深まった。」「具体的な課題解決の方法がイメージできた。」等の報告があった。

イ 課題

幼児児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援のため、巡回相談指導の効果的な活用について、引き続き学校に伝えていく必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

ア 評価

研修受講者の自己評価では、97.4%が「満足できた。」、95.8%が「理解できた。」と回答し、「実践発表で紹介されたケース会議や授業づくりのポイントが参考になった。」「研修で学んだことを、校内研修等で活用したい。」等の感想があった。研修内容の改善を図ったことで、校内支援体制の構築や特別支援教育コーディネーターの役割について理解を深めることができた。

高等学校、中等教育学校（後期課程）の特別支援教育コーディネーターに対する研修では、「高等学校における特別支援教育の推進」をテーマとした研修を実施し、高等学校の実

情に応じた研修を行うことができた。

「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」(小学校4校・中学校6校)に対し、日程調整ができず月1回の訪問指導ができない月もあったが、電話やメール等を通して、継続的に具体的な指導・助言を行うことで、特別支援教育コーディネーターの取組の充実を図ることができた。

イ 課題

引き続き、特別支援教育コーディネーターの研修を計画的に実施し、専門性の向上に努める必要がある。

また、指定校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を行い、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内体制の構築に係る実践研究を更に進める必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

ア 評価

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の増加を踏まえ、特別支援教育アシスタントを増員配置することはできたが、特別支援教育アシスタントの活動時間は増加できなかった。

なお、増員により幼稚園・学校からは、「幼児児童生徒の状況に応じた適切な支援を行うことができるようになり、幼児児童生徒が学習(活動)に集中して取り組むことができる時間が長くなった。」「友達とトラブルになりそうになっても、直前に自分の気持ちを落ち着ける方法を選んで実行することができるようになった。」などの報告があり、幼児児童生徒の園・学校生活における安全確保や授業等におけるきめ細かな支援ができるようになった。

イ 課題

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の増加に伴い、きめ細かな支援を行うため、引き続き、特別支援教育アシスタントの計画的配置に努める必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

ア 評価

特別支援学級指導員を増員することができた。これにより、在籍する児童生徒の障害の状態に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図ることができた。

また、基礎的な知識に加え、実践事例の交流等を取り入れたことで、児童生徒へのきめ細かな支援について、より理解を深めることができた。なお、研修で学んだことを指導に取り入れようとする特別支援学級指導員が多数いた。

イ 課題

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、引き続ききめ細かな支援を行うため、特別支援学級指導員の適切な配置に努める必要がある。

また、指導員の実践的指導力の向上が図られるよう、引き続き実践的な内容の研修を実施する必要がある。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

ア 評価

就学相談や教育相談を通じて、一人一人の教育的ニーズや実態をきめ細かく把握し、その情報に基づいて特別支援学級や通級指導教室を設置することができた。

高等学校の通級指導教室の設置に向けて運営方法等の検討を行うことができた。

特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施したことで、通級による指導の必要性について一定の理解を促すことができた。

イ 課題

引き続き、特別支援学級及び通級指導教室の適切な設置、高等学校への通級指導教室の設置に係る検討を行う必要がある。

高等学校における通級による指導を実施するに当たり、高等学校で指導・支援を必要とする生徒の実態把握を行うとともに、効果的な支援のためにコンサルテーションを行う必要がある。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

ア 評価

平成 29 年度の計画台数を整備することができた。

教員の ICT 活用能力が向上し、児童生徒の障害の実態に応じて有効にタブレット端末を活用できるようになるなど、タブレット端末を効果的に活用した教育活動が実践できるようになった。

イ 課題

児童生徒の意欲的・主体的な活動を支援するため、タブレット端末の計画的な整備に努める必要がある。また、引き続き教員の ICT 活用能力の向上を図る必要がある。

(7) 障害のある子どもへの医療的ケアの実施

ア 評価

前回点検・評価において課題への対応方針を設定していないため、取組について評価することはできない。

イ 課題

医療的ケアを必要とする児童生徒等が年々増加していることから、看護師を適正に配置できるよう努める必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、幼稚園・学校に対し、「個別の指導計画」を作成する必要がある全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成するよう引き続き指導を行う。

また、「個別の教育支援計画」についても、作成する割合が前年度を上回るよう引き続き指導を行う。

(2) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習を推進させるため、引き続き特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施や好事例の普及に努めるとともに、幼稚園・学校での特別支援教育における研修会の計画的実施について指導する。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

管理職を対象とした講演会を年 1 回実施する。

研修後に実施するアンケートの項目を「参考度」から「活用度」に変更する。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

専門家チームによる巡回相談を実施する。

また、幼児児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援のため、巡回相談指導の効果的な活用についての指導に努める。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

特別支援教育コーディネーターの研修を計画的に実施し、専門性の向上に努める。

指定校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を行い、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内体制の構築に係る実践研究を更に進める。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

引き続き、特別支援教育アシスタントを計画的に配置する。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員の計画的配置のほか、実践的指導力の向上をより図るための研修を実施する。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえて、適切に設置するよう努める。

高等学校の通級指導教室の設置については、早期に実現できるよう引き続き検討を進める。

高等学校だけを対象とした特別支援教育コーディネーター研修を実施し、高等学校における特別支援教育や通級指導教室の設置に係る理解・啓発を図る。

指導主事が全市立高等学校を訪問し、生徒の実態把握及び支援についてのコンサルテーションを行う。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

児童生徒の意欲的・主体的な活動を支援するため、全ての特別支援学級へのタブレット端末の整備を計画的に進める。

また、タブレット端末サポート員等を招へいた相談会や研修会を実施し、教員の ICT 活用能力の向上を図る。

(7) 障害のある子どもへの医療的ケアの実施

医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応できるよう、看護師の適正配置に努める。

(イ) 特別支援学校における教育の充実

第1 事務の目的・概要

広島特別支援学校に在籍する児童生徒に将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。

特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育を充実させる。

また、広島特別支援学校に在籍する児童生徒が、将来、地域における交流を通して、より充実した生活を送ることができるようにするため、社会生活に必要な事項を学ぶ機会を提供するなど、活動の場づくりを推進する。

さらに、児童生徒数の増加に伴う施設環境の一層の充実については、職業教育の一層の充実の必要性も踏まえ、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

「個別の指導計画」に基づき、将来生活の基礎となる「日常生活の指導」について、小・中・高等部の各段階及び多様な実態により応じた指導内容・指導方法の充実を図るため、授業研究に学校全体で取り組む。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

体験的学習や実習等の取組内容の充実を図るため、小・中・高等部12年間を見通し、各学習を児童生徒の各段階及び多様な実態に応じて計画的に取り組む。

(2) 普通科職業コースの取組

普通科職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就労に向けた知識・意欲の向上を図るための家庭と連携した取組の充実を図るとともに、本人の特性やニーズ等が職業種と適切にマッチングできるよう実習先を広げる等の対応策を講じる。

また、オープンスクールや普通科職業コース一日体験入学などの取組を工夫することにより、一般就労に向けた就労意欲の高い生徒の入学を促す。

(3) 指導体制の充実

ジョブ・サポート・ティーチャー（就職支援教員）の増員に向けた検討が必要である。また、様々な分野の社会人講師の招へいに努めるとともに、招へいする時間数の適切な確保に努める。

3 施設環境の一層の充実

児童生徒数の推移を見ながら、各関係部局との協議を継続し、良好な教育環境の整備について検討する。

4 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援し、地域における交流活動を促進する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

学校において、指導内容や指導方法の充実を図るため、児童生徒の「個別の指導計画」を踏まえ、小・中・高等部別及び単一障害・重複障害別に「日常生活の指導」の授業研究や公開授業研究会を実施した。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

就労に必要な技能を身に付けさせるため、生徒の障害の実態や希望に応じて、農業や木工、陶芸等に取り組む作業学習や、清掃作業や縫製作業等の校内実習、職場見学、職場体験実習等を計画的に行った。

(2) 普通科職業コースの取組

普通科職業コースの全卒業生 16 人のうち、就職を希望した 15 人全員が一般就職した。

学校において、ジョブ・サポート・ティーチャーを中心に、生徒の実態や希望に応じた実習先の開拓に努めた。

また、オープンスクールや普通科職業コース一日体験入学において、生徒の生活や目指す姿について丁寧に説明を行うとともに、作業学習の体験を行った。

【表 50】特別支援学校高等部普通科職業コース卒業生の一般就労率（就労継続支援事業 A 型を含む）の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般就労生徒数	14 人/16 人	16 人/16 人	14 人/15 人	15 人/16 人
一般就労率	87.5%	100%	93.3%	93.8%

※ 普通科職業コース：平成 24 年度設置。平成 26 年度 1 期生卒業。各学年の定員は 16 人。

(3) 指導体制の充実

就職希望者数の調査結果を踏まえて、ジョブ・サポート・ティーチャーの増員について検討を行った。

就職希望者数の大幅な増加が見込めなかったため、平成 30 年度に向けてはジョブ・サポート・ティーチャーの増員を見送ることとした。

また、清掃や接客等、様々な分野から社会人講師を延べ 110 時間招へいするとともに、就労支援アドバイザー（就労基礎・介護福祉）を延べ 32 時間学校に派遣した。

さらに、ジョブ・サポート・ティーチャー 2 人を中心として就労先の開拓を行った。

【表 51】特別支援学校高等部卒業生全体に占める一般就労率（就労継続支援事業 A 型を含む）の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般就労率	33.3%	31.5%	40.4%	41.3%	38.9%
参考(A型を除く)	33.3%	25.8%	36.2%	38.7%	32.6%

3 施設環境の一層の充実

児童生徒数の増加に伴う教室不足を解消するため、広島特別支援学校周辺地域の港湾事業者、地元町内会及び広島県の港湾関係部局等と協議を重ね、旧出島処理場跡地を予定地として広島特別支援学校の校舎増築を行うこととした。

また、校舎増築に必要な基本計画の策定に着手した。

4 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に地域交流を促進する事業を行う地域活動団体 23 団体に対して補助を行った。

【表 52】 補助団体数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
24 団体	25 団体	25 団体	23 団体	23 団体

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

(1) 評価

適切な「個別の指導計画」を作成することにより、知的障害のある児童生徒の実態に応じた指導を行うことができた。

校内研究及び公開授業研究会において、「児童生徒が見通しを持ち、自ら進んで主体的に活動できるような環境作りができた。」と答えた教員が、9 月の中間評価では 53%だったが、12 月の後期評価では 60%であり、7 ポイント増加した。

(2) 課題

校内研究及び公開授業研究会において、「児童生徒が見通しを持ち、自ら進んで主体的に活動できるような環境作りができた。」と答えた教員は増加したものの、児童生徒の実態に応じた指導を更に充実させるためには、一人一人の児童生徒の将来を見据えた「個別の指導計画」を作成するとともに、これに基づき指導を行う必要がある。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

ア 評価

体験的学習や実習等を計画的に実施することができた。

また、職場実習後に生徒に聞き取りを行ったところ、実習での経験が大きな自信になったことや自らの課題を見付けることができた等の感想があり、生徒の就労意欲の向上が見受けられた。

イ 課題

今後は、体験的学習や実習等の取組内容の充実に努める必要がある。

(2) 普通科職業コースの取組

ア 評価

就職を希望する生徒全員が就職できるよう取り組んだ結果、平成 29 年度の普通科職業コースの一般就労率は、93.8%（卒業生 16 人中 15 人）であった（1 人は一般就労の希望なし）。

普通科職業コース一日体験入学等において、入学後の就労に係る指導等について説明を行ったことで、入学希望者数を維持することができた。

【表 53】 特別支援学校高等部普通科職業コースの受検者数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
25 人	24 人	18 人	28 人	27 人

イ 課題

普通科職業コースの卒業生の一般就労率 100%を目指し、就労先企業との連携による職

場実習等の充実を図るとともに、引き続き卒業後の就労の定着に向けて取り組む必要がある。

(3) 指導体制の充実

ア 評価

ジョブ・サポート・ティーチャーによる普通科職業コースの生徒への面接指導や企業を対象とした学校見学会の実施により、一般就労を希望する生徒を適切に企業へつなぐことができた。こうした取組により、平成 29 年度の同コースの一般就労率（就労継続支援事業 A 型を含む）は、38.9%（卒業生 95 人中 37 人）となった。

ジョブ・サポート・ティーチャーの増員については、現況を踏まえて適切に判断を行った。

また、様々な分野から講師を招へいすることによって、教員が生徒に就労指導をするに当たり必要な知識や技能の習得が図られた。

イ 課題

指導体制については、現状を維持していくことが必要である。一方で、普通科職業コースの生徒の一般就労率の向上に向け、就労に関する教員の専門性を更に高めるとともに、作業学習の指導方法等の工夫改善を図る必要がある。

3 施設環境の一層の充実

(1) 評価

平成 34 年度中の増築校舎の供用開始を目指し進めることができた。

(2) 課題

平成 34 年度に増築校舎の供用が開始できるよう、引き続き、計画どおり取り組む必要がある。

4 地域活動の推進

(1) 評価

230 人の児童生徒が、地域住民団体等が企画した餅つきやキャンプ、登山、ダンスなどの体験活動や、多様な行事に参加することにより、地域の方との幅広い交流ができた。

(2) 課題

引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に基づき、小・中・高等部の各段階及び児童生徒の実態に応じた「日常生活の指導」の内容や方法について研究することにより指導の充実を図る。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

体験的学習や実習等を計画的に実施するとともに、生徒の発達段階及び実態に応じたものとなるよう、内容の充実を図る。

(2) 普通科職業コースの取組

普通科職業コースの卒業生の 100%の就労を目指し、就労に向けた知識・意欲の向上を図

るための家庭と連携した取組の充実を図るとともに、本人の特性やニーズ等が職業種と適切にマッチングできるよう実習先を広げる等の対応策を講じる。

また、専門的な技能の向上等を図り、卒業後の就労の定着に向けて取り組む。

加えて、オープンスクールや普通科職業コース一日体験入学などの取組を工夫することにより、一般就労に向けた就労意欲の高い生徒の入学を促す。

(3) 作業学習の指導方法等の工夫改善

作業学習における各種目の専門的な技能を有する社会人講師及び職業教育全般における専門的な知識技能を有する就労支援アドバイザーの招へいに努めるとともに、招へいする時間数の確保に努める。就労支援アドバイザー等から助言を受けることにより、作業学習における指導方法等の工夫改善を図る。

3 施設環境の一層の充実

高等部の生徒の一部が学習する増築校舎の基本計画を策定するとともに、基本・実施設計に着手する。

4 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援し、地域における交流活動を促進する。

第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの障害の状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先等を決定するとともに、その後の一貫した支援を行うため、就学相談を実施する。

また、教育上特別な配慮を必要とする子どもの自立と社会参加に向け、本人・保護者・学校関係者に対して、教育面についての必要な助言及び支援を行うため、教育相談を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 青少年総合相談センターにおける取組

就学相談等に当たる職員の専門性の向上を図るため、毎月の事例研修に加え、発達検査の解釈に係る研修や専門家を招へいした研修を実施する。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

発達検査ができる職員の配置が決まったことを受け、教育相談主任との相談体制を確立させる。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 青少年総合相談センターにおける取組

就学・教育相談等に当たる担当指導主事や特別支援教育相談員の専門性の向上を図るため、事例研修を毎月実施するとともに、専門家を招へいした研修会を実施した。新任の特別支援教育相談員が5人いたことから、発達検査の解釈に係る研修に代えて、就学相談に必要な通級指導教室の参観を行った。

また、障害のある子どもを持つ保護者等に対する電話、面談及び訪問による就学・教育相談を実施するとともに、就学相談の状況については、学校に対する情報提供の在り方を見直し、原則として年2回、各学校に情報提供することとし、特に特別支援学級に入級する可能性がある児童生徒から相談があった場合は、その都度、電話により学校に情報提供を行うこととした。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

相談体制については、教育相談主任とサポートセンター教育相談員で業務を分担し、面談等による保護者相談と発達検査等による子どもの実態把握を同時進行で行うことができるようにした。

また、教育相談主任を中心に、障害のある子ども及びその保護者や学校職員等に対する教育相談等を実施した。

【表 54】 青少年総合相談センター障害別相談件数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視覚障害	10 件	16 件	10 件	32 件	15 件
聴覚障害	107 件	37 件	68 件	45 件	43 件
知的障害	483 件	398 件	505 件	447 件	526 件
肢体不自由	132 件	161 件	89 件	85 件	104 件
病弱虚弱	28 件	14 件	18 件	7 件	25 件
言語障害	150 件	190 件	154 件	184 件	156 件
自閉症	603 件	881 件	825 件	1,004 件	1,133 件
高機能自閉症、 アスペルガー症候群	2,071 件	1,877 件	2,381 件	2,143 件	2,203 件
学習障害	12 件	14 件	51 件	12 件	11 件
注意欠陥多動性障害	136 件	201 件	261 件	97 件	129 件
情緒障害	12 件	40 件	65 件	50 件	26 件
その他	45 件	96 件	95 件	105 件	124 件
計	3,789 件	3,925 件	4,522 件	4,211 件	4,495 件

【表 55】 サポートセンター（広島特別支援学校内）相談件数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数	600 件	598 件	729 件	699 件	730 件

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 青少年総合相談センターにおける取組

毎月、事例研修を実施することができた。これにより、相談担当の職員間において相談事例を共有することができ、それぞれの課題の解決につながった。

また、専門家による研修を実施することができた。これにより、障害のある子どもを持つ保護者への支援についての理解が深まった。

さらに、学校に対する情報提供の在り方を見直したことで、保護者と学校の連携が深まった。

(2) サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

相談体制については、サポートセンター教育相談員を配置したことにより、面談等による保護者相談と発達検査等による子どもの実態把握を同時進行で行うことができるようになり、効率的に相談を進めることができるようになった。

障害のある児童生徒本人への支援、保護者への支援、学校職員への支援のいずれにおいても、「相談に来てよかった。」「助言してもらったことを参考に取組んでみたい。」等の評価を得ており、相談件数も増加している。

2 課題

(1) 青少年総合相談センターにおける取組

障害が多様化し、また、発達障害に係る相談が年々増加していることから、これに対応した教育相談を行うため、子どもの実態を把握するための発達検査やその分析の方法等について、相談員の専門性を高めるための取組を行う必要がある。

(2) サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

教育相談主任とサポートセンター教育相談員とで業務分担を行うとともに、相談の進め方

を工夫することによって相談の効率化を図ることができたが、発達障害等に係る相談件数が増加しており、初回相談までに2～3か月の待機期間が生じている状況は解消されていない。

今後は、教育相談主任等の増員を図るとともに、効果的な教育相談の在り方について検討することにより、相談体制の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

1 青少年総合相談センターにおける取組

子ども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズに合った就学・教育相談を行うため、大学教授や医師等の専門家による研修やケース会議等を行うことにより、就学・教育相談等に当たる職員の専門性の向上を図る。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

本人や保護者からの多様な相談内容に対応するため、教育相談主任の増員に努める。また、教育相談主任やサポートセンター教育相談員が、相談活動において保護者や子どもに支援方法等の情報を提供するだけでなく、在籍学校と連携して生活・学習環境を整備することにより、相談活動の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、教職員による自己評価、保護者や地域の人々が学校教育全般に対して支援・提言・評価を行う学校関係者評価、校長の学校経営に対する、学校経営アドバイザー等による学校経営支援チームによる評価、支援（以下、この項目において「学校経営支援システム」という。）を実施している。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 学校協力者会議の充実

学校協力者会議での意見聴取を積極的に行うとともに、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において発信する。

2 学校経営支援システムの実施

「学校経営支援システムにおける対応策を踏まえた充実・改善計画」に基づき、実施校への計画的な支援を行う。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

新たなコーディネーターを確保するため、未実施校に実施校の取組事例を紹介する等、事業拡大に向けた準備を進める。また、コーディネーター研修の充実を図るとともに、学習支援者確保のための大学等との連携強化や本市ホームページでの広報を行う。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 学校協力者会議の充実

全学校に設置した学校協力者会議（教育活動への協力・支援を行う地域の代表等による会議）の提言部会（学校教育活動全般についての意見提言を行う部会）と評価部会（学校の自己評価の結果、改善方策及び自己評価活動全般についての評価を行う部会）から学校運営に係る意見を聴取するために、学校協力者会議を年4回程度開催した。

2 学校経営支援システムの実施

小学校2校（亀山小学校、亀山南小学校）、中学校1校（亀山中学校）を対象校に指定し、各学校の状況を具体的に把握し、適切な支援につなげるため、学校経営アドバイザーや指導主事が計画的に学校訪問を行った。また、教育長及び教育委員が学校視察を行い、必要な改善や支援方法に係る意見・提言を示した。また、平成27・28年度の実施校（河内小学校、八幡東小学校、三和中学校、原小学校、原南小学校、祇園東中学校）に対して、「学校経営支援システムにおける対応策を踏まえた充実・改善計画」に基づき継続的に支援を行った。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

【表56】まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1校	3校	6校	8校	16校	24校

※ 平成24年度事業開始。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 学校協力者会議の充実

全学校に設置した学校協力者会議の提言部会と評価部会から学校運営に係る意見聴取を行い、これを基に成果と課題を明確にし、学校経営に生かすことで、一層、開かれた学校づくりを進めることができた。

(2) 学校経営支援システムの実施

学校経営アドバイザーや指導主事による学校訪問を計画的に行うとともに教育長や教育委員が学校を視察することにより、学校に必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示すことができた。これにより、対象校は現状の課題をよりの確に把握し、課題解決に向けて組織的に取り組むことができるようになっている。

(3) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

実施校を対象とした説明会でそれぞれの学校の取組について情報交換することにより、各校の取組を一層充実させることができた。

2 課題

(1) 学校協力者会議の充実

各学校において、より保護者・地域の声を生かした教育活動を展開する必要がある。

また、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子どもたちを育むため、国が推奨するコミュニティ・スクール（学校運営協議会）※の導入について検討する必要がある。

※ 学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6）に基づいた仕組み。

(2) 学校経営支援システムの実施

各学校の状況を具体的に把握し、適切な支援を行う必要がある。

(3) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

事業拡大に向けて、引き続き、新たなコーディネーターを確保するとともに、コーディネーターの企画・調整能力の向上と研修体系の充実、学習支援者の人材確保などが必要である。

第5 課題への対応方針

1 学校協力者会議の充実

学校協力者会議での意見聴取を積極的に行うとともに、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において発信する。

また、コミュニティ・スクールの導入について、学校運営協議会と本市の学校協力者会議の役割等の共通点や相違点の整理・検討や先行事例の調査・研究を行う。

2 学校経営支援システムの実施

指導主事が計画的に学校訪問し、「学校経営支援システムにおける対応策を踏まえた充実・改善計画」に基づき、実施校に対し継続して支援を行う。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

新たなコーディネーターを確保するため、未実施校に実施校の取組事例を紹介する等、事業拡大に向けた準備を進める。

また、コーディネーター研修の充実を図るとともに、学習支援者確保のための大学等との連

携強化や本市ホームページでの広報を行う。

1 学校教育に関する事務

(6) 教科書等の取扱いに関すること

ア 教科書等の取扱い

第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等、関係法令の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 採択事務

平成30年度から小学校において使用する「特別の教科 道徳」及び広島みらい創生高等学校等の教科書採択について、公正かつ適正な採択を行う。加えて、学校と教科書会社との関係において疑義が生じることのないよう、教職員に対する指導を徹底する。

2 教材の取扱いに関する事務

教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を円滑に行う。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 採択事務

平成30年度から小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書及び平成30年度に高等学校、広島中等教育学校（後期課程）、特別支援学級及び広島特別支援学校において使用する教科用図書について、公正かつ適正に採択を行った。

教育関係者が教科書研究を円滑に行えるよう取り計らうとともに、地域住民等、より多くの方々に教科書に触れていただくため、教科書センター及び指定した小学校において教科書展示会を実施し、一般に公開した。

また、より開かれた採択とするため、引き続き、教育委員会議において教科用図書の採択について公開議題とした。

さらに、採択の公正確保を一層図るため、全小・中・高等学校、広島中等教育学校及び広島特別支援学校に、「教科書採択の公正確保に関する学校の対応について」の通知や校長会での伝達等により、教科書発行者等への適正な対応について指導を行った。

2 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第32条及び第33条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を行った。

また、本市独自の教育課程である「ひろしま型カリキュラム」に基づく副読本「言語・数理運用科」、「小学校英語科」及び「中学校外国語科繰り返し学習用教材」、平和教育プログラムに基づく副読本「ひろしま 平和ノート」、小学校社会科副読本「わたしたちの広島」、中学校社会科副読本「郷土ひろしまの歴史」を履修対象学年の全児童生徒に配付した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 採択事務

学習指導要領や本市の児童生徒の実態に応じた教科用図書を適正に採択することができた。

(2) 教材の取扱いに関する事務

小学校「体育」及び小・中学校「道徳」の副読本の教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を適正に行うことができた。

2 課題

(1) 採択事務

平成31年度に小学校において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）、平成31年度から中学校及び広島中等教育学校（前期課程）において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書及び平成31年度に高等学校、広島中等教育学校（後期課程）、特別支援学級及び広島特別支援学校において使用する教科用図書の採択に係る事務を、公正かつ適正に実施する必要がある。

(2) 教材の取扱いに関する事務

引き続き、公正かつ適正な教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務に努める。

第5 課題への対応方針

1 採択事務

平成31年度に小学校において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）、平成31年度から中学校及び広島中等教育学校（前期課程）において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書及び平成31年度に高等学校、広島中等教育学校（後期課程）、特別支援学級及び広島特別支援学校において使用する教科用図書の採択について、公正かつ適正な採択を行う。また、学校と教科書会社との関係において疑義が生じることのないよう、教職員に対して指導の徹底を図る。

2 教材の取扱いに関する事務

教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を円滑に行う。

1 学校教育に関する事務

(7) 保健・衛生等に関すること

ア 学校保健の推進に関すること

(ア) 感染症等の予防や発生時の措置

第1 事務の目的・概要

児童生徒等の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で健康的な学習環境を維持するため、学校保健安全法に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 感染症の予防

各種感染症に関する通知や臨時休業状況の情報提供を行う。

2 医師会との連携

医師会と連携して、各園・校に対して、感染症への対応等に関する適切な情報提供を行う。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

本システムを活用して感染症の発生状況を把握し、未然防止や拡大防止につなげる。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 感染症の予防

各種感染症に関する予防・拡大防止を図るため、各園・校に対し、具体的な予防策や発生時の対応等について通知を行うとともに、インフルエンザ等の流行期には、各園・校及び各医師会に対し、幼稚園・学校の臨時休業状況について情報提供を行った。

2 医師会との連携

インフルエンザ流行期前の平成29年10月に、広島市医師会、安佐医師会及び安芸地区医師会と「今シーズンのインフルエンザの臨時休業の目安」及び「学校における感染症への対応」について協議を行うとともに、同年11月に、各園・校へ「今シーズンのインフルエンザの臨時休業の目安」及び「学校における感染症への対応」について通知した。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

日本学校保健会が運営する本システムを活用し、感染症の発生状況や各園・校での児童生徒等の欠席状況等を把握し、各園・校に対して年6回の情報提供や注意喚起を行い、感染の拡大防止に努めた。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 感染症の予防

(1) 評価

各園・校に対し、各種感染症の通知を行い、情報提供や注意喚起を行ったことで、感染症発生時に適切に対応することができた。また、各園・校の臨時休業状況について情報提供することにより、感染症の予防や拡大防止を図ることができた。

(2) 課題

健康的な学習環境を維持するため、引き続き、各園・校に対し、各種感染症に関する通知や臨時休業状況の情報提供を行う必要がある。

2 医師会との連携

(1) 評価

各園・校に対して、医師会専門医の判断を踏まえた感染症に関する適切な情報提供を行ったことにより、感染症の疑いがある児童生徒の重症化等を防ぐため、速やかに医師の診察を受けさせる等の適切な措置を講じることができた。

(2) 課題

感染症は、その年々に流行する時期や対象等が異なるため、医師会と緊密に連携し、各園・校に対して、適切な予防策と発生時の対応について周知するとともに、各園・校での流行状況について教職員に対し情報提供し、児童生徒及び保護者に対する保健指導を行うなど、感染症の拡大防止を図る必要がある。

【表 57】 インフルエンザによる臨時休業措置の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
園・校数	65 校	133 校	150 校	110 校	140 校
学級数	125 学級	324 学級	552 学級	230 学級	323 学級

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

(1) 評価

本システムを活用することにより、教育委員会事務局や学校等で感染症の発生状況を早期に把握し、他の学校等も含めた感染症の集団発生の防止につなげることができた。

(2) 課題

引き続き、本システムを活用して感染症の発生状況や地域の流行状況を把握し、地域レベルで感染症の予防や拡大防止に効果的な取組を行う必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 感染症の予防

各種感染症に関する通知や臨時休業状況の情報提供を行い、感染症の予防や拡大防止を図る。

2 医師会との連携

医師会と連携して、各園・校に対して、感染症への対応等に関する適切な情報提供を行う。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

本システムを活用して感染症の発生状況を把握することにより、関係部局と連携して感染症の予防や拡大防止につなげる。

(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

第1 事務の目的・概要

未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図るため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

ポスター等を募集すること等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を更に高める。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

未実施の理由や実施に向けた対応策等を全校に対して提示するとともに、薬剤師会と連携するなどして、「薬物乱用防止教室」の全校実施に向け取り組む。

希望する学校で「防煙教室」が実施できるよう、関係医師会と連携し調整等を図る。

受動喫煙の内容を盛り込んだ「がん教育出前授業」の実施拡大に向け、校長会等において啓発する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

児童生徒等を対象に、禁煙・禁酒に係るポスターを募集し、556点（小学生179点、中学生375点、高校生2点）の応募があった（前年度914点）。

また、幼稚園、小・中・高等学校、広島中等教育学校、広島特別支援学校の新入児童生徒等の保護者に対し、飲酒・喫煙防止に関する啓発用パンフレットを24,000部配付した。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

学校医、学校薬剤師及び警察職員等の協力を得て、小学校134校、中学校64校、高等学校9校で「薬物乱用防止教室」を実施した。また、全小・中・高等学校等に対して「薬物乱用防止啓発用視覚教材一覧」を配付した。

医師会の協力を得て、希望した小学校11校、中学校2校で「防煙教室」を実施した。

専門医による「がん教育出前授業」について、新たに小学校・高等学校を加え、小・中・高等学校16校で実施した。

【表58】薬物乱用防止教室実施校数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	126校 (89%)	124校 (87%)	123校 (87%)	125校 (89%)	134校 (94%)
中学校	64校 (100%)	64校 (100%)	64校 (100%)	64校 (100%)	64校 (100%)
高等学校	8校 (89%)	9校 (100%)	9校 (100%)	9校 (100%)	9校 (100%)

【表59】防煙教室実施校数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小・中学校	7校	8校	11校	12校	13校

【表 60】がん教育出前授業実施校数の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小・中・高等学校	1 校	6 校	16 校

※ 平成 27 年度開始。平成 28 年度までは、中学校のみで実施。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

(1) 評価

ポスター募集の応募件数は前年度と比べて減ったが、啓発用パンフレットの配付を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止の意識向上に努めた。

(2) 課題

引き続き、ポスターを募集すること等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を高めていく必要がある。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

(1) 評価

「薬物乱用防止教室」については、ほとんどの小・中学校及び高等学校で実施し、薬物乱用の危険性や対処法について周知することができた。

「防煙教室」については、関係する医師会の協力を得て希望校で実施し、喫煙防止の意識向上を図ることができた。

「がん教育出前授業」については、専門医の協力を得て希望校で実施し、がん患者に対する正しい認識やがんに対する知識を周知することができた。

(2) 課題

「薬物乱用防止教室」の全校実施に向け、薬剤師会と連携するなどして、取組を進める必要がある。

また、引き続き、希望する学校で「防煙教室」、「がん教育出前授業」が実施できるよう、医師会や専門医と連携し調整を図る必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

ポスターを募集すること等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を更に高める。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

薬剤師会と連携するなどして、「薬物乱用防止教室」を全校で実施する。

関係する地域の医師会や専門医と連携を図るとともに、校長会等において啓発することにより、「防煙教室」、「がん教育出前授業」の実施拡大を図る。

イ 子どもの安全対策の推進に関すること

(ア) 学校事故の防止

第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について幼稚園・学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

- 1 学校事故のデータ分析
学校と連携し、事故原因等をより適確に分析し、未然防止策を示して指導する。
- 2 実例の情報提供
リスクマネジメント情報の発出により、未然防止に努める。

第3 平成29年度における管理・執行状況

- 1 学校事故のデータ分析
平成29年10月の園・校長会において、学校事故のデータを校種別、発生月別、状況別に提示しながら、事故防止に努めるよう指導した。
- 2 実例の情報提供
幼稚園・学校で起きた事故のうち、短期間に複数回発生した交通事故等の事案について、その発生原因や対処方法等を示したものを、リスクマネジメント情報（8件）として整理し、幼稚園・学校に通知した。
また、養護教諭や新規採用教員を対象とした研修会においても、学校事故の事例を紹介した。

【表61】校種別の事故報告件数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼稚園	5件	1件	2件	4件	2件
小学校	150件	158件	116件	153件	140件
中学校	106件	96件	96件	101件	121件
高等学校	45件	57件	43件	53件	57件
特別支援学校	0件	2件	2件	0件	1件
計	306件	314件	259件	311件	321件

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 学校事故のデータ分析
 - (1) 評価
事故報告件数は321件で、前年度とほぼ同様だった。
 - (2) 課題
事故件数の約4割を交通事故が占めており、その未然防止に取り組む必要がある。
- 2 実例の情報提供
 - (1) 評価
幼稚園・学校にリスクマネジメント情報を発出するなどにより、事故の未然防止に対する

意識の高揚を図ることができた。

(2) 課題

引き続き、教職員へ情報提供を行い、類似事故の未然防止に努める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学校事故のデータ分析

交通事故を中心とした事故の原因等を分析し、幼稚園・学校に対して、再発防止策を示すなどして指導する。

2 実例の情報提供

リスクマネジメント情報の発出に加え、研修の機会を捉えて教員に学校事故の事例を紹介するなどして、学校事故の未然防止に努める。

(イ) 通学時の事件・事故の防止

第1 事務の目的・概要

保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進し、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことにより、通学時等に発生する犯罪から子どもを守ることを目指す。

また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 見守り・巡回活動の推進

「子どもの見守り活動 10 万人構想」や毎月 22 日の「子ども安全の日」の事業を計画的に実施していく。

通学路の対策未了 4 か所については、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じる。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」などの取組を計画的に実施していく。

3 登下校体制の整備

小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給等を行う。

全ての児童が、防犯ブザーを所持できる効果的な方法を学校等と協議しながら検討する。

ストップマークの効果について、校長会等で紹介し、活用を促す。

4 子どもを守るまちづくりの推進

地域や地元の企業・学生の取組等、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、「しあわせのひまわり」※を受け継いでいく取組を推進する。

※ 平成 17 年 11 月に発生した児童殺害事件の被害児童が育てていたひまわりの種を受け継ぎ、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組。

5 交通安全教育の充実

児童生徒に対する自転車講習会を計画的に実施し、その他の学年についても、交通安全に関するテストを実施するなど、交通安全教育の充実を図る。

第3 平成 29 年度における管理・執行状況

1 見守り・巡回活動の推進

「子どもの見守り活動 10 万人構想」を推進し、約 10 万人の市民や地域団体等による見守り活動を実施するとともに、毎月 2 回、地域学校安全指導員が各幼稚園・小学校を巡回した。

また、毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、学校においては不審者対応訓練等を、家庭・地域においては登下校時の見守り活動等を実施した。

通学路の安全対策が未完了の 4 か所のうち、1 か所の対策を講じるとともに、前年度に対策を講じた 5 か所の対策検証を行った。

また、新たな重点課題※に基づき、通学路 42 か所の合同点検を実施し、このうち 26 か所の安全対策を講じた。

※ 防護柵又は歩道等によって歩行者と車両が明確に分離されていない場合の歩行者と自動車と

の距離が近い生活道路を取り上げ、安全対策を講じること。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

全小学校において、「安全意識啓発マップづくり」を行うとともに、全ての幼稚園・学校において、「防犯教室」を開催した。

3 登下校体制の整備

小学校の新入学児童（約 11,000 人）に防犯ブザーを支給するとともに、毎月 1 回以上、防犯ブザーの点検や使用方法等の指導を行った。また、防犯ブザーの所持率を上げるための検討を行った。

ストップマークの活用例を、校長会等で説明し、希望があった小学校 8 校に対し、計 58 枚のストップマークを配付した。

4 子どもを守るまちづくりの推進

見守り活動を行っている高校生、大学生、企業及び「平成 29 年度広島市安全なまちづくり功労表彰」を受賞した個人 13 人及び 9 団体のそれぞれの取組を、本市ホームページで紹介した。

また、「毎月 22 日は子ども安全の日」ののぼり旗を各幼稚園・学校等に 85 本、日常生活における見守り活動者が取り付けるカバン札等を市民に 50 枚、それぞれ配付した。

また、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組を、97 園・校において実施した。

5 交通安全教育の充実

小学校においては、原則 3 年生全員を対象にした自転車講習会で、実技指導や交通安全に関するテストを実施し、自転車運転免許証を交付した。

中学校及び高等学校では、自転車通学を許可している中学校 15 校と全高等学校において、自転車通学を行っている新 1 年生を対象にした自転車講習会で、実技講習及び交通安全に関するテストを実施し、自転車通学許可証を交付した。

また、中学校及び高等学校の 2 年生及び 3 年生の自転車通学者に交通安全に関するテストを実施した。

【表 62】通学時の事件・事故の防止に係る活動状況等の推移

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
10 万人 構 想	組織的な見守り活動者数	3 万 3,900 人	3 万 4,000 人	3 万 6,000 人	3 万 8,000 人	3 万 9,000 人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	6 万 200 人	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人
	計	9 万 4,100 人	9 万 6,000 人	9 万 8,000 人	10 万人	10 万 1,000 人
通 学 路 合 同 点 検 対 策 済 箇 所 数	H24 年度実施	146/158 か所	152/158 か所	153/158 か所	154/158 か所	155/158 か所
	H26 年度実施	—	4/12 か所	12/12 か所	12/12 か所	13/13 か所
	H29 年度実施	—	—	—	—	26/42 か所
しあわせのひまわり実施園校数	53 園・校	69 園・校	79 園・校	85 園・校	97 園・校	
全児童防犯ブザー所持率	74%	77%	79%	81%	81%	
通学時交通事故報告件数	94 件	113 件	90 件	86 件	84 件	

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 評価

子どもの見守り活動については、事業を計画的に実施することにより、地域や校内等において子どもの安全確保を図ることができた。

通学路の安全対策については、歩道の新設や横断歩道の塗り直し等を行い、児童が安全に登下校できるようになった。

(2) 課題

引き続き、子どもを見守る活動を推進していく必要がある。

通学路の安全対策が完了していない19か所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じる必要がある。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

(1) 評価

「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」を計画的に実施することで、一人での行動を避け、複数で行動することや、助けを求める方法などの危険を回避する方法を学ばせることにより、自己防衛意識の高揚を図ることができた。

(2) 課題

子ども自身に自らの命を守る方法を学習させるため、引き続き、「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」などの取組を計画的に実施する必要がある。

3 登下校体制の整備

(1) 評価

小学校新入学児童全員に防犯ブザーを支給するとともに、その適切な使い方について、児童に指導することができた。防犯ブザーの所持率を上げるための効果的な方法については、引き続き、検討を行っている状況である。

ストップマークを活用している学校においては、児童の飛び出し抑制の意識を高揚させることができた。

(2) 課題

防犯ブザーの所持率を上げるための効果的な方法については、幅広い観点から、引き続き調査・検討をする必要がある。

引き続き、より多くの学校にストップマークの活用について促す必要がある。

4 子どもを守るまちづくりの推進

(1) 評価

高校生、大学生や企業などが行う子どもの見守り活動を広報することで、市民の子どもを守る意識の高揚を図ることができた。

また、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組に参加する幼稚園・学校数を増やすことで、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを広く伝えていくことができた。

(2) 課題

引き続き、子どもの安全を守る取組を広げていく必要がある。

5 交通安全教育の充実

(1) 評価

自転車講習会を受講した学年については、自転車による交通事故の報告件数は減少傾向にあるが、全学年で見ると、平成29年度は前年度と比べて5件増加し、52件であった。

(2) 課題

自転車講習会を実施していない学年に対する交通安全教育の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

1 見守り・巡回活動の推進

毎月22日の「子ども安全の日」の事業をはじめ、子どもを見守る各種の取組を計画的に実施していく。

通学路の安全対策が完了していない19か所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」等の取組を計画的に実施する。

3 登下校体制の整備

小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給等を行うとともに、全学年の児童が、防犯ブザーを所持できる方法を学校及び関係部署等と協議しながら検討する。

また、引き続き、ストップマークの効果についても、校長会等で紹介し、活用について促す。

4 子どもを守るまちづくりの推進

地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組を推進する。

5 交通安全教育の充実

自転車講習会を計画的に実施するとともに、現在、同講習会を実施していない学年についても、何らかの交通安全指導が行えるよう検討する。

(ウ) 災害時の安全確保

第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理について、幼稚園・学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 研修会の開催

実際に災害を経験した学校の管理職を講師に招へいし、災害時の子ども・保護者への対応等を学ぶための研修会を開催する。また、校種ごとの研修では、各地の実情を踏まえた防災教育に取り組んでいる講師を招へいした研修を開催する。

2 防災教育の推進

毎年度実施している校種ごとの研修において、「土砂災害防災教育の手引き」の活用方法や各学年の学習指導内容について説明する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 研修会の開催

平成28年熊本地震を体験した小学校長を講師に招へいし、幼稚園長・学校長を対象として、出水期を前に自校の防災管理について考えるための研修会を開催し、約180人が参加した。

また、7月下旬から8月上旬に、各園・校の安全担当教員を対象に、消防団員や特徴的な防災教育を実践している学校の教員を講師として、地域の実情を踏まえた防災研修会を4回開催し、延べ226人が参加した。

2 防災教育の推進

小・中学校の教員を対象にした研修会において、「土砂災害防災教育の手引き」の活用方法や各学年の学習指導内容についての説明を行った。

【表63】防災に関する研修会の開催状況

実施日	対象者	タイトル	講師
6月1日	管理職	「熊本地震（飯野小）からの教訓」	熊本県益城町立飯野小学校 校長 柴田 敏博
7月31日	幼稚園教諭	「幼稚園でできる防災教育」	佐伯消防団 女性隊隊長 城 妙子 副隊長 尾上 靖乃
8月2日	中学校教諭	「過去に学ぶ防災」 「土砂災害防災教育の手引き」の活用について	戸山小学校 教諭 大田 文子 戸山中学校 教諭 原畑 聖 大州中学校 教諭 縄井 佳恵 国泰寺中学校 教諭 梶本 美佳
8月7日	小学校教諭	「広島市立三入小学校 防災教育の取組」 「土砂災害防災教育の手引き」の活用について	三入小学校 教諭 川口 和郷 緑井小学校 教諭 中島 美佳 宇品小学校 教諭 畠山 啓吾 中野東小学校 教諭 北野 真 己斐上小学校 教諭 須田 真二 深川小学校 教諭 上藪 貴史
8月9日	高等学校教諭	「防災教育のねらいと展開」 ～三重県立南伊勢高校南勢校舎の防災教育について～	三重県立南伊勢高等学校 准校長 森 典英

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 研修会の開催

(1) 評価

防災研修会に参加した管理職及び教員の約96%が「有益な研修であり、自校でも積極的に実践してみたい。」等と回答しており、危機管理意識を高めることができた。

(2) 課題

引き続き、計画的に防災研修会を行う必要がある。

2 防災教育の推進

(1) 評価

各小・中学校では、特別活動などの時間において、「土砂災害防災教育の手引き」を活用した授業を実施した。

(2) 課題

「土砂災害防災教育の手引き」を活用した防災教育が、全学年で計画的に行われるよう、各小・中学校に指導する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 研修会の開催

防災管理及び防災教育に資するよう、計画的に研修会を行う。

2 防災教育の推進

「土砂災害防災教育の手引き」を活用した防災教育が計画的に行われるよう、校長会や研修会等で周知を図る。

第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

また、学校給食費の未納対策を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 食物アレルギー対応の充実

適切な対応ができるよう、除去食対応研修並びにアナフィラキシー対応研修を継続する。

2 衛生管理の強化

全ての栄養教諭等や調理員に対して、衛生講習会等を実施し、衛生管理の意識の向上を図る。

3 ドライ運用の推進

栄養教諭等や調理員を対象とする研修会を実施し、調理器具や設備の適切な活用方法や作業動線の工夫等について、各校が主体的に取り組めるよう支援する。

4 給食用食器の改善

ステンレス製食器から合成樹脂製食器への切替えを計画的に進める。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

平成29年度から、新たな学校給食センターの運営事業者からの給食提供が開始するため、確実な運営について、事業者に対して適切に指導や助言を行う。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

学校においては、手引に基づいた金銭管理や記録管理に努めるとともに、教育委員会事務局においては、平成29年度から、卒業生等に係る未納・滞納事務を行う。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 食物アレルギー対応の充実

栄養教諭や調理員等を対象としたアレルギー除去食対応研修を平成29年12月に実施するとともに、平成29年10月には、初任の教諭や養護教諭等を対象としたアナフィラキシー対応研修を実施した。

また、エピペンを処方されている児童生徒が在籍する小・中学校などにおいて、医師会との連携により講師を招いた研修を実施したほか、研修用エピペンを活用した実践研修等を行った。

2 衛生管理の強化

平成29年7月から8月にかけて、栄養教諭や調理員等に対し、ノロウイルス等食中毒防止やその他衛生管理のポイントについて講習会を行うとともに、学校給食用物資の納入業者等に対し、給食物資配送時の衛生管理の徹底について講習会を行った。

また、ノロウイルスの二次感染を防止するため、平成29年11月から12月にかけて、全ての給食調理場にノロウイルス対応除菌剤、使い捨て手袋、ペーパータオルを支給した。

さらに、適宜、食中毒予防リーフレット等を栄養教諭や調理員等に配付し、その衛生意識の向上を図った。

3 ドライ運用の推進

平成 29 年 7 月に、栄養教諭や調理員等を対象とする研修会を実施し、調理器具や設備の適切な使用方法や作業動線など床を濡らさずに作業するための工夫等についてグループ協議や演習を行った。

4 給食用食器の改善

平成 28 年度から 6 か年計画で自校調理校のステンレス製食器の合成樹脂製食器への更新を進める中で、平成 29 年度は 26 校・13,240 人分（平成 28、29 年度で 72 校分）について更新が完了した。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

平成 29 年 4 月から稼働した五日市地区の新たな学校給食センターにおいて、安全でおいしい給食を確実に提供するため、センター内に健康教育課分室を設置し、調理における日々の履行確認、学校との連絡調整、物資の検査検収、事業者との協議・調整を行うとともに、適宜、事業者に対して指導や助言を行った。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

小・中学校に対し「学校給食費会計事務の手引」に基づいた事務処理を行うよう周知するとともに、給食費未納の卒業生等(121 人)の保護者に対して、教育委員会事務局から未納分の納付を促す文書を送付した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 食物アレルギー対応の充実

(1) 評価

各種研修の実施により、食物アレルギー事案が発生した際の教職員の速やかな対応が可能となり、重症化を回避することができた。

【表 64】学校給食が原因と考えられる救急搬送（病院搬送）件数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
6 件	1 件	2 件	5 件	4 件

(2) 課題

今後も適切な対応ができるよう、除去食対応研修並びにアナフィラキシー対応研修を継続する必要がある。

2 衛生管理の強化

(1) 評価

栄養教諭等や調理員及び学校給食用物資の納入業者等に対し、各種講習会を通じて衛生管理についての周知徹底を図ったことで、ノロウイルス等による食中毒防止への意識が向上した。

また、全ての給食調理場に、ノロウイルス対応除菌剤等を支給するとともにその使用方法等について周知徹底を図ることで、調理過程における衛生管理の強化につながった。

(2) 課題

引き続き、栄養教諭等や調理員に対して、衛生管理の意識の向上を図っていく必要がある。

3 ドライ運用の推進

(1) 評価

栄養教諭や調理員等を対象に、各給食調理場の施設状況に応じた実践的な研修を行ったことで、効果的なドライ運用についての理解を深めることができた。

(2) 課題

今後はドライ運用を含めた衛生管理全般について、その徹底を図っていく必要がある。

4 給食用食器の改善

(1) 評価

合成樹脂製食器への更新を計画的に進めることができた。

また、更新した学校においては、児童から「汁物を入れた時に熱くないから持ちやすくなった。」「口触りがやさしくなった。」など好評を得ており、改善の効果が出ている。

(2) 課題

今後とも、計画に基づき、合成樹脂製食器への更新を進める必要がある。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

(1) 評価

稼働直後において数量誤り等が発生したものの、運営事業者に対して業務改善を指示し、これを受けて事業者が再発防止策を講じた後は、確実に学校給食を提供することができている。

(2) 課題

五日市地区の学校給食センターの老朽化対策として新設された民設民営の学校給食センターは、おおむね順調に運営されており、特段の課題はない。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

(1) 評価

学校においては、「学校給食費会計事務の手引」に基づいた事務処理がおおむね行われている。

また、教育委員会事務局から未納者に対し、文書により納付を促した結果、9人から計266,007円の納付があり、8人（計490,304円）が分納に応じた。

(2) 課題

引き続き未納者に対して納付に向けた働き掛けをしていく必要がある。

また、平成29年12月26日に文部科学省が公表した「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、「学校給食費については公会計化することを基本とする。」との見解が示されており、今後、国の示すガイドラインや他都市の動向を注視していく必要がある。

第5 課題への対応方針

1 食物アレルギー対応の充実

除去食対応研修並びにアナフィラキシー対応研修を継続する。

2 衛生管理の強化

全ての栄養教諭や調理員等に対して、衛生講習会等を実施し、食中毒防止への意識の向上とドライ運用などの学校給食衛生管理基準等に基づいた衛生管理の徹底を図る。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用を含めた衛生管理全般の徹底を図っていくこととし、「2 衛生管理の強化」に統

合する。

4 給食用食器の改善

ステンレス製食器から合成樹脂製食器への更新を計画的に進める。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

老朽化対策として新設された民設民営の学校給食センターが稼働し、安定的に運営されているため、項目を削除する。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

学校において手引に基づいた未納対策や記録管理に努めるとともに、教育委員会事務局において卒業生等に係る未納対策事務を進める。

また、公会計化に係る調査・研究を進める。

第1 事務の目的・概要

食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など、様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が課題となっている。

本市では、「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「第3次広島市食育推進計画」（計画期間：平成28～32年度）及び学習指導要領に基づき、「学校における食育の推進」に取り組んでいる。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 教職員研修等の実施

各学校の取組が推進されるよう、食育推進担当者や教務主任等の様々な立場の職員に対して研修を継続する。

2 給食献立の充実

自校給食の学校において各学校の特色や地域性を生かした「独自献立」を継続実施するとともに、給食センターにおいて、児童生徒が考案した「募集献立」の実施の拡大を図る。

3 地場産物の活用促進

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」における関係機関との連携により、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成と地場産物の一層の調達に努める。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等への啓発のため、掲載内容の充実を図り、食育だよりやフェイスブック等を活用して広く情報発信する。

5 残食の減少に向けた取組

献立の工夫を行うとともに、各学校の実態把握を行い、食育推進担当者への研修等を活用して、食育の推進を図る。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 教職員研修等の実施

学校における食育の推進に向けて、平成29年6月に食育推進担当者を対象として、各校の実践事例を基にした食育の取組に関する研修を実施するとともに、平成29年7月に教務主任を対象として、教育課程の編成のポイントや組織マネジメントの視点から食育の推進に関する研修を実施した。

また、平成29年11月に栄養教諭・学校栄養職員に対して、個に応じた食育指導の実践等について研修を行った。

さらに、児童生徒の指導資料等を教育委員会LANの書庫に掲示し、学校が必要に応じて活用できるようにした。

2 給食献立の充実

自校調理校では「独自献立」を小・中学校65校で計157回、給食センター受配校では「募集献立」を1回実施した。

そのほか、全校において、毎月 19 日の「わ食の日」に合わせ「わ食の日献立」を実施したほか、毎月 1 回の「郷土食の日献立」、年間 14 回の「行事食の日献立」を実施した。

3 地場産物の活用促進

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」を年間 3 回開催し、同会議で得た地場産物の情報を活用して、献立の作成を行った。あわせて、五日市地区の新たな学校給食センターの運営事業者に対し、学校給食における各月の青果物の使用予定量を半年ごとに情報提供した。

4 家庭と連携した食育の推進

家庭向けに食育だよりを月 1 回発行するとともに、フェイスブック「広島市の学校給食・食育」を活用して、学校や学校給食センター等における取組について、年間 45 回情報を発信した。

5 残食の減少に向けた取組

残食の多いデリバリー給食について、残食率や生徒からの意見を参考に献立の工夫を行った。さらに、学校訪問や食育推進担当者の研修を行い、学校における食育の取組が進むよう働き掛けた。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教職員研修等の実施

(1) 評価

食育推進担当者のみならず、教務主任を対象とした研修会を開催することにより、学校全体で食育を推進していくための体制が強化された。

(2) 課題

引き続き、学校全体で組織的、計画的に食育に取り組んでいけるよう、様々な立場の職員に対して研修を実施していく必要がある。

2 給食献立の充実

(1) 評価

自校調理校で実施している「独自献立」や給食センター受配校で実施している「募集献立」といった特別献立は、いずれも本市学校給食として定着し、好評を得ている。

【表 65】自校調理校における「独自献立」の実施状況の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
校数	65 校	55 校	58 校	59 校	65 校
回数	154 回	141 回	151 回	155 回	157 回

(2) 課題

自校調理校における「独自献立」とともに、年 1 回実施している給食センター受配校の「募集献立」については、食への意欲・関心を高める有効な手段であるため、実施回数を増やす必要がある。

3 地場産物の活用促進

(1) 評価

平成 29 年度の学校給食における地場産物の活用割合（第 3 次広島市食育推進計画の指標（品目ベース））は、前年度比で 3.9 ポイント増加し、31.1%となった（平成 32 年度目標値：

40%)。

【表 66】 学校給食における地場産物の活用割合（品目ベース）の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
24.6%	36.5%	31.0%	27.2%	31.1%

(2) 課題

地場産物の活用割合は前年度比では増加しているが、目標の達成に向けて、引き続き活用促進に取り組む必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

(1) 評価

平成 27 年秋に開設したフェイスブックについては、毎月の情報発信回数やフォロワー数が増加するなど、学校における食育の取組への関心が高まってきている。

(2) 課題

学校における取組を家庭における取組につなげていくため、食育だよりやフェイスブック等の掲載内容を充実させながら情報発信を継続していく必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

(1) 評価

本市全体の残食率は、前年度の 3.5%から 3.1%に減少した。特に残食の多いデリバリー給食について、献立の工夫を行い、保護者試食会や学校訪問等の取組を行った結果、その残食率が前年度と比較して 1.7 ポイント減少した。

【表 67】 中学校デリバリー給食における残食率の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
24.1%	26.6%	26.1%	23.5%	21.8%

(2) 課題

デリバリー給食の残食率は平成 27 年度以降減少しているが、自校調理方式やセンター方式による給食と比較してまだ高いため、引き続き残食の減少に向けた取組を進める必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 教職員研修等の実施

各学校の食育の取組が推進されるよう、食育推進担当者や教務主任等の様々な立場の職員に対して研修を実施する。

2 給食献立の充実

自校調理校において各学校の特色や地域性を生かした「独自献立」を引き続き実施するとともに、給食センター受配校において、児童生徒が考案した「募集献立」の実施回数を増やすことを検討する。

3 地場産物の活用促進

地産池消のモデル事業として実施している民設民営の五日市地区の学校給食センターにおける青果物の独自調達等を通して、地場産物の生産量増加などに取り組む。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等への啓発のため、食育だよりやフェイスブック等の掲載内容の充実を図りながら情報発信を進める。

5 残食の減少に向けた取組

教育委員会事務局において献立の工夫を行うほか、各学校において食育推進担当者を中心に児童生徒の実態を踏まえた食育の推進を図る。

1 学校教育に関する事務

(8) 私立学校の振興に関すること

ア 私学助成

第1 事務の目的・概要

私学助成は、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者の経済的負担の軽減を図ることで、私立学校の振興に資することを目的として行っており、本市は、国・県が行う助成を補完する立場から、私立学校における教材教具整備費や教職員研修費等について助成している。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

私学助成の充実について、国・県に対し要望していくとともに、国・県が行う助成を補完する立場である本市としても助成に係る予算の確保に努める。

第3 平成29年度における管理・執行状況

- (1) 平成29年度秋季広島県市長会や県都市教育長会要望において、私立学校への運営費助成制度の拡充に係る要望を行った。
- (2) 私立高校部活動パワーアップ事業等について、助成に係る予算額を増額し、助成額の充実を図った。

【表68】私学助成に係る予算額

区 分	予算額		
	平成28年度	平成29年度	増額分
幼稚園等に対する助成	49,345千円	50,002千円	657千円
幼稚園協会事務経費に対する助成	3,000千円	3,000千円	
私立中学校に対する助成	1,626千円	1,626千円	
私立高等学校に対する助成	47,572千円	47,572千円	
私立高校部活動パワーアップ事業に対する助成	11,437千円	12,539千円	1,102千円
外国人学校に対する助成	460千円	460千円	
計	113,440千円	115,199千円	1,759千円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

本市の厳しい財政状況の中にあっても、私学助成に係る予算額を全体で1.55%増額（1億1,344万円→1億1,519万9千円）し、私立学校の振興に一定の寄与をすることができた。

2 課題

本市においては、私立学校への就学者が多く（高等学校47.9%、中学校15.0%、幼稚園等40.9%）、私学が果たしている役割の重要性に鑑み、保護者の負担軽減と教育条件の向上を図ることが必要である。

私立学校に対する助成については、例年、各関係団体から助成拡充を求める陳情書が提出されている状況であり、学校運営に係る経常的経費補助の実施主体である国・県に対し、その増

額に係る働き掛けを引き続き行っていく必要がある。

第5 課題への対応方針

私学助成の充実について、国・県に対し要望していくとともに、国・県が行う助成を補完する立場である本市としても助成に係る予算の確保に努める。

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の健全育成等に関すること

重

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

特に、放課後児童クラブ事業については、児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から受入対象児童が小学校6年生まで拡大されるなどの大幅な制度改正が行われ、利用者数が急増していることから、計画的なクラス増設等による量的拡大について重点的な取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的に、小学校校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、放課後児童クラブ事業を実施する。

3 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区において、放課後の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 児童館の整備

児童館の整備について、小学校の余裕教室の活用も視野に入れつつ、スケジュールの前倒しを検討する。

2 放課後児童クラブ事業

計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学校内へのプレハブ設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法の中から、学区ごとの個別状況に応じた早期増設が可能な手法を検討する。

サービス内容の一層の向上に伴い必要となる経費については、利用する者と利用しない者との公平性(受益者負担)の観点から、経済的な事情により利用できない世帯にも配慮しながら、その負担の在り方を検討する。

3 放課後プレイスクール事業

放課後プレイスクール事業の周知に努め、児童館未整備学区における事業の新たな担い手の掘り起こしに努める。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

平成29年5月に中島児童館を開館した。前年度、工事の入札不調により繰越しとなった緑井児童館については、平成29年11月に開館した。また、平成30年度の開館に向けて、広瀬児童館の新築工事を行ったほか、平成31年度の開館に向けて、安児童館及びみどり坂児童館の実施設計等を行った。

また、児童館の整備スケジュールの前倒しに向け、小学校の余裕教室の活用の可否について、小学校長等から聞き取りを行った。

さらに、今後、余裕教室の一層の活用による児童館の整備促進を図る観点から、余裕教室を活用して整備する安児童館の実施設計に際し、遊戯室へのエアコン設置など、設備面を充実させた。

2 放課後児童クラブ事業

平成29年5月1日現在で、20学区において受入定員を超え、計202人の待機児童が生じた。待機児童の解消と平成30年度の利用者増に対応するため、クラス増設に取り組んだ結果、小学校の余裕教室の活用、小学校敷地内へのプレハブの設置により24クラスを開設したほか、民間放課後児童クラブへの補助により11クラスを開設した。

なお、小学1年生から3年生までの待機児童については、市の運営する放課後児童クラブにおいて特例として定員を超えて受入れを行ったほか、児童館がある学区においては、学校から児童館への直接来館により、児童の安全・安心な居場所の確保に努めた。

また、特にニーズの高い長期休業中の朝の開設時間の延長について、関係者との協議・調整を重ね、希望者を対象として、一定の利用者負担の下で平成30年度の夏季休業から実施する方針を決定した。

3 放課後プレイスクール事業

平成29年度は、7学区（広瀬、安、井原、久地、みどり坂、湯来東、湯来西）で放課後プレイスクールを実施し、登録指導員84人の下、登録児童617人の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保した。

また、本市が運営するウェブサイトを活用し、放課後プレイスクール事業の周知を図るとともに、児童館未整備学区における事業の新たな担い手の掘り起こしを行い、平成30年度から新たに1学区（志屋）で実施することになった。

なお、2学区（広瀬、みどり坂）については、児童館の開館等に伴い、平成29年度末で事業を廃止した。

【表69】放課後等の子どもの居場所の確保に係る実施状況の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童館の整備館数 (年度末現在)	110館	111館	112館	113館	115館
放課後児童クラブ 事業の開設クラス数 (翌年度初日現在)	181クラス	196クラス (民間10クラス含む)	238クラス (民間24クラス含む)	257クラス (民間29クラス含む)	292クラス (民間40クラス含む)
放課後プレイスクール 事業の実施学区数 (年度末現在)	14学区	12学区	11学区	8学区	7学区

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 児童館の整備

緑井児童館及び広瀬児童館の整備について、予定どおり完了することができた。

(2) 放課後児童クラブ事業

待機児童の解消を図るとともに、平成30年度に向け、利用見込み数を上回る受入定員を予定どおり確保することができた。

また、新たなサービス向上策である長期休業中の朝の開設時間の延長について、利用者の一定の負担の下、実施する方針を決定することができた。

(3) 放課後プレイスクール事業

放課後プレイスクール実施学区において、予定どおり児童の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保することができた。

2 課題

(1) 児童館の整備

予定どおり児童館の整備は完了したものの、現在の3年に4館の整備ペースでは、整備完了までに長期間を要することが課題である。

(2) 放課後児童クラブ事業

予定どおり平成30年度に向けた受入定員は確保できたものの、平成31年度末までに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準」（広島市児童福祉施設設備基準等条例第7条）に適合させるため、引き続き量的拡大を図る必要があり、そのための増設場所や指導員の確保等が課題である。

また、多様な就労形態に対応した市民ニーズなどに応えるため、厳しい財政状況の中、更なるサービスの向上を今後どのように図っていくかが課題である。

(3) 放課後プレイスクール事業

事業の新たな担い手の確保は進んだものの、児童館未整備学区26学区のうち、放課後プレイスクール事業を実施している学区が7学区にとどまっていることが課題である。

第5 課題への対応方針

共働き家庭が増加する中、今後ますます重要となる子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として、「放課後等の子どもの居場所の確保」を、平成30年度の重点取組項目とする。

1 児童館の整備

児童館未整備学区の早期解消に向け、余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費削減を図りながら、整備を推進する。

2 放課後児童クラブ事業

計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの個別状況や指導員の確保見込みに応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブ設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法を検討する。

また、長期休業中の朝の開設時間の延長を着実に実施するとともに、更なるサービス向上に

に向けた検討を行う。

更なるサービス向上に伴い必要となる経費については、利用者の一定の負担の下で実施する長期休業中の朝の開設時間の延長に係る利用状況等を踏まえつつ、経済的な事情により利用できない世帯にも配慮しながら、その負担の在り方を検討する。

3 放課後プレイスクール事業

実施学区数を増やすため、放課後プレイスクール事業の周知に努め、児童館未整備学区における事業の新たな担い手の掘り起こしに努める。

第1 事務の目的・概要

広島市教育委員会（以下、この項目において「市教委」という。）と広島県警察（以下、この項目において「県警察」という。）が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に北庁舎別館内に設置した、教育委員会事務局職員と警察官等が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

- 1 暴走族グループの再結成や新規結成を阻止するため、県警察との連携による、少年相談や「少年サポートルーム」事業、街頭補導活動により、問題行為少年の非行防止・自立支援に取り組むほか、ネットパトロール等による暴走族結成に関する情報収集に努める。
- 2 平成29年度からは、これまで広報活動を行っていない企業、関係機関、団体等の新たな広報媒体を開拓し、ポスターやデジタルサイネージ[※]の掲示など、広報活動を行い、「少年サポートセンターひろしま」について、一層の周知徹底を図る。

※ 電子看板。駅や公共施設等、人が集まりやすい場所に、ポスターなどの代わりにディスプレイを設置し、動画・写真・文字などを組み合わせた情報を見ることができるもの。

第3 平成29年度における管理・執行状況

- 1 非行防止活動の推進等
 - (1) 市教委・県警察連携事業
 - ア 少年相談

電話や面接等により受け付けた相談事案について、非行少年グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、事件性や非行の程度、また、就学・就労支援の必要な場合等に、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

【表70】少年相談受理件数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度
162件	247件	199件

イ 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

少年のコミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、ボランティア等と協働して様々な体験活動や学習支援を実施した。

【表71】「少年サポートルーム」の開催状況の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	43回	54回	44回
延べ参加人数	387人	368人	420人

ウ 立ち直り支援

非行少年の立ち直りを支援するため、学習支援を実施するとともに、特定の問題（性非行・万引き・ネット依存）に特化した問題別思春期セミナーを開催した。

【表 72】 就学・就労支援及び学習支援の実施状況の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就学・就労支援	0 回	3 回	0 回
学習支援	38 回	9 回	43 回

【表 73】 問題別思春期セミナーの開催状況の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	3 回	4 回	4 回
参加人数	139 人	183 人	217 人

エ 学校支援（生徒指導上の課題を抱える学校への支援）

県警察スクールサポーターとして委嘱された自立支援相談員等を中学校等に派遣し、少年の非行防止や学校支援に取り組んだ。

【表 74】 自立支援相談員の派遣状況の推移

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中学校	学校数	4 校	2 校	2 校
	回数	274 回	222 回	276 回
小学校	学校数	1 校	1 校	2 校
	回数	28 回	21 回	52 回
計	学校数	5 校	3 校	4 校
	回数	302 回	243 回	328 回

オ 街頭補導活動

市教委、県警察、青少年指導員等の連携による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見及び早期指導により、少年の非行防止に取り組んだ。

参加者：市教委職員、県警察職員、青少年指導員、PTA、広島校外教育連盟職員等

活動日：フラワーフェスティバル（5月3～5日）、ゆかたできん祭（6月2～4日）、えびす講（11月18～20日）等

カ 要保護少年※対策

要保護児童対策地域協議会代表者会議に出席し、要保護少年の対策に関わる関係機関との連携を図った。

※ 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。

(2) 市教委単独事業

ア ネットパトロールの実施

ネット上でのいじめや自殺・自傷を示唆する記述や画像を早期に発見し対応するため、職員によるパトロールと併せて専門業者によるパトロールを実施し、関係課及び学校等へ情報提供を行った。書き込み等の内容によっては、サイト管理者に削除を依頼するとともに、暴走族に関する情報や、その他犯罪性のある情報については、県警察と連携し、迅速かつ適切に対応した。

【表 75】 ネットパトロールによる問題発見数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	5 件	0 件	0 件
中学校	1,463 件	1,468 件	1,135 件
高等学校	285 件	331 件	289 件
その他	11 件	3 件	0 件
計	1,764 件	1,802 件	1,424 件

イ 少年非行対策セミナー

少年の非行問題などに関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についての市民意識の醸成を図った。

平成 29 年度セミナー

開催日	3 月 17 日 (土)
場 所	中区地域福祉センター
テ ー マ	少年非行の予防について
講 師	広島修道大学健康科学部 教授 内野悌次氏
参加者数	60 人

2 「少年サポートセンターひろしま」の周知

「少年サポートセンターひろしま」の活動や役割について、広く市民に周知するため、新たな企業、関係機関・団体等の協力を得て、周知ポスターの掲示やチラシ等の配布を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

平成 29 年の広島市域における非行少年の検挙・補導人数は 627 人で対前年比 104 人(14.2%)減少しており、平成 25 年からの過去 5 年間で最小の数値となっている。また、14 歳未満の触法少年の補導人数についても 230 人で、対前年比 53 人 (18.7%) 減少しており、「少年サポートセンターひろしま」の運営が検挙・補導人数等の低下の一端を担っているものと考えられる。

少年たちの居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）の平均参加者数は、前年度の 5.8 人から 9.5 人に増加しており、職員や大学生ボランティア等と触れ合うことができる「少年サポートルーム」が少年たちの居場所となっている。

また、参加した中学 3 年生の中には、当初、高校への進学を積極的に考えていなかった少年もいたが、結果として、全員が高校に進学したことなどから、当該事業が少年の立ち直りのきっかけの一つになっていると考えられる。

2 課題

(1) 平成 27 年 6 月末以降、暴走族グループの結成の把握はないが、最近では、暴走志向を有する者が単独で暴走行為を敢行したり、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により参集し自然発生的に小集団のグループを結成してゲリラ的な集団暴走行為を敢行したりしていることから、暴走族の再結成や新規結成が懸念される状況である。このことから、引き続き非行防止活動を推進していく必要がある。

【表 76】 暴走族のグループ数・構成員数（広島市域における数値）の推移

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
暴走族のグループ数	1 グループ	1 グループ	0 グループ	0 グループ	0 グループ
暴走族構成員数	4 人	5 人	0 人	0 人	0 人

- (2) 「少年サポートセンターひろしま」をより一層周知するため、新たな広報媒体を開拓する必要がある。

第5 課題への対応方針

- 1 暴走族グループの再結成や新規結成を阻止するため、引き続き県警察との連携による、少年相談や居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）、街頭補導活動により、問題行為少年の非行防止・自立支援に取り組むほか、ネットパトロール等により暴走族関係情報の収集に努める。
- 2 「少年サポートセンターひろしま」の一層の周知を図るため、少年非行対策セミナーや出前講座、教職員研修等あらゆる機会を利用した広報啓発に努めるほか、ポスター貼付やチラシ配布などについて、より多くの企業、関係機関・団体等に協力を依頼するなど広報活動の強化に努める。

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、フィルタリングの普及を促進し、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 10^{デン}オフ運動の推進

中学生に対しては、関係団体と連携を図りながら自ら携帯電話・スマートフォン等の適正な利用について考え、生活習慣等を見直す動機付けとなる新たな取組を実施するとともに、保護者に対しては、自らが担う役割や責任についての意識向上を図る取組を行うことにより、中学生の達成率を6割以上に引き上げるよう努める。

2 ノー電子メディアデー推進事業の実施

幼少期から生活習慣の定着を図るため、平成29年度は対象を未就学児及び小学校3年生までの小学生とする。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

未登録となっている家電量販店に対しては、登録制度の意義を説明し登録への呼び掛けを行う。

4 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、経験が浅いインストラクターの活動を支援するため、2人以上で講座を進めるなど運営方法や内容を工夫することにより、自立して活動できるインストラクターの増加を図る。また、電子メディア協議会が行う自主研修会の開催を全面的に支援し研さんできる場を提供するとともに、講座で利用できる教材、コンテンツの共有化を進める。

電子メディアに関する講習会の開催については、インストラクター派遣に関する案内チラシを学校等に配布し再周知するとともに、広島市PTA協議会、広島市青少年健全育成協議会等の協力を得ながら、同講習会の開催促進を図ることで参加者数の増加に努める。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 10^{デン}オフ運動の推進

全小・中学校、PTA、電子メディア協議会、教育委員会事務局が一体となって「夜9時以降はスマートフォン等による送信をしない。」「遅くとも10時までには使用をやめる。」「家庭で話し合っスマートフォン等の使用に関するルールをつくる。」という10^{デン}オフ運動を継続実施した。

10 オフ運動の内容としては、7月と12月に強化週間を設け、啓発用ミニポスターを全市立小・中学校の児童生徒に配付するとともに、道徳や言語・数理運用科の授業で電子メディアとの付き合い方やSNSでの適切なコミュニケーションの取り方について考えさせる取組や、生活リズムカレンダー等を活用して児童生徒に生活習慣等について振り返らせる取組を行った。

また、取組の実態を把握するため、抽出校（小・中学校とも各区1校を抽出）においてアンケート調査を実施した。

さらに、10 オフ運動に児童生徒が主体的に取り組む「ストップ ダラ通プロジェクト」※を推進した。

※ スマートフォン等の無料通話アプリやSNSでダラダラと長時間通信することを防止するために、市内の中学校生徒から共通の合い言葉を募集し、選考された合い言葉による「ストップ ダラ通」運動を展開すること。

【表 77】 家庭でルールを作っている児童生徒の割合の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学生	50.7%	53.4%	69.8%
中学生	46.8%	37.1%	50.3%

※ 数値は、冬の強化週間の調査結果である。

2 ノー電子メディアデー推進事業の実施

家庭において電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園、幼稚園、小学校と連携して「ノー電子メディアデー推進事業」を12月の10 オフ運動に合わせて実施した。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

青少年と携帯電話との健全な関係づくりの推進に協力することを宣言する販売店に登録証及びステッカーを交付する「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店」制度について、家電量販店にも引き続き登録申込みの呼び掛けを行った。

4 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

地域で青少年と電子メディアに関する啓発活動を行うための電子メディア・インストラクター養成講座を2回（8月、2月）開催した。

また、電子メディア・インストラクターを対象に、電子メディアに関する講習会を実施する上で参考となる、寸劇や紙芝居等の手法を取り入れた研修を実施した。

電子メディアに関する講習会を保護者、地域住民及び児童生徒、教職員等を対象に開催した。

さらに、電子メディアの使用が低年齢化しているため、未就学児及び小学校低学年向けの啓発用紙芝居やカルタの教材づくりに取り組んだ。

【表 78】 ノー電子メディアデー推進事業参加人数等の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ノー電子メディアデー推進事業の参加人数	16,263 人	13,672 人	9,536 人	6,084 人
青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録店舗数	128 店 (うち家電量販店 11 店)	128 店 (うち家電量販店 11 店)	128 店 (うち家電量販店 11 店)	120 店 (うち家電量販店 11 店)
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	32 人	36 人	41 人	18 人
電子メディア・インストラクター新規認定者数	30 人	33 人	36 人	18 人
電子メディアに関する講習会の参加人数	10,227 人 (講習会数：77 回)	10,145 人 (講習会数：75 回)	8,599 人 (講習会数：53 回)	7,808 人 (講習会数：65 回)

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 10 オフ運動の推進

強化週間後のアンケート調査では、小学生では、「夜9時以降は送信しない。」「遅くとも10時までには使用をやめる。」の「全ての日で達成できた。」「4日以上達成できた。」を合わせると、それぞれ90.0%と89.6%の達成率となっており、ともに前年度に引き続き9割という高い達成率を維持しており、夜間使用を制限する意識が定着してきていると考えられる。

中学生では、「夜9時以降は送信しない。」「遅くとも10時までには使用をやめる。」の達成率が「全ての日で達成できた。」「4日以上達成できた。」を合わせると、それぞれ59.4%と55.7%の達成率となっており、夏の強化週間から1.7ポイントと2.6ポイントいずれも高くなっており、意識の向上が見られた。

また、小・中学生から「早寝早起きなど規則正しい生活ができた。」「家族との会話が増えた。」「勉強時間が増えた。」などの感想が寄せられ、携帯電話・スマートフォン等の適正な利用について考え、生活習慣等を見直す良いきっかけとなった。

家庭でのケータイ・スマホ等のルール作りについては、「強化週間をきっかけにルールを作った。」が小学生では19.6%、中学生では15.5%で、夏の強化週間から小学生が2倍、中学生が5倍に増えていることから、この取組が効果を表してきていると考えられる。その要因としては、強化週間前における携帯電話・スマートフォンの使用に関する出前講座や学級指導等を行ったことが挙げられる。

【表79】10 オフ運動強化週間のアンケート集計結果

区 分		7 月		12 月	
		小学生	中学生	小学生	中学生
「夜9時以降は送信しない。」の達成状況	全ての日で達成	65.0%	37.4%	68.5%	39.2%
	4日以上達成	19.6%	20.3%	21.5%	20.2%
	計	84.6% (△5.6ポイント)	57.7% (3.1ポイント)	90.0% (△0.5ポイント)	59.4% (8.2ポイント)
「遅くとも10時までには使用をやめる。」の達成状況	全ての日で達成	67.8%	30.3%	69.8%	31.1%
	4日以上達成	23.6%	22.8%	19.8%	24.6%
	計	91.4% (15.8ポイント)	53.1% (7.6ポイント)	89.6% (△1.3ポイント)	55.7% (8.6ポイント)
家庭におけるケータイ・スマホ等のルール作成状況	以前から作っている。	52.1%	43.1%	50.2%	34.8%
	強化週間をきっかけに作った。	9.8%	3.1%	19.6%	15.5%
	計	61.9% (5.7ポイント)	46.2% (△2.0ポイント)	69.8% (16.4ポイント)	50.3% (13.2ポイント)

※ ()内は対前年度比。

(2) ノー電子メディアデー推進事業の実施

参加者に対するアンケート調査では、77.1%が参加してよかったと回答しており、各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図る良いきっかけとなった。

(3) 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

市内全ての携帯電話販売店が登録している。未登録となっている家電量販店に対して呼び掛けを行ったところ、新たに2社の家電量販店から次年度登録の申出があった。

(4) 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、インストラクターに認定した者の数は増加しており、講習会で活用できる紙芝居やカルタ等の手法を取り入れた研修会を実施したことにより、新たに講演会の講師や補助者として活動する者も出てきた。

電子メディアに関する講習会の開催については、開催回数は増加しているが、参加者の人数は減少している。

2 課題

(1) 10 オフ運動の推進

ア 小・中学生とも、「夜9時以降は送信しない。」「遅くとも夜10時までには使用をやめる。」が達成できなかった理由として、多くの児童生徒が「友達からメール、ライン等が送られてきたから。」と回答しており、友達とのメールやライン等のやり取りがなかなかやめられない実態が浮き彫りになっている。

イ 家庭でのケータイ・スマホ等のルール作りについては、12月時点で、小学生の約3割、中学生の約5割が行っていないことから、児童生徒及び保護者への意識啓発を強化する必要がある。

(2) ノー電子メディアデー推進事業の実施

各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図る良いきっかけとなっていることから、幼少期のできるだけ早い時期から継続的に取り組む必要がある。

(3) 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

市内で携帯電話を販売する店は、一部の家電量販店を除き全ての店舗が安心サポート宣言店として登録しており、今後も引き続き携帯電話販売店と連携して保護者啓発に取り組む必要がある。

(4) 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、更なるスキルアップを図り、講習会の講師や補助者として自立して活動できる者を増やす必要がある。

電子メディアに関する講習会の開催については、講習会の講師となる電子メディア・インストラクターを対象としたスキルアップ研修会を開催するなど、指導者としての資質の向上を図るとともに、開催回数及び参加者の人数を増やす必要がある。

第5 課題への対応方針

1 10 オフ運動の推進

児童生徒に対しては、広島市 PTA 協議会と連携を図りながら、平成 29 年度から実施している「ストップ ダラ通プロジェクト」を推進するとともに、保護者に対しては、自らが担う役割や責任についての意識向上を図る取組を行う。

(1) 10 オフ運動強化週間の実施

生活習慣の定着を図るため、年 2 回、10 オフ運動強化週間を設け、小学校の児童及び中学校の生徒の家庭を対象として、全市立小・中学校一斉に取組を行う。

実施に当たっては、取組の意識向上を図るため、事前研修や講習会の実施を合わせて行うよう呼び掛ける。

(2) ノー電子メディアデー強化月間の実施

幼少期から生活習慣の定着を図るため、保育園、幼稚園の未就学児を対象にした取組を实

施するとともに、取組の意識向上を図るため、紙芝居等を活用した啓発活動を実施する。

2 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、経験が浅いインストラクターを自立して活動できるようにするため、経験豊富なインストラクターと一緒に講座運営をするなど、OJTによる育成に努める。また、電子メディア協議会が行う自主研修会の開催を全面的に支援するとともに、講座で利用できる教材、コンテンツの共有化を一層進める。

電子メディアに関する講習会の開催については、インストラクター派遣に関する案内チラシを学校に加えて、幼稚園、保護者等に配布し周知するとともに、広島市PTA協議会、広島市青少年健全育成協議会等の協力を得ながら、同講習会の開催促進を図ることで参加者数の増加に努める。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店との連携

青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店と連携し、青少年に携帯電話を販売する際に啓発用チラシを活用するなど、保護者及び児童生徒への啓発に取り組む。

また、年1回、抽出した宣言店を訪問し、販売時における保護者の反応等の情報収集を行うなど、現状把握に努める。

4 保護者及び児童生徒への啓発

電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるため、インターネットに潜む危険性や正しい使い方などについて、広島市電子メディア協議会等と連携し、同協議会の電子メディア・インストラクターによる出前講座の開催、保育園及び幼稚園への未就学児啓発用の紙芝居の貸出し、啓発チラシの配布を行う。

さらに、市広報番組やデジタルサイネージ等を活用した啓発、マスコットキャラクターの募集等に取り組むなど、保護者及び児童生徒への啓発を一層推進する。

工 青少年総合相談センターにおける支援

第1 事務の目的・概要

青少年を取り巻く環境の悪化、不登校、ひきこもり、ニート等の深刻化等、青少年問題が複雑・多様化しているため、青少年に係るあらゆる問題の解決支援を目的に、専門的立場から総合的に相談等を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、ケースカンファレンスの運営の方法を工夫するなど、青少年教育相談員の資質向上のための研修内容を充実させる。

また、きめ細かい支援の充実を図るため、子育てに悩みを抱える保護者の会を充実させるなど、より適切な支援方法を検討する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 相談体制の充実について

相談員の更なるスキルアップを目的に個別研修42回（1人当たり6回）を実施するとともに、相談員は経験年数等に応じて年間を通じて計画的に臨床心理士から助言や指導を受けた。

個別研修の内容

- ・ インテーク面接時における必要な情報の聞き取り方法
- ・ 面接相談の進め方
- ・ 相談者の気持ちを理解した対応 等

2 青少年相談について

相談員（7人）、臨床心理士（4人）及び精神科医（1人）が、必要に応じて学校や医療機関のほか、民間を含む相談・支援機関等との連携を図りながら面接及び電話相談を実施した。そのうち、いじめに関する相談（「いじめ110番」）については、夜間・休日に専門の相談員（9人）を配置し、24時間体制で電話相談を実施した。

【表80】 青少年相談の主な相談内容別件数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
いじめ	225件	162件	125件	129件	113件
（うち夜間休日の件数）	（86件）	（83件）	（75件）	（63件）	（58件）
不登校	467件	578件	672件	657件	653件
友達関係	379件	250件	197件	146件	102件
神経症的問題	10件	30件	71件	130件	143件
行動・性格	327件	415件	417件	368件	238件
学習	11件	25件	60件	39件	13件
精神・身体	29件	25件	45件	39件	59件
進路	262件	187件	146件	169件	150件
子育て	419件	349件	278件	266件	330件
その他	382件	455件	383件	397件	398件
計	2,511件	2,476件	2,394件	2,340件	2,199件

3 きめ細かい支援の充実について

子育てに悩みを抱える保護者の会の参加者 10 人に対して、11 月～2 月の間に 4 回講座を実施した。

4 青少年総合相談センターの周知について

- (1) 「子どものいじめに関する情報提供窓口」を利用しやすくするための QR コードを掲載してリニューアルしたポスターを、学校や関係機関に配布した。
- (2) テレビの広報番組を利用して、当センターの活動を広報した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

- (1) 相談体制の充実について
個別研修により、個々の相談員のスキルアップができた。
- (2) 青少年相談について
学校等関係機関と連携を密にしながら、相談を実施し、問題解決に向けた適切な支援ができた。
- (3) きめ細かい支援の充実について
子育てに悩みを抱える保護者の会の参加者に、臨床心理士の指導により、子育てに関わる効果的な対処方法を身に付けさせることができた。
- (4) 青少年総合相談センターの周知について、ポスターや広報番組等を活用し広報活動を行ったが、学校によっては十分認知されておらず、相談機関を必要とする児童生徒へのサービスの提供が思うようにできなかったケースもある。

2 課題

様々な家庭環境や生活スタイルの変化等により、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要な相談ケースが生じており、これに対応するため、関係機関との連携の強化や個々の相談員のスキルアップを図っていく必要がある。

最近の青少年のコミュニケーション手段の変化に応じた新たな相談方法を検討していく必要がある。

より多くの青少年に当センターを認知してもらえよう、更に周知を行う必要がある。

第 5 課題への対応方針

学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、ケースカンファレンスの運営方法の工夫、毎週のミーティング内容の充実など、相談員の資質向上のために研修内容の充実に取り組む。

さらに、きめ細かい支援の充実を図るため、子育てに悩みを抱える保護者の会を充実させるなど、より適切な支援方法を検討する。

新たな相談の方法として、青少年のコミュニケーション手段として大きな割合を占めるようになった SNS の活用について検討する。

青少年や保護者にとって最も身近な存在である学校への周知を一層図っていくため、各校長会で、当センターについて PR を行うとともに、必要に応じ、学校から児童生徒やその保護者への周知を行うよう依頼する。また、教育センター、関係課等との連携・調整の下、教員研修において、当センターの業務内容について周知する機会を設ける。

才 地域団体等の活動の支援

第1 事務の目的・概要

本市の青少年健全育成に資するとともに、社会教育の一層の振興・発展に資することを目的に、地域団体等が実施する公益性の高い事業に対して、補助金の交付による支援を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対して、事業内容を検討の上、事業補助を行い、団体を支援する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

各種団体等が実施する事業に対し、以下のとおり補助を行った。

広島市PTA協議会については、小・中学校単位PTA相互の連携や家庭教育及び社会教育の振興を図ることを目的とした委員会活動や広報紙発行等の事業に対して補助を行った。

広島市子ども会連合会については、地域における青少年の健全育成を図ることを目的として、異年齢集団の子どもたちに多様な体験の機会を提供し、交流活動を推進する事業のうち、球技大会の開催や広島県リーダー研究集会派遣事業等の事業に対して補助を行った。

地区青少年健全育成連絡協議会については、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とした、あいさつ・声かけ運動や「こども110番の家」の推進等の事業に対して補助を行った。

その他、広島市区子ども会連合会、学区子ども会育成協議会、ボーイスカウト広島市域連絡協議会、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、広島市地区保護司会連絡協議会、広島市青年連合会、更生保護法人ウィズ広島、広島市地区更生保護女性会連絡協議会及び地域活動連絡協議会の各種団体については、青少年の健全育成に資する事業に対し補助を行った。

【表81】各種団体等が実施する事業への補助実績額（平成29年度は決算見込み）の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
約3,380万円	約3,240万円	約4,520万円	約3,210万円	約3,210万円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

各種団体等が実施する青少年健全育成や社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対し、適正に事業補助を行い、団体の活動を側面から支援することができた。

2 課題

継続事業であっても、新規事業と同様に、事業の公益性や事業の実施効果を常に検証していく必要がある。

第5 課題への対応方針

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対して、事業内容を検討の上、今後も事業補助を行い、団体を支援する。

第1 事務の目的・概要

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 青少年センターの管理運営

青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(2) 少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの管理運営

自然環境の中で心身共に健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(3) 国際青年会館の管理運営

青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質向上を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

青少年野外活動センター・こども村は（公財）広島市文化財団が設置・運営する施設で、自然体験活動や集団宿泊訓練の場として利用されており、本市の青少年教育施設として必要不可欠であるため、自然環境の中で心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに青少年を対象に様々な事業を行うための経費を補助する。

なお、こども村は、青少年野外活動センターに隣接し、平成28年度まで経済観光局農林水産部農政課が所管する施設であったが、両者は一体的に運営されており、青少年野外活動センターにおける青少年教育事業の推進上、欠かせないことから、行政の効率の向上、行政の一体性の確保を図るため、平成29年度から教育委員会事務局青少年育成部育成課に移管した。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターの更新については、適時に関係課と協議を行いながら中央公園の在り方検討の中で検討する。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

運営補助を行うとともに、必要に応じて適切に修繕等に係る補助を行う。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 青少年教育施設の管理運営

青少年教育施設において、指定管理者に施設の管理運営を適切に行わせるとともに、各施設の特性を生かした主催事業を実施した。また、施設の修繕については、必要に応じて適切に実施した。

【表 82】 青少年教育施設の主催事業の実施状況

区 分	事業数	開催回数	延べ参加人数
青少年センター	34 事業	226 回	21,154 人
似島臨海少年自然の家	26 事業	122 回	10,846 人
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	24 事業	55 回	3,749 人
国際青年会館	9 事業	34 回	1,093 人

【表 83】 青少年教育施設の修繕の実施状況

区 分	内容等	金額
青少年センター	ホール等ネットワークカメラ修繕 外 33 件	9,084 千円
似島臨海少年自然の家	宿泊棟 B、C 冷暖房設備改修その他工事 外 30 件	35,166 千円
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	灯油地下タンク修繕業務 外 22 件	6,785 千円
国際青年会館	非常放送設備改修 外 36 件	4,623 千円

※ 指定管理者が実施した修繕を含む。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

施設の管理運営や主催事業を行うための経費を補助するとともに、適切に修繕等を行った。

【表 84】 青少年野外活動センター・こども村の主催事業の実施状況

事業数	開催回数	延べ参加人数
24 事業	93 回	4,137 人

【表 85】 青少年野外活動センター・こども村の修繕の実施状況

内容等	金額
暖房及びボイラー配管等修繕 外 57 件	11,832 千円

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 青少年教育施設の管理運営

各施設の主催事業でのアンケートの実施や、意見箱等を設置することにより、利用者ニーズを踏まえた事業・管理運営を行うとともに、広報の充実や施設の特性を生かした主催事業を実施した結果、目標利用者数を達成できた。

各施設において適切な維持補修を行い、円滑な施設運営ができた。

【表 86】 青少年教育施設の利用者数の推移

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
青少年センター	目標	224,800 人	224,800 人	224,800 人	224,800 人
	実績	234,266 人	236,489 人	239,446 人	238,020 人
似島臨海少年自然の家	目標	47,300 人	47,300 人	47,300 人	47,300 人
	実績	47,304 人	48,355 人	47,669 人	47,659 人
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	目標	110,700 人	110,700 人	110,700 人	110,700 人
	実績	115,170 人	119,408 人	118,372 人	121,265 人
国際青年会館	目標	20,600 人	20,800 人	20,800 人	20,800 人
	実績	24,618 人	25,783 人	27,511 人	26,185 人

(2) 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

運営補助を行うことにより、施設の管理運営や主催事業及び修繕等への対応を適切に行う

ことができた。

【表 87】 青少年野外活動センター・こども村の利用者数の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
青少年野外活動センター	57,441 人	55,710 人	52,153 人	52,592 人
こども村	38,253 人	39,966 人	34,838 人	37,480 人

2 課題

(1) 青少年教育施設の管理運営

利用促進のための取組を進めるとともに、必要に応じて適切な修繕等を行う必要がある。

老朽化が顕著な青少年センターの更新について、「広島市公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 2 月策定）及び同計画素案に寄せられた市民意見に対する「本市の考え方」（同年 2 月公表）を踏まえ、検討する必要がある。

似島臨海少年自然の家については、本市の喫緊の課題となっている似島地域の振興の一環として、更なる有効活用に向けて検討する必要がある。

(2) 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、施設の管理運営、主催事業及び修繕を行うための経費を補助する必要がある。

こども村の主な体験活動プログラムは、農業体験や牧場見学、酪農体験であるが、牛を使ったプログラムについては、利用者が年々減っていることや、牛の管理が行える従事者の確保が困難になっていることから、見直しを検討する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターの更新については、「広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、適時に関係課と協議を行いながら中央公園の在り方検討の中で検討する。また、検討に当たっては、同計画素案に寄せられた市民意見に対する「本市の考え方」に基づき、現在の利用者の利便性にも配慮する。

似島臨海少年自然の家の更なる有効活用については、地域活性化の視点が重要であることから、企画総務局が設置予定の検討協議会の中で、関係部局及び地元関係者等との幅広い議論を行い進める。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

円滑な管理運営に向けて運営補助を行うとともに、必要に応じて適切に修繕等に係る補助を行う。

こども村の牛を使った体験活動プログラムの見直しについては、頭数を徐々に減らすとともに、農園を活用したプログラムの充実について、施設の運営主体である（公財）広島市文化財団と検討する。

第1 事務の目的・概要

ひきこもりがちな青少年（高校生相当年齢以上おおむね30歳まで）の自立を促進することを目的に、就労体験やボランティア体験等の社会体験活動への参加の機会を提供する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

参加者の状態に配慮しながら、社会体験活動等への参加回数を増やし、自立に向けた取組がより充実するよう委託先と検討する。また、体験活動の受入施設が増やせるよう委託先と協議する。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 社会体験活動の提供・支援

特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSSに委託して実施し、参加者に対し、対人トレーニング等を行うとともに、連携先の小規模作業所や福祉施設等の受入施設において、1人当たり年間20回程度の社会体験活動への参加の機会を提供した。

支援に当たっては、体験活動と参加者への面接を効果的に組み合わせることにより、参加者一人一人の状態の把握に努め、参加者のニーズに適合する体験活動の内容や無理のないプログラムの組立てを行った結果、参加者10人のうち9人に前向きな変化が認められた。

また、体験活動の受入施設の増加に向け委託先と協議等を進め、3施設増となった。

【表88】社会体験活動への参加状況の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
参加者数	10人	10人	10人	10人	
1人当たりの平均参加回数	19.7回	19.4回	18.3回	19.7回	
前向きな変化が認められた参加者数	9人	9人	9人	9人	
内 訳	進学（職業訓練校含む）・復学（通信制含む）・就職	2人	2人	1人	1人
	求職等活動・アルバイト	5人	4人	4人	6人
	ボランティア活動等を継続する地域活動支援センターに通所	2人	3人	1人	2人
	定期的な相談に通う	0人	0人	3人	0人

2 研修の実施

スタッフ及びボランティアスタッフを対象に、参加者の抱える不安障害等の問題を緩和できるよう、12月と2月にストレスへの対処や自己表現についての研修を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

受入施設、委託先等との連携・調整を図るとともに、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行った結果、1人当たりの平均参加回数を前年度よりも増やすことができた。また、参加者のほとんどに前向きな改善が認められるなど、参加者の自立を促進することができた。

また、社会体験活動の受入施設を増やすことができた。

2 課題

参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行い、参加者の自立を促進していく必要がある。

参加者個々のニーズに合わせた活動メニューが増やせるよう、社会体験活動の受入施設を増やす必要がある。

支援が必要な青少年に、本事業をより一層周知する必要がある。

第5 課題への対応方針

参加者の状態に配慮しながら、社会体験活動等への参加回数を増やし、自立に向けた取組がより充実するよう委託先と検討する。

委託先とも協議しながら、社会体験活動の受入施設や活動メニューが増やせるよう努める。

支援が必要な青少年に本事業を一層周知するため、関係機関に協力依頼を行うなどの方策を検討する。

第1 事務の目的・概要

1 青少年国際平和未来会議

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換し合うことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることによりグローバル人材の育成を図ることを目的に、青少年の平和貢献活動についてディスカッション等を実施する（派遣と受入れを交互に実施）。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市と韓国大邱広域市の青少年が、生活を共にしながら交流を行うことにより、本市と大邱広域市の青少年の相互の友情を深めるとともに、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることを目的に、平和学習、意見発表会等を実施する（派遣と受入れを交互に実施）。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 青少年国際平和未来会議

参加各都市における事後活動の促進と事業の波及効果向上を図るため、国際交流イベント等の機会を捉えてテレビ会議による意見交換を行うなど、参加都市間のネットワークを広げる取組を継続する。

また、本事業参加者が個人レベルでどのような事後活動を展開し、どのように人材育成につながっているのか具体的に把握するために、定期的な事後アンケートへの協力を参加者に依頼し、事業効果の具体的な把握に努める。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

この事業での経験を生かし、伝えようとする姿勢が見られることから、引き続き参加者に対して他の国際交流事業の情報や機会を提供するとともに、定期的な事後アンケートへの協力を参加者に依頼し、事後活動の状況把握に努め、それぞれの活動状況に応じた事後活動を促進していく。

第3 平成29年度における管理・執行状況

1 青少年国際平和未来会議

姉妹・友好都市等9か国12都市から招へいた31人の青少年等と広島市の青少年等20人の計51人が、各自の考え方や意見の違いを認め合いつつ友情を深め、世界平和についての意識を高める活動や交流を行った。

グループディスカッションにおいては、30年後の未来に向けてどのようにしたらより良い世界を構築していけるかを最終テーマに掲げ、「平和とは何か」、「平和を阻害する要素は何か」、「若い世代が世界平和の実現に向けてできることは何か」について意見交換を重ね、その成果を「ヒロシマアピール」として発表した。

事業後の取組として、「国際交流・協力の日」において、交流事業に参加した青少年が、イベントの来場者に対して事業報告を行うとともに、ボルゴグラード市等の参加者とテレビ会議を実施し意見交換を行った。また、海外参加者に対して事後アンケートを行い事後活動の状況把

握に努めるとともに、参加者の感想を集約した報告書を作成し、参加各都市へ送付した。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

大邱広域市へ青少年 20 人を派遣し、参加者間の交流を深めるため、文化体験、ホームステイ等を行った。また、お互いの国に対する理解を深めるため、班別にテーマを決めて日韓の文化の違いについて発表し合う活動を行った。

事後研修会においては、今回の交流事業で学んだことやこの経験をどう生かしていくかについて意見交換を行い、「国際交流・協力の日」において発表した。

また、広島の参加者に対して事後アンケートを行い事後活動の状況把握に努めるとともに、交流事業終了後、韓国との交流イベント等の情報提供を行ったところ、イベントでのボランティアやフラワーフェスティバルのパレードへの自主的な参加があった。加えて、両都市の青少年同士でフェイスブックを活用した交流も継続的に行われている。

【表 89】青少年国際交流事業参加者数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
青少年国際平和未来会議	派遣		青少年 8 人、 指導者 2 人 (バンコク都)		青少年 5 人、 指導者 2 人 (ボルゴグラード市)	
	受入れ	48 人 (海外：25 人、 広島：23 人) (6 か国 7 都市)		82 人 (海外：56 人、 広島：26 人) (21 か国 24 都市)		51 人 (海外：31 人、 広島：20 人) (10 か国 13 都市)
広島市・大邱広域市青少年交流事業	派遣	青少年： 大邱 22 人、 広島 22 人 指導者： 大邱 3 人、 広島 3 人		青少年： 大邱 21 人、 広島 21 人 指導者： 大邱 7 人、 広島 3 人		青少年： 大邱 20 人、 広島 20 人 指導者： 大邱 6 人、 広島 3 人
	受入れ		青少年： 大邱 20 人、 広島 21 人 指導者： 大邱 5 人、 広島 4 人		青少年： 大邱 20 人、 広島 23 人 指導者： 大邱 3 人、 広島 5 人	

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 青少年国際平和未来会議

参加都市の青少年によるグループディスカッションや、報告書による成果の共有により、参加都市のネットワークを広げることができた。

また、参加者の感想文や事後アンケートから、核のない平和な世界の実現に向け、それぞれの価値観や立場の違いを認め合い、共に納得できる方向性を導き出すことの大切さを学んだこと、友情と相互理解を深めたこと、また、個人レベルで平和活動を継続している参加者がいることが、事業効果として把握できた。

(2) 広島市・大邱広域市青少年交流事業

両都市の青少年が生活を共にし様々な交流活動を行うことにより友情と理解を深め、世界平和への意識を高めるという事業目的を達成できた。また、日本と韓国の架け橋になりたいという思いを抱くことができた。

事業後に実施したアンケートによる状況把握と他の交流事業やイベント等の情報提供は、参加者の自主的な日韓交流活動への参画につながった。

2 課題

(1) 青少年国際平和未来会議

全ての参加都市が事後活動をより一層活発に展開し、事業の波及効果を継続的に生み出していけるようにするため、また、「ヒロシマの心」の世界に向けた発信がより効果的にかつ発展的に行えるようにするため、今後の事業内容を検討する必要がある。

(2) 広島市・大邱広域市青少年交流事業

今後も、参加者が相互の友情を深め、世界平和の意識を高める事業内容を継続するとともに、事業後にもより多くの参加者が日韓交流活動や平和貢献活動などの事後活動に自主的かつ継続的に取り組めるよう支援する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 青少年国際平和未来会議

参加各都市における事後活動の促進と事業の波及効果向上を図るため、国際交流イベント等の機会を捉えてテレビ会議による意見交換を行うなど、参加都市間のネットワークを広げる取組を継続するとともに、本事業参加者が個人レベルでどのような事後活動を展開し、どのように人材育成につながっているのか具体的に把握するために、定期的な事後アンケートへの協力を参加者に依頼し、事業効果の具体的な把握に努める。

また、事業を効果的かつ発展的に実施するため、今後の青少年国際平和未来会議の在り方について、参加都市の意見も聴取しながら事業内容、運営方法等を総合的、抜本的に検討する。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

両都市の青少年が、生活を共にしながら有意義な交流を行う本事業の内容を継続する。その上で、本事業により日韓の友好関係強化や世界平和への意欲を持った本市の参加者が、より多く自主的かつ継続的に事後活動に取り組めるよう、関係機関や関係団体等とも一層連携しながら日韓交流事業や平和関連事業等の情報や機会を提供する。

また、そうした事後活動の状況等の把握とフォローアップのため、参加者に対し定期的に事後アンケートを実施する。

3 その他の主な事務

(1) 広報に関すること

ア 広報

第1 事務の目的・概要

教育委員会の行う施策・事業等に関する周知を図るため、教育委員会のホームページに施策・事業等に関する内容を掲載するなどの広報を行っている。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 ホームページの運用

リニューアルまでの間、既存のホームページについて、引き続きジャンル及びコンテンツを必要に応じ見直す。

2 効果的な広報の検討

平成 29 年度中のホームページのリニューアルとフェイスブック開設を目指し、各部署の掲載情報や掲載方法等の整理を行うとともに、運用ポリシー等を策定する。

第3 平成 29 年度における管理・執行状況

1 ホームページの運用

既存のホームページに掲載したコンテンツについて、必要に応じて追加、変更、削除を行った。

また、ホームページのリニューアルに向けて、コンテンツの整理を行うとともにジャンル構成の見直しや写真の掲載、レイアウト等について関係課と協議した。

2 効果的な広報の検討

ソーシャルメディアを活用した、よりタイムリーな情報発信を行うため、フェイスブックの活用など具体的方策について広報課と協議した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

ホームページのリニューアルについては、コンテンツの整理に時間を要したことから、平成 29 年度中の実施はできなかったが、関係課との協議はおおむね終了し、市ホームページの管理者である広報課と最終調整を行った。

フェイスブックの活用については、取り組むべき内容に係る一定の整理はできたものの、平成 29 年度中の開設には至らなかった。

2 課題

ホームページのリニューアル後及びフェイスブック開設後は、ジャンル及びコンテンツの更新や継続的な情報の発信等、適切な管理・運営を行っていく必要がある。

第5 課題への対応方針

ホームページのリニューアル後においても、市民に分かりやすい情報提供を行うため、内容

の充実を図るとともに、不要なコンテンツの削除等、適切な管理を行う。

また、フェイスブックについては、各部署が随時情報を更新できる仕組みを検討するとともに、閲覧者の反応等が把握できる機能を用いて分析することで、より効果的な情報発信ツールとして活用する。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

平成30年8月7日（火）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 深澤 広明 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

2 聴取した意見

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

(1) 総括的な意見

- ・ 政令指定都市が持つ広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的・体系的、効果的な教育行政の実施に取り組んでいると評価できる。
- ・ 教育行政は機能分化しており、本点検・評価でも多くの取組項目が掲げられ、それぞれに問題が記載されているが、学校は、これらの問題全てを引き受けて実際に対応している。別々の問題に見えるものも実はつながっている問題であり、それにどう対処するかということ、どのように市民に示していけばよいか検討していく必要がある。
- ・ 説明の根拠、特に数値を明示するよう努力されているが、「評価」における根拠をより明確にすることが望ましい。また、説明の根拠として、研修等の実施後の受講者（対象者）アンケートの実施率の向上と評価への活用が望まれる。
- ・ 成長・発達上の困難・課題を抱えやすく、特別な支援を必要とする児童生徒（貧困家庭の児童生徒、障害のある児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒など）に対しては、発達段階や総合的な支援の必要性に鑑み、政令指定都市が持つ総合行政の権限を生かして、乳幼児期から青年期までの一貫した行政分野横断的な施策の実施と適切な評価指標・基準の開発・設定に基づく評価、改善が望まれる。

(2) 重点取組項目等に関する意見

- ・ 「学力の向上（ひろしま型カリキュラム）」における「全国学力・学習状況調査の正答率30%未満の児童生徒の割合」は、市教育行政の重要取組項目（学力向上・学力保障）を評価する上で重要な評価指標と考えられる。「正答率30%未満の児童生徒」の割合（評価基準（目標値））を、他の自治体（特に政令指定都市）も参考に適切に設定し、その達成に向けた総合的な取組が望まれる。
「正答率30%未満の児童生徒」の割合の減少には、どのような取組・事業が効果的なのかを教育委員会の事業全体の中で関連付けて対応方針を立てることが望まれる。
- ・ 上記以外の重点取組項目についても、広島市教育委員会の専門性を生かした評価指標・基準を開発・設定し、教育行政資源（人的、財政的）が制約される中において（行政）事務の効果的な実施・評価が望まれる。
- ・ 新たな学習指導要領の移行期間であることから、これまでの広島市における教育の基本理

念を踏まえつつ、どのような見通しを持って円滑に移行させるかを明確にしていくことが望ましい。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成29年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

【表90】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	平成29年 4月12日	人 5	人 2	1 平成29年度「10 オフ運動」の取組概要及び平成28年度の取組結果について（報告）
2	5月9日	4	0	1 教育委員の辞職の申出に対する同意について（議案第26号）
3	5月24日	5	0	1 平成29年度学校経営支援システムの実施について（報告） 2 平成30年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第27号） 3 平成30年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第28号） 4 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第29号） 5 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第30号）
4	6月16日	5	3	1 広島市立学校児童生徒数等（平成29年5月1日現在）について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成29年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第2号） (2) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第3号） 3 平成30年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について (1) 平成30年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針（議案第31号） (2) 平成30年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第32号） (3) 平成30年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第33号） 4 平成30年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第34号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
5	7月14日	5	1	1 広島市教育委員会指定管理者指定審議会委員の任命について（議案第35号） 2 教職員の人事について（議案第36号）
6	7月26日	5	1	1 青少年交流事業の開催について（報告） 2 広島市こども文化科学館及び広島市こども図書館の命名権取得者及び呼称の決定について（報告） 3 広島市立図書館協議会委員の委嘱について（議案第37号）
7	8月28日	5	13	1 広島市立中学校の生徒の死亡事案について（報告） 2 教職員の人事について（議案第38号）
8	8月29日	5	22	1 平成30年度から使用する広島市立小学校用教科用図書の採択について（議案第39号） 2 平成30年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択について（議案第40号） 3 平成30年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案第41号） 4 平成30年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 5 平成29年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第42号）
9	9月6日	5	12	1 広島市いじめ防止対策推進審議会への諮問について（議案第43号） 2 青少年交流事業の開催結果について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成29年度9月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第4号） 4 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第44号）
10	10月3日	5	7	1 広島市教員等育成に関する協議会について（報告） 2 平成30年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 3 広島市立学校教職員人事異動方針について（議案第45号） 4 広島市いじめ防止対策推進審議会専門委員の任命について（議案第46号）
11	11月14日	5	5	1 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 2 第31回広島市青少年健全育成市民大会の開催について（報告） 3 平成29年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 4 平成28年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況について（報告）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
12	12月22日	5	2	1 平成30年広島市成人祭の開催について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成29年度12月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第5号） (2) 公の施設の指定管理者の指定議案に対する意見の申出について（代決報告第6号）
13	平成30年 1月26日	5	3	1 平成30年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について（議案第1号） 3 訴訟について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成29年度2月補正予算議案に対する意見の申出について（議案第2号） (2) 平成30年度当初予算議案に対する意見の申出について（議案第3号）
14	2月9日	5	8	1 広島市いじめ防止対策推進審議会の調査状況について（報告） 2 教職員の人事について（議案第4号）
15	3月7日	5	2	1 平成30年度広島市教員研修計画について（報告） 2 教職員の人事について（議案第5号）
16	3月22日	5	0	1 事務局職員等の人事について（議案第6号）
17	3月28日	5	2	1 平成30年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 平成29年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告） 3 広島市教育振興基本計画の時点修正について（議案第7号） 4 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第8号） (2) 広島市立高等学校学則等の一部改正について（議案第9号） 5 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第10号） (2) 教職員の人事について（議案第11号）
開催回数 17回		計（延べ） 84人	計（延べ） 83人	議案：32件、代決報告：5件、報告：21件、 審議事項 合計 58件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

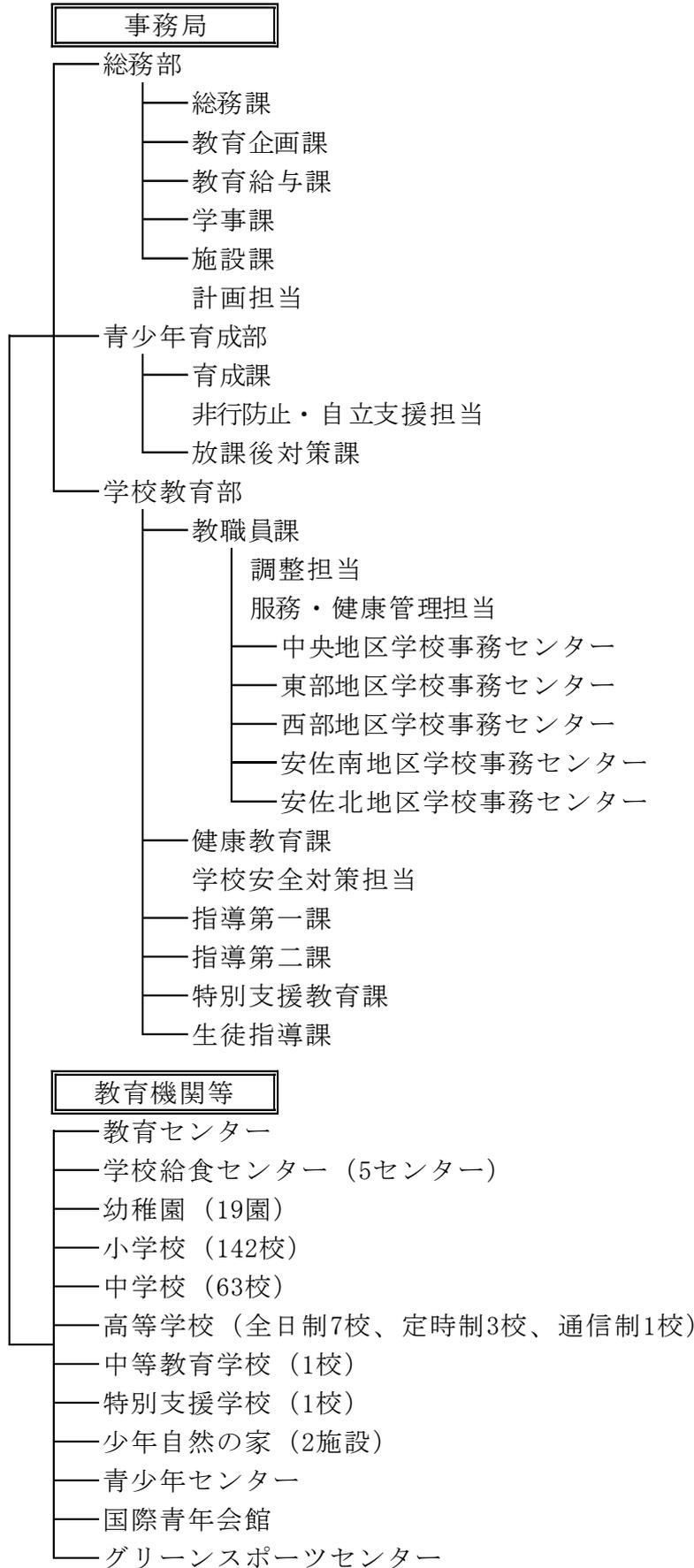
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行っている。その主なものは、次のとおりである。

【表 91】教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）

時 期	区 分	概 要
平成 29 年 4 月	入園式・入学式・開校式への出席	幼稚園 2 園の入園式並びに小学校 1 校、中学校 1 校及び高等学校 2 校の入学式並びに小学校 1 校の開校式にそれぞれ出席した。(延べ 9 人)
5 月	第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第 1 回会議（川崎市で開催）に教育長・委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 人)
7 月	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(5 人)
10 月	学校給食調理施設訪問	民設民営方式の学校給食調理施設を視察した。(4 人)
	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(4 人)
	都道府県・指定都市教育委員研究協議会への参加	都道府県及び指定都市教育委員会の教育委員のための研究協議会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
11 月	広島県女性教育委員グループ第 2 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
	第 1 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、広島市教育大綱に基づく教育施策の取組を踏まえて意見交換を行った。(5 人)
	学校訪問	学校経営支援システムの対象校である亀山中学校、亀山小学校及び亀山南小学校を訪問し、授業等を視察した。(4 人)
	学校訪問	広島特別支援学校を訪問し、「第 24 回文化祭」を視察した。(3 人)
	学校訪問	落合小学校を訪問し、国語科の公開授業等を視察した。(5 人)
平成 30 年 1 月	平成 30 年広島市成人祭への出席	成人祭に出席した。(4 人)
	学校訪問	平成 27 年度の学校経営支援システム対象校である三和中学校を訪問し、学校経営の改善状況を確認した。(5 人)
	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第 2 回会議（東京都で開催）に教育長・委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 人)
	学校訪問	温品中学校を訪問し、英語科の公開授業を視察した。(5 人)
	学校訪問	沼田高等学校を訪問し、普通科体育コースの授業等を視察した。(5 人)

時 期	区 分	概 要
2 月	学校訪問	本川小学校を訪問し、算数科の公開授業を視察した。(4人)
	広島県女性教育委員グループ第3回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(2人)
3 月	卒園式・卒業式への出席	幼稚園2園の卒園式並びに小学校3校、中学校3校、高等学校1校及び特別支援学校1校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ11人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

校種		児童生徒数	学校数
幼稚園		1,077 人	19 園
小学校		65,712 人	142 校
中学校		28,545 人	63 校
高等学校	全日制	5,404 人	7 校
	定時制	360 人	3 校
	通信制	—	1 校
	小計	5,764 人	11 校
中等教育学校		469 人	1 校
特別支援学校	小学部	124 人	1 校
	中学部	105 人	
	高等部	285 人	
	小計	514 人	1 校
計		102,081 人	237 園・校

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 1 8 - 2 9 8
名 称	広島市教育委員会事務点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 4 6 3
発 行 年 月	平成30年9月

